

第百一回 参議院通信委員会 會議録 第十二号

昭和五十九年七月三十一日(火曜日)
午前十時一分開会

出席者は左のとおり。

委員長 大木 正吾君
理事 長田 裕二君
成相 善十君
宮田 輝君
片山 基市君

委員

大木 浩君
阿野 裕君
沖 外夫君
志村 愛子君
新谷寅三郎君
西村 尚治君
山内 一郎君
大森 昭君
中野 明君
服部 信吾君
佐藤 陽夫君
中村 勉一君
青島 幸男君
田 英夫君

國務大臣

郵政大臣 奥田 敬和君

政府委員

郵政大臣官房長 二木 實君
郵政省通信政策局長 奥山 雄村君
郵政省電気通信局長 小山 森也君
事務局長 酒井 繁次君
常任委員会専門員 奥山 雄村君

説明員

外務省北米局北米第二課長 七尾 清彦君
大蔵省主計局主計官 日高 壮平君
通商産業省機械情報産業局電子政策課長 牧野 力君
日本電信電話公社総裁 真藤 恒君
日本電信電話公社総務理事 山口 開生君
日本電信電話公社総務理事 児島 仁君
日本電信電話公社総務理事 岩下 健君
日本電信電話公社職員局長 外松 源司君
日本電信電話公社営業局長 草加 英資君

本日の会議に付した案件

○日本電信電話株式会社法案(内閣提出、衆議院送付)

○電気通信事業法案(内閣提出、衆議院送付)

○日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(大木正吾君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大森昭君 今回の電電改革法案は、明治以来一

世紀余にわたりまして一元的に運営されました電

気通信事業に大変革を来すという法案であります。後世に災いを残さないように真剣かつ慎重な審議が必要だと思ひます。しかるに、先般の本会議で我が党の片山理事が代表質問で指摘されましたように、政令、省令の委任が八十五項目、不透明な部分がたくさんあります。したがって欠陥法案という指摘をいたしましたけれども、またこの審議の仕方でもこれは三法案一括でありますから、本来慎重に審議をするという立場に立ちますと、一法案ずつ審議をしていくということが慎重審議だと思ひますが、国会のいろいろな関係から一括審議ということになっておりますが、こういうようなやり方でも私は余り賛成できません。同時にまた、中曽根総理が本会議でいやすくも利権が絡んではいけないような意味合いのことを言われておりますが、どうも裏返すと何か利権があるのかないかというようにも思ひ当たります。な言ひ方もしておりますが、まづもって前段にこの法案の審議の重要さにつきては指摘をしておきまして各項目に入りたいと思ひます。

昔は郵便が大衆国民の基礎的な通信手段でありましたけれども、そしてまた電気通信そのものがその上に立ってという位置づけであります。今日の状態は電気通信そのものがまさに基礎的な通信手段でありまして、水道や電気などと同様に国民生活に欠くことのできない存在になっているというふうに思ひますが、特に情報化の進展に伴ひましてその公共的使命はますます重くなつていと思ひますが、電気通信事業の公共性について郵政省はどのように考へておられますか。

○政府委員(小山森也君) 電気通信は、まさに仰せのとおり、非常に公共性の強いものであります。なぜならば、情報の伝達に際して時間と距離

とを克服できるという非常な特性を持った機能を

持つておりまして、今日の国民の日常生活、産業経済活動に欠かすことのできない存在となつていと思ひます。今後の高度情報社会においては、情報の有する社会的価値が飛躍的に増大いたしまして、これに伴ひ情報の生産、流通及び利用が国民生活においても産業経済活動においても従来にも増して重要になるものと思ひます。したがって、この情報をいかに円滑に流通させるかというところは非常に重要なことであると思ひます。これはまさに電気通信によつてのみ可能であらう、こう考へております。したがって、高度情報社会におきまして電気通信は基礎的な活動をするものと思ひます。このような意味で電気通信事業の公共性は今後ますます高まると考へられますので、公共性を確保することが電気通信事業にとつて第一に求められる使命である、このように理解している次第でございます。

○大森昭君 今言われましたように、公共性が極めて高いということでありまして、とりわけ秘密の保持とかあるいはネットワークの安全性、信頼性の確保などたくさんあります。同時にまた、通信事業というのは安い料金で全国あまねく公平に提供されなければならないと思ひます。そのことが、という意味合いからいいますと大衆私と意見が一致するということになりますと、そのことを会社法案の一条とか事業法案の第一条に、極めて公共性が高いということになれば、そのことをきちんと明記をして電気通信事業を発展をさしていくというふうにしたらいと思ひますのであります。どう考へますか。

○政府委員(小山森也君) まづ第一に、日本電信電話株式会社法案でございますが、これは当然に電気通信事業法の枠組みの中へ入るわけでござい

ます。したがって、その電気通信事業法においてどのような形の枠組みにあるかということ、まず申し上げなければならぬと思ひますが、電気通信事業法の第一条におきましては、「電気通信事業の公共性にかんがみ」ということで公共性をまずうたてております。また同時に、その公共性のもう一つの側面でありまして、その通信の秘密の保護とか安全性、信頼性の確保という点から、「電気通信役務の円滑な提供を確保すること」ともにその利用者の利益を保護し、ということとで、その利用者の利益を保護という事項を第一条に置いております。したがって、これを受けておきます電気通信株式会社法案というのは当然にこの公共性の全体を受けているわけでございまして、法全体の形でこの公共性と利用者の保護というものがこの電気通信株式会社法案にかかってくるということでございます。

○大森昭君 いや、現在の公社法にはちゃんと明記されておるわけでありまして、したがって今あなたが、お互いに考えていることが一致をしておいて、私の言うことが会社法の中あるいは事業法の中にきちっと明記されないというには少し答弁がわかりませんがね。私の言っていることが言葉は違ひけれども入っているということなのです。

○政府委員(小山森也君) 仰せの点は入っていると私も理解しているところでございます。

○大森昭君 入っているということなら、きちっと公共の福祉の増進、国民の利便の確保ということとを明記したらいいじゃないですかと言っているのです、私は。

○政府委員(小山森也君) 先ほど申し上げましたように、電気通信事業法の第一条に、「公共性にかんがみ」云々というのが入っていると。これは明らかに電気通信事業者全体に及ぶわけでございます。したがって、日本電信電話株式会社というものもこの電気通信事業者の一事業体でございます。したがって、この電気通信事業法の第一条というところに明記してある、したがって

で、むしろ一社体制よりも複数の事業体というものをこれに対応する形で出現させて、それぞれの利用者の求める電気通信ニーズに機敏に対応していく方がよろしいのではないかと、この点から電気公社一社体制、独占体制というのから複数体制へというふうな政策の転換を図ろうとするものでございまして、それならば、そういうことによつて複数の体制にするならば、電気公社というのではなしに、その複数の事業体の中において効率的な運営をし、利用者に対して十分なサービスを提供していくというためには、やはり公社を株式会社と改組いたしました多数の事業体の中の一つにするということにすべきであらう、そういうことから今回改組というのを考えたわけでございまして。

○大森昭君 まあ、よくわかりませんね、正直申し上げて。今日まで長い間にわたりまして電気公社が貢献をしてきたというのは、私どもが素直に見て大変一生懸命やつてこられたし、政府は何回も、一生懸命とにかく働いて黒字を出せばその金をみんな納付金でかつぱらったみたいな格好でね。どうも何か、一つよりか二つあった方がいいというのはいくぶんわかりません。もうちょっとそれは具体的に、一般国民大衆が生活面においてどういうメリットが出てくるのか、具体的に説明してください。一よりか二がいらないというんじや、これはよく話ばかりですね。

○政府委員(小山森也君) どのような形のサービスがこれから出てくるかということと関連すると思ひます。電気通信の新しい利用形態を具体的に考えますと、一つは、例をいたしましては、ホームリザベーションのようにキャブテンシステムによつて在宅から各種切符の予約ができるというように、またホームセキュリティのように遠隔地から留守宅の管理を行えるというようにシステムが可能になるというようなことがございます。それからこれは今のところ銀行法上の問題がいろいろありますけれども、いずれはそういう問題を解決いたしますれば、キャッシュレスペーパー

で他行からでも預金の払い戻しが可能になるというようなことも可能になるということとございまして、こういったような具体的なメリットというもの、今後国民の皆様に還元されていくのではないかと、そのためにはやはり、こういった多様化したところの、何と申しますか、電気通信媒体、それぞれ特徴のある使い方ができるように、そういった特徴を生かした通信の提供事業体というものがあつてしかるべきではないかと、こう考える次第でございます。

○大森昭君 電気通信事業は、いずれにいたしましても技術の進展が進むわけですから、だからしたがっていろんなエリアのものができるといふことは、これは先ほど言つてますように、一つよりか二つの方がいいという問題じゃないんです。電気公社はそれじゃ今までおくれたのかといへば、おくれたるわけじゃないんです。ですけれども、そのところの議論はさておきまして、問題は、私が今説明を求めているのは、国民大衆にどういった具体的な利益がもたらされるのか。もう簡単に言えば、いろんなことはありますが、公社が一つよりか複数で競争した方が電話料金は安くなるんですと言へば、もうみんな、そうか、この法案は立派な法案だからやっいていこうじゃないか、こうなるわけですから。そのところはどうか。

○政府委員(小山森也君) やはり、技術革新の成果というものを利用者に還元するためには、複数事業体の競争によりまして、相互の経営比較を通じて、既存の事業体に対して効率的経営のインパクトが与えられるというところから、一つとしては料金面での低廉化ということとを促すことになるであらうと考えられます。また、サービス面のメリットをいたしまして、一事業体の枠の中だけでのサービスの提供でなく、複数の事業体によつて多様なサービスを必要に応じて供給し得るということ、確かなメリットであらうと考え

○大森昭君 どうもこれまたよくわからないんで

す。私が、安くなるんすかと言ったら、低廉な料金になるんすかと言ったら、大体同じなかな、この安いというのと低廉というのと。

だから、そういうように、素直に——いや、一致しなかりや一致しないいんすよ、局長。冗談じゃない、料金安くなるんすかと言ったら、そんなことわかるかいというなら、わからないと言えいいんすよ、いやもしかするとこれは高くなるかもわからないよというときは、高くなるかもわからないと言えいいんすよ。何も私が言うとおりにそうすかと言ふこともないんだけれども、何か、安くなるんすかと言えれば低廉化と言ふから、ああこれは必要だな、こう思ったら違ったりなんかすると、これはもう、国民の皆さん方に十分理解してもらうために私は質問しているんすから、これからずつと、今後これは審議を進めますが、一致したところは一致したように、しないところはしないようにはっきりしておかないと困りますから、大体今のやつは何か安くなるように理解して進めて——あいつ勝手に理解して進めてなんて思われたんじや困るんだけれども、大体あれですか、原則的には料金は安くなる方向に行くであらうということを局長言われたわけですか。

○政府委員(小山森也君) おっしゃるとおりでございます。

○大森昭君 電電改革の理由として、現行の公社制度では多様化、高度化する利用者のニーズに敏感に対応できないようなことが言われているわけでありまして、どのようなニーズに対応できないのか、もうちょっと具体的に言っていただけですね。

○政府委員(小山森也君) ここで大事なことは、今非常に技術革新というものがこの電気通信の世界には非常に急速に広がっているわけでございますが、この技術革新をいかにニーズに適用したものとしましてその成果を利用者に還元するかということが大事であるわけでございまして、今後多様化高度化していくニーズにいかに対応してござい

いか、そのためにはどのような制度的な枠組みが最も適切かということをお考えなければならぬと思ひます。

そういった意味におきまして、従来公社でやっております仕事というのは電報電話というものを中心にやっておりますが、これにつきましても公社の機能というものは歴史的に見ましても確かに非常に目をみはるような立派な成果を上げたものと私も思っております。従来のものでございしても、ただそれが、従来の単一の通信媒体が単一のサービス、役務というものをやっていたときはよろしかったんですけれども、この量的な拡大というものは今後それほど大幅には見られないということになるのではないと思ひます。

そういったしますと、今後はきめ細かい形であるような通信媒体を使ったサービスというものが応じていくということが必要であるわけでございます。VANであるとか、高速度、大容量の伝送というようなものとか、あるいはビデオテクスあるいはファクシミリ通信というようなものを具体的によりよい形でそれぞれ利用者の求めに応じて供給していくということが必要であらうと考えております。

○大森昭君 どうもところどころ意見が一致しているようで一致していないようでもちよつとわからないけれども、今までやってきた公社の歴史上の貢献度合いというのは大変すばらしいところはどうも一致しているようなんですね、前段のところ。ところが、ただし、こうくつ々くわけですね。それで全部ひっくり返すような意味合いのことを言うんではあります、ただし、量的拡大とかあるいはきめ細かいだとか、VANだとか、そういうような言われ方をすると逃げたていくような——逃げたていくという言い方はよくないかもわかりませんが、少しどうもそういう点がわからないんですよ。もちろん、今までの公社が大変貢献をしてきたけれども、そのままでいいとは思ひ自身も思

ておりません。

いずれにしても大変なスピードでもって電気通信事業が発展しているわけですから何かの変革をしないといけないという考え方には立つんですが、あなたがさつきから言っているように、公社一つよりかも二つにした方がいい、もつと言え三つにした方がいい、四つにした方がいいという、単にそういう競争原理を導入すればいいというだけでこの問題を理解していませんと、冒頭言いましたように、これだけの大幅な転換を電気通信事業に課するから実にはあなたにさつきから質問しているわけでありまして。

そこで、問題はいろいろあるわけでありまして、いずれにしても、この利用者のニーズと点に的を当てて、この利用者の立場といひます。置かれておる状態といひますか、あるいはこの利用者のために何をしなさいいけないかということとははっきりしているわけですか。

○政府委員(小山森也君) 公社一社体制というのは、この法律にも書いてますように、全国的にわゆるあまねく公平に一つの公社自身の経営政策といひものを持って推し進めていくという場合には非常にいい結果になるかと思ひます。通信媒体というものが電話であるとか電報であるとかというように、非常に多様化してない場合において特に効果といひますか、大きな力を発揮するものではないかと思ひます。

ただし、これから、先ほども先生が御指摘されましたように、いわゆる高度情報社会におけるインフラストラクチャーとしての機能である電気通信といひものはいろいろの特徴のある形であるいろいろな方々から求め方をされると思ひます。場合によつては、ある地域に特定の通信媒体を利用した形のサービスというのを求める場合もありまして、それはある地域だけであつて、全国的から見たら非常に特別な地帯である。そういうときには、全国一律に同じような形でサービスを

進めていくということが一つの理念であります公社の場合におきましてはなかなかそれに応ずることができない。例えば全国的な計画のもとに行うとなれば、ある地域がそのサービスを欲したとしてもそれは後回しになってしまうということになります。これに比しまして、複数の事業体があつたときには、それに対してその地域の特性というものに、あるいはその地域の特性から求める役務というものに機械に対応できる事業体というものがそこにできてくるということになります。そこにおいてやはり多数事業体のメリットというのはいくら出てくるかと存じます。

○大森昭君 まあ利用者と言ふいろいろな形でとらえらる方があるんすよ、一般の庶民の立場で通信事業の高度化、多様化といひる言われましても、実際には電話の端末機とかあるいはデータ通信とかファクシミリ通信など、ある程度限られてますよ。企業はいくらなんでもこの電気通信事業といひものは利用されてるわけでありまして。ですから、電気通信の回線設備に、すなわち全国ネットワークの提供といひる面から見れば、そう大きな変革をなくとも利用者のニーズには電電公社の今のような状態で当然十分に対応ができるんじやないかという考え方を持っているんすよ、どうですか。

○政府委員(小山森也君) ただいまの御説は、端末機の自由化、回線利用の制限を撤廃すればそれであとは問題がないではないかという御趣旨かとも存じます。

ただ、これからは電気通信の利用面にとどまらず、先ほど若干申し上げましたけれども、広帯域大容量の伝送サービスとか地域社会に根差したニーズに対するサービスといひるような形で、いわば先ほどちよつと申し上げましたようなきめ細かい形の供給で対応していかなくないかというところになりますと、もう一つの新たなネットワークといひものも必要になつてくるのではないと思ひます。このネットワークの提供でございすけれど

も、新電電が一元的に提供するというところでござい
ますと、先ほども若干述べましたけれども、結
局はネットワークという構築そのものが一事業体
の事業計画の範囲内でしか利用者が利用できない
ということになりまして、この枠を外れた形での
利用というのに対して満たされない場合も
出てくるわけでございます。そこで、ネットワー
クそのものを複数の事業者が多層的に構築してい
くということが必要であり、しかも今の接続技術
の向上から、それぞれのネットワークが個別に単
体としてあるのではなく、お互いにネットワー
クがつながるといのが技術革新でできるようにな
っておりますので、そういった意味で広がりも持
ってくるということになるのではないと思いま
す。

○大森昭君 いや、もともとこの変革をするに
いたしまして、大体この基礎的な考え方というの
は、あなたはさっきから私と同じような意見で一
致しているんですが、今までやってきた公社の評
価が少し違ふんじゃないかという感じがするん
ですけれども、公社がやってきたことについては、
今日の電気通信事業の中では大変な貢献を果たし
てきたと。しかし、これからいよいよ高度化多様
化するそれに部分的にそれであつて補完してい
けるかどうかということが基本なのか、今まで
電電公社がやってきたやつは全部取っ払っちゃ
て新しい絵を描いてやっていくということなの
か。そこで大分私が幾ら質問してもところどころ
すれ違ふんですが、いわゆる今までやってきた公
社が大変立派にやってくられて、これが基本で、
これからしかし多様化、高度化する問題につい
て、これを補う社会情勢をつくるということ、
例えば第二種の事業者だけは認めていくという
いかというところから私どももすっきりするん
ですが、本自身をいわれる第一種事業者の新規
参入まで認めてやってくというものは、ある程
度今までやってきた公社じゃどうもうまくない
という考え方があつた感じがするんですね。だ
から、その辺のところは多少今まで電電公社がや

つてきた評価の違いから出てくるのか、それとも
本当にこれから高度化、多様化、技術が進んでい
くから、この際、今まで公社がやってきたやつを
全部御破算にしちゃって、とにかく新しい視点で
電気通信事業をやろうとするのか、この辺がどう
も明確にならないからこのやりとりが行き違ひが
出ているんじゃないかと思うんですが、この辺は
どうですかね。

○政府委員(小山森也君) 今までやってきた公社
の事業というのは、これはもう先ほどからも申し
上げておりますように、日本でも珍しい成功した
プロジェクトであらうと思っております。また、
今後ともそれを全部御破算にするのではなく、こ
れはますます進めていただかなければ、これは
日本の電気通信のために進めていただくという
ことが必要だろうと思ひます。

ただ、それと同時に、もう一つのあるいは二つ
の、多数のネットワークが構築されていくという
ことによつてお互いに競合し合う形においてサービ
スを充実していくということも私どもは願つて、
この複数の事業者体制というものをとることが利用
者にとつて利益になる、このような政策の選択を
しているということでございます。

○大森昭君 御案内のように、現在の電電公社の
固定資産だけで十兆円近くあつて、極めて膨大な
社会資本があるわけなんです。しかも、今日まで一
元的に集中的に投資をいたしまして開発、建設を行
つてきた結果なんですね。電気通信が高度情報化
社会のインフラというなら、できるだけその重複
投資を避けて、広い意味での公共性という立場
で、分散するよりも集中してやっぱりやること
が、より能率的、効果的、合理的ということだつ
てあるわけですから、どうしてもそういう視点に
は立てませんかね。何でもかんでも分散してや
っていくということはどうも私どもは賛成ができな
いんであります、どうですか。

○政府委員(小山森也君) 確かにお説のとおり、
過剰な投資が行われて、その結果利用者にならな
い負担を強いるということになりますれば、これは

まさに意図したものとは違ひまして、利用者の負
担が増加するという結果を招くわけでございま
す。しかしながら、すべて——どうもしかしなが
らと言つておしかりをこうするんでございませ
けれども、すべて集中ということが果たしていいか
ということでございます。ただ、集中するときは
確かに能率は非常に高いんですが、集中するだけ
ども、その集中された一社の都合というのもの、
これまた非常に強くなるわけでございします。

一社の経営の都合によつて、やはりいろいろな点
におきまして、本来ならばある件がもう後回しに
なつてしまつて、もっと優先するところがある
というふうなことは当然一事業体に集中する場合
あるということでございます。したがつて、多
数の事業者の場合におきましてはそういった点を
補うことができるということがございます。した
がつて、私どももいたしましては、明らかに
その結果、利用料金にはね返るような過剰投資が
見込まれるという場合は、これは一つの行政的な
措置を必要とするわけでございしますけれども、そ
れ以外についてはやはり事業者の自由な発意によ
りまして、ここに利用者がいる、電気通信のサー
ビスを求めているというときに機敏に反応してい
くということが結果的には一般利用者にも利益を
もたらすものではないか、こう思うわけでございま
す。

○大森昭君 あなたはそう言われますが、今この
法案が通る通らないという過程の中で、よくわか
りませんが、マスコミの報道によれば、新規参入
の利用者についても、経団連あたりが、そんな幾
つも複数につくつたあつたから、一本化の方
向でやろうじゃないかというふうなことが、これ
は新聞報道なりにされておりますが、どうもある
一面では多数で競争させていくことを言ひなが
ら、ある点ではまた一元化して新規参入をしてい
こうじゃないかというふうなことで、これいろ
ろあるわけですが、いずれにしても競争原
理の導入が一般利用者にとってどういふ利益にな
るかというのが私が聞いてるところであります。

で、ここで哲学を述べたり、経済原理を述べ合つ
ているのじゃないのでありまして、私どもは国民
にどういふ利益をもたらすか、同時にまた、働
いてる皆さん方にどういふ労働条件が確保でき
るか、この二つの視点ですつと質問しているわ
けですからね。

どうもあなたがさっきから言われておりますこ
とが納得できないのは、これはマスコミ報道など
が真実かどうかわかりませんが、新規参入者は一
本化するんじゃないですか。きょうもまた何か新
聞に出ていましたけれどもね、東電だか何かか。
それは郵政省直接関係ないと、ちまたのことだか
らということになるのかどうかかわりませんが、
何か所感ありますか。

○政府委員(小山森也君) 私どもの立場といたし
ましては、行政が介入して一本化していくとい
うことは、これからこの法律が成立した後の問題で
ございしますけれども、法律ができましたとして
も、この法律の精神としては最初から需給の枠を
官製といひますか、行政が枠を決めて、その中に
事業者をはめ込んでいくというふうなことは、や
はりこの法の精神とは反するものであると思つて
おります。やはりあくまでも事業者の自由な発意
に基づきまして企業計画を立て、それぞれの方た
ちの御判断によつて経営計画を立て、どうしても
ある意味においての大同団結が必要であると認め
たときに部分的に相補うという現象は出るかもしれ
ませんが、それは現実の現象でございしま
して、建前といひますか、この法の精神は初めか
ら行政が枠組みをつくつて介入するというのは望
ましくない、こういうふうな考え方をしております。

○大森昭君 これ以上この問題で議論してもあれ
ですけれども、私は回線提供者が多元化されるこ
とが一般利用者にも利益をもたらすというところは
底考えられないんです。もしも多元的に運営され
ることになれば、もうかるどころだけ結局やるという
ことになれば、これは端的に申し上げまして産業
界の利益を代弁しているというものであつて、
一般利用者は収帳の外というふうな断ぜざるを得

ないと思ひます。ですから、私どもは国民にどう
いふ利益をもたらすか、同時にまた、働いてる
皆さん方にどういふ労働条件が確保できるか、
この二つの視点ですつと質問しているわけであ
るから、その辺のところは多少今まで電電公社が

ないんですけれども、少しそういう言い方は断定し過ぎるんじゃないかということを皆さん方がお考えなら、郵政省、公社の方も何か御意見があればちょっと聞かしていただきたいと思うんですがね。

○政府委員(小山森也君) 適切な御返事になるかどうかわかりませんが、確かにおっしゃる通り、いわゆる新しい通信媒体というのは当初企業間というふうなもので使われるということとは大きな流れとしてあるかと思えます。ただし、一方におきましてキャパテンというふうなものを、一方におきまして家庭でのいろいろな使用のすることによります家庭でのいろいろな使用のことも事実でございます。ただし、企業間でも利用されるというのが先行することは確かに一般的な状況であろうかと思えます。

ただ、ここで、先生十分御存じのことと思えますけれども、電気通信といいますが、通信媒体というものは、技術の向上と、それからそれに伴います利用料金との兼ね合いで非常に形勢がどんどん変わってまいります。私どもの経験といたしましても、電話というものは非常に貴重な、ある意味におきましては企業においてのみ必要で、一般家庭では必要でなかった時代もあったわけでございますが、今ではもう当初御指摘いただきましたように、各家庭において既存的な通信の役目を果たしているということもござります。また、現実にはファクシミリ通信なども見てまいりました。かつては本当に珍しい使い方だったんでございませうけれども、今は次第に一部の利用者から一般的な利用に広がっているということもござります。したがって、どうしてもある意味におきましては、最初先行的には企業間通信というのがありませうけれども、次第に通信の手段というの是一般化していくことが言えようかと思えます。そういう意味におきまして、利用者の面から見ても、この多様な通信媒体を便利に使えるということとは、最終的に個人レベルでも非常に便利な使用方法になってくるのではないかと、こう思っております。

○説明員(真藤恒君) 今の御質問の御趣旨は、事業になぜ競争原理を導入しなさいかぬのかという御質問というふうに考えますが、そういう面から御説明申し上げますと、競争原理に入るということは競争している私ども当事者にとっては第一にお客本位に物を考えなきゃならぬということとがこれ大原則でございます。一元的なやり方でございます。果たして徹底的にお客本位に物を考えて経営するか、あるいは職員が本当にお客本位に考えて行動できるかということに対して、私は民間から来ませいもござりますけれども、多分に疑問を持っております。お客本位にやる、いかにお客本位にいろんな知恵を出し、いろんなサービスを高度化していくかということが競争に勝つ第一原理だと思えます。

したがって、まず考えなきゃならぬのは、お客のニーズに対してお客の可処分所得の中の料金体系にいかに入れていくか、その競争だというのが一元的と競争原理の中との根本的な違いだろと思えます。それが現在の日本の法体系の中で言いますと、そういうことが自主的な発想で完璧にやれるという姿は、国々の形ではなくて株式会社でやるよりほかに、現在の社会構造の中ではそういう目的を十分達し得るメカニズムはな

いんじゃないかというふうに考えております。そういうふうなことを考えますと、発展の過程ではいろいろ問題は起こりましようけれども、究極的には電気通信サービスの高度化、多様化というものを競争しながら、新しいものを導入しながら、同じ新しいものであってもその使い方をいろいろ新しい知恵を競争しながら、お客のニーズに即応できるような競争をそこでやっていくという、そして値段の競争を始める。したがって、文明の地域格差を少なくするということに大きな効果もあるかと思えます。可処分所得の中に入れるということは大企業、中小企業との格差を縮めるということにもなりましようし、あるいは多額収入者と一般のレベルの収入者との間の、自分の生活に即応するサービスの多様化を自由に

享受できるように持っていくという結果になろうかと思えます。

そこで、現在のこの一元的なやり方でまいりまして、一元的な裏打ちをいたしましてどうしても国家統制というものがかなり強く出てくるを得ない。その国家統制というものが強く出た結果といたしまして、現在私どもの公社法と現実の私どもの動きというものはかなり大きな食い違いができてしまっております。公社法に書いてあるとおりには私どもは今動かされてはおりないわけですが、したがって、そこに硬直性が出てくる。硬直性が出てくるからその一元的な組織の中の職員にとってはいわゆる働きがいのある職場とは必ずしも言えない。その事業の目的なり姿なりとななり違った理念で職員の待遇、給与というふうなものも実質上コントロールされているのがきょう今日の状態ではなからうかと思えます。

そういうふうな状態の中でいろんな発想なりお客本位に徹した経営が果たしてできるかというのと、必ずしもそうとはならないんじゃないか。やりにくい形にしかたならないと思えます。そういうふうな考え方をいたしまして、やっぱりここで複数の業者を入れていただいて、私どもの競争力をフルに発揮しながら行政指導に基づいた競争と協調というもののバランスをとりながら、一般の皆さん方に料金を考える必要さらなくともいいものは随時御利用できる世の中にできるだけ早く持っていくのが私どもの社会的使命じゃないかというふうに考えております。

例えば現在のカラーテレビの発展の段階を考えましても、あんなものがこんなに一般化するとはあれが出てきた当時はだれも考えなかったんでございませう。今カラーテレビが当たり前のものでもございませうし、車にいたしましてそうでもございませうし、それから家庭電器にいたしましてそうでもございませう。この問題は私どもが努力して歴史に学びながら、この問題も私どもが努力していきけるような、また、努力しがいのあるような形に持っていくのが、今度の法体系で大体いける

んじゃないかと私どもは考えております。そういう考え方で私どもは考えておりますが、この一方、そうなりますと、私どものこれから先の動きというものは全部私どもの責任でございまして、顧みて他を言うことができません。そこがまた非常に大事なところじゃないかと、うふうに考えております。

○大森昭君 総裁、誤解しないようにしてもらいたいんですが、私は今までの公社のままでいいということは言っていないんです。それから、新時代に対応するために変革も必要であるということも言っているんです。

それから、今お客本位じゃないという言い方、これもちょっと少し総裁、言い過ぎじゃないかと思うんですが、いずれにしても公社に働く人たちがいるのはいろいろやっているけれども、確かに多少の制約があつて、あなたがどういう経歴をお持ちかわかりませんが、あなたがどういった民間の会社とは違うんです。

まずちょっと理解してもらいたいのは、さっき初めから公共性の問題、議論してあります。あなたはどういう経歴をお持ちの方か知りませんが、今この電電改革というのは、まず公共性が一つ、それから真に国民のためにという問題が最重点です。ですから、ただ民間会社では競争してもうけて、おい、みんな、よく働いたからことしはもうかったぞ、ボーナスたくさんやるぞということじゃないんです。今ここで議論している問題というのは、どうも少し、あなたの話は飛躍が多過ぎて、私ちょっとついていけないんですがね。まず、一般の民間会社とは違ふところ、任務があるということ、この法案の審議をしているわけですから、そういう意味合いでひとつやっていただけまかせと、株式会社しか、しょうがないんだ。そうすると、今の株式会社というのはとにかくもうからなきゃいけないんだからどんなもうけるということになれば、今度、あれおかしいな、さつきは利用者の立場で安い料金になるのかといえれば低廉になるというのは、この辺はどういうふう

これは一体調整していくのかとか、それからまた十兆円に近い、これは利用者がみんな皆々として積み立てたのを株式会社にして何か株を売って、今行革だとか滑ったの転んだのつていろいろなこと言つて、国の財政が大変な状態だからこれに持つていっちゃうのかとか、そういうふうになるんで、あなたがそういう断定を言われるんなら、私はもう一度言いますが、今までの公社ではお客様本位でない、あるいは利用者本位でない、あるいは資金なんかもどこもみんな一緒だからそれがよくない、労働条件もよくしたいと思うんだけれども公社だからできない、こういうことなんです。

○説明員(眞藤恒君) 多少私の説明に行き過ぎがあったことは反省いたしますが、さつき第一番に申しましたように、お客様本位に徹するということが先生のおっしゃいます公共性なりあるいはあらゆる公共性に対する責任を果たすこれが第一番の出発点だというふうに考えております。したがって、私もこの会社法、事業法というものにつきましては、これが御承認いただければ現時点においては全く満足できるものだという立場に立つて考えておるわけでございます。したがって、この法案が御承認いただければ、この法案の精神に沿つていろいろやっていくというやり方の中で当事者の立場に立つてこういうふうに考えてやるべきだということを申し上げた次第でございます。

したがって、私も株式会社イコール利益さえあればいいんだというふうには毛頭考えておりません、やはりあくまでも公益事業の中の一事業体であるという考え方に立ちますと、そういうことは全然考えられないことでございまして、まず公益性を充足してその後の問題ということがこの利益どうこうということにつながるという問題というふうに考えております。殊に初期状態では、何を申ししても、実質上まだ一元的な姿でしばらくの間運営され、時間がたつにつれて競争がだんだん強くなるという変革をたど

るであろうと思ひますので、その間は十分その点は考えながらやっていかなければならぬというふうに考えておる次第でございます。

○大森昭君 物事を少し素直にやっぱり理解した方がいいと思ひますよ。

この五十一年の料金改定のときに、とにかく五十一年から五十三年度までの収支均衡を図るという目的で料金を決めましたんですね。そして五十三年度まで収支均衡をこれで図っていくかなというところで決まりましたが、実はこれは大変な御努力をいただきました再三にわたつて遠距離料金の値下げを行いました。そして六千八百億円に及ぶ巨額な臨時国庫納付金を政府に押し上げられたんですね。しかし、まだ三千億円を越える収支差額を生み出してきたわけですね。ということになりますと、大変な努力をしてくださるというやっぱり理解をしなければいけないし、同時に現行公社制度のもとにおいても、それは今総裁が言われるようにすべて満足ではないんでしょうけれども、少なくとも私の見る限り、事業の効率化だとか活性化だとか、あるいは積極的なそういうことを進めてきた証拠だと思ひます。ですから、今私が前段で言ったような五十一年から五十三年度まで収支均衡をとるということで料金の値上げを決定したわけですが、決定をしたのを乗り越えて多くの努力をしたというところなんです。それから、そういう現実的な経過を経ながら今日の公社がきていると。しかし、まだまだ技術の高度化多様化の中である程度変更しなければいけないんだという立場なのか、それとも従来の公社の評価は、おれは知らないよと、総裁になったときは五十一年はいかなかったし、五十三年はいなかったというなら話は別ですけども、あなたが来る前にいろんな議論したことが、少なくともそれを大幅に越えて遠距離料金を再三にわたつて引き下げられたり、六千八百億円も国庫に納入されたり、なおそしてまた三千億円も今日利益を得ているというふうなものを認めながら、これから新しい経営形態に移っていくというなら素直にどこかで議論

というのは合うんですよ。

だから、そういう立場で今私どもが言っていることについて素直に認めて、そしてそういう基本はお互いに一致するけれども、しかしこれからの高度化多様化の中で部分をやはり手直しをしていくというところで、国会でお互いに意見の開陳を図つて理解し合おうじゃないかという姿勢なのかどうかのことが私どもには理解できないから、再三にわたつて同じようなことを繰り返しているから、わかりませんが、私は主張しているわけですから、そういう点一いつういうふうに考えるんですか。

○説明員(眞藤恒君) 今の先生の御質問でよく私了解できたんですが、根底的な考え方は先生の今おっしゃつておることそのままでございまして、今まで皆の努力で今先生のおっしゃいましたこの最初の値上げのときの計画以上の成果を上げてきておりますけれども、これがやはり今の制度のままでは、これから多様化するサービスにも、またこれから先、料金を合理化していくプロセスの中でも、限界がもう非常に近いところにあるから、この法案のとおりのような形に御承認いただいた方が私どもはもと世の中のお役に立てるだろうという、またそういうことができる自信も少々あるんだというふうに考えておる次第でございます。まして、先生の御質問のとおりでございます。

○大森昭君 そこで、少し行き違ひになったんですが、今公社法的一条に書いてあることと、今度公社が目的を明記していますが、これとは本当に一致しているのか一致していないのか。くだいようであります、この現行の公社制度、さつき言ふようにいろいろなことがありましたけれども、第一条の公社の「目的」でやってきて大変な成績を上げてきたわけですから、それも今総裁認められたわけですから、ということになつてくると、この「目的」に間違いなかったわけですから、後継営形態をよりよくするためにということとは別にいたしまして、公社法の目的と今度の会社の目的と

は同じなんですか違うんですか。——いや、総裁じゃなくて、郵政省。

○政府委員(小山森也君) 意味するところは、目的といいますが、最終的に国民の利便を確保するという点におきましては変わりないわけでございますが、ただ、この公社法はあくまでも国内公衆電気通信というものを独占するという形の建前からつくられていたわけでございまして、そういう形においては変わつておりますけれども、内容として、電気通信によつて国民の利益を増進させていくという精神は変わりないものでございます。

○大森昭君 いや、そうしますと、ここよく見ますと、これ欠落しているのは、「電気通信による国民の利便を確保することによつて、公共の福祉を増進する」というところが欠落しているんじゃないかということ指摘しているんですが、それは一緒なんだということになれば、なぜ挿入していないかということが、くどくどと申しわけないんですけれども、残りますからね。

今、小山さんが言うように、私の言っていることが違つてないというんなら、取り扱いは委員長に一任しますから、委員長、私の言っているのと同じだということだから、そういうことになれば私は、会社法案の第一条を直してそこへ入れたらどうかと、こう言つておるわけですが、それはどうも即答できないようですね。しかし、同じだということになれば、どこかのところで、委員長はまたこの国会が終わるまでに調整してください。それで私は質問をやめますから。

○委員長(大木正吉君) 委員長から発言をしますが、重要な問題でございますから理事会で相談いたしますが、その際に、郵政当局の見解も具体的にただしまして整理させていただきます。

○大森昭君 そこで、委員長がそういう御発言ですからあれですが、いずれにしても一般の国民にわかるようなひとつ取り扱ひをよろしくお願いしておきます。

次に、いろいろ公社がやってきたわけでありましたが、電報はどうなんですか。電報は、これは公

社法と今度のやつではまた大きく違いまして、会社法の二条に電報が抜けちゃって附則の方にあるということですけども、どうも何かこの辺も取り扱いが違うというところは何か意図があるんじゃないかと思うんですが、その理由をひとつ説明してください。

○政府委員(小山森也君) 会社法案の第二条にございますのは、要するに新会社法に配慮すべき重要事項というのを規定したわけでございます。電報、電報ともに基本的な業務だということには、もう御指摘のとおり間違いのない点でございますが、こういった点で基本的な業務をすべて掲げるのではなくて、最もその中で国民の日常生活に不可欠な密着度の高い役割を規定したというわけでございます。そこで電話の役割を特記したものでございまして。さらに申し上げますけれども、電報の役割と重要性そのものを決して否定するものではございませんけれども、ただ、現時点におきまして電話の役割に比べても、若干日常生活の密着度において、重要性といえますか、密着度が異なっているということを申し上げられるのではないかと思います。

なお、重ねて申し上げるようでございますけれども、電気通信事業法案附則の第五条によりまして、従前どおり新会社法が独占でサービスを提供できるものとしていってございまして、こういう点からも、一方で独占を規定しながら他方で特に責務として規定するというには若干重複感があるのではないかとございまして。○大森昭君 何ですか、この電話と電報といったときには日常生活に差があるとか、どうも僕らに言わせると、育ったあれが違うのかからぬけれども、電話なんというのが普及されてないときに育ったからかどうかわかりませんが、電報はそんなに日常生活に何か関係ないみたいな、関係ないというか極めて薄いんじゃないか、どうもそういうことで言われたら——もつとやうとあれですか、いやそんなにくだらなくもないんですよと、電話と電報と一緒にしたっていいんですよという

ふうにある意味じゃ聞かえるんですが、こういうとり方をしちゃうかぬですか。○政府委員(小山森也君) 先ほど申し上げましたように、電報が軽いと申し上げたわけではございませんでして、ただ、現時点において電話の役割に比較しては、比較しての問題でございまして、日常生活の密着度において異なった位置づけになっていることは確かではないか。したがって、最も日常生活に不可欠な電話の役割というものを、特に基本的なものの中で代表的なものをこの責務として挙げたということでございます。

○大森昭君 そういふことを言われますが、正直申し上げて、職場の皆さん方とか我々はこの法案審議する前にいろんなことが言われているんですよ、それでしよう。総裁から電報はなくなるといふ話があった。我々が聞いた。いや、あれは少しマスコミの人がとり方を間違えた、私は電報をやめるといふ意味合いで言ったことはありませぬ、そういう釈明も受けた。そういう経過の中で私も今一体この問題で電報と電話はどうなのかと、素直にとればどうも電話は主たる業務だと言っているけれども、電報はもう附則の方にやっておいて、いや将来はこれはなくすんじゃないかという懸念を持っていますよ、正直に申し上げます。

今私が質問しているのも、そういう流れがなく、単に日常生活の問題で希薄性とか、基本的であって、多少基本問題より外れているぐらゐの議論ならああそういう考え方かなとなりましてけれども、少なくとも今までの経過の中で電報はやめたいとか、もつと言え、電話はもうかつていふけれども電報は赤だからというところで附則の方にやっただけというふうな、これは勘ぐりじやなくて、そういう経過を経て私どもはきているわけですから、今あなたが言われたように、確かに今度の会社法でできたとき電報は当然この新電報がやることはよく理解していますが、そういう私が今言うような経過の指摘というものは当たらないと、そんなことじゃないと、まあ未来永遠とは言わぬ

けれども、とにかく我々が生きている間はもう電話も電報も新電報の業務としてやるんだということですか。○政府委員(小山森也君) おっしゃるとおりでございます。今でも四千三百万通という非常に多くの電報が現実利用されているということでございます。ただ、電報という名前において今現在行われているサービスが確かに年間千二百億という膨大な赤字を出しているということでございます。これをどのように改善していくかというところは必要だと存じますけれども、今の電報というものは決して申し上げているわけではございません。むしろやはり今後とも重要な通信媒体として新電報会社において重要な第一種電気通信事業の業務として提供していただきたいと、こう考えております。

○大森昭君 だから、お互いにその電報というのは重要なことで一致をしたんなら、そうくだらなく会社に法案に電話、電報と入れたらいいじゃないかと私はなるんですが、そういうふうな、私は単純なのかもわかりませんが、ところが、あんな電話と電報を同じように並べておかないで附則にやっつけておいて、それで同じようにやっつけていくんですよ、こう言うから素直じゃないんです。だから、素直じゃないというところは端的に言うといや何かこれは考えているんじゃないかと、それはそれでしよう。附則の方が簡単に外せるからね、まあ簡単に外れるかどうかはしらぬけれども、だから、もうちょっと実際に新電報でやってみたら、今は電報は赤かも知れぬけれども、しかし電話も重要な事業だけれども、電報も重要な事業なんです。どういふふうにしなきゃ、電報に従事している人は何かおれたちは附則でもって仕事して、片方は本法で仕事しているのかと。何ですか、あんな、働いている人達を活性化するとか一生懸命やっってもらうなんて、意欲なんか

かないよ、附則でやると本法で書いてあるのと。だから、そんなことはもうお互いにやってみたら、これは百年や二百年先は電報がどうなっているかわかりませんが、とにかくやると言うのなら素直によしわかったと、電報も会社法案に入れた、とにかく新電報で一生懸命お互いに働いてやろうじゃないかという気持ちになりませぬかね、だめですか。○委員長(大木正吉君) 委員長から答弁者に一言いたしますが、質問は極めて具体的でございますから、なるべく具体的にお答えを願います。

○政府委員(小山森也君) 先ほどから再々申し上げておりますように、電話という役割についての、こゝでは代表的な形で念のためにこれを入れたいという意味ではないわけでございます。確かに歴史的な重みを持つという点からもし電報も入れるようになりますと、いろいろな役割をこの中へ列挙しなければならぬということになってまいります。それと同時に、もう一つ御理解いただきたいのは、今回の法案の中におきましては電気通信の役割というのを法定からみん外してございまして。法定から外すということは電報というの法定から外されております。したがって、どういふ位置づけにするかというの、どこかで法律でその役割をきつと規定しなければいけないというところでも附則の方で、この電気通信役割は普通は省令になるわけでございますけれども、特に法律レベルに上げて、これを新電報の独占とするということに位置づけたわけでございます。決して電報の位置を非常に軽く見ているということではございません。

○大森昭君 軽いか重いか言っただけでなく、これは電話の会社法の法案を審議しているんですよ。あなた電話ばかり言うけれども、電話会社の法案を審議しているんじゃないんだ。じゃ、電信とは何を言うんだ。○政府委員(小山森也君) 条約上の定義はござい

まずけれども、今までの法律上の定義としては電報は何かということにつきましては、これは公衆電気通信法の十三条に「電報の種類」ということで規定しているわけでございます。

なお、条約上の定義でございますけれども、電報とは何かということ。読み上げますと、「筆記され若しくは印刷された物若しくは静止影像のような記録物件の内容を伝送して遠隔地において再現し、又はすべての種類の情報をそのまゝの形式で遠隔地において再現するための操作に要する電気通信方式。無線通信規則の適用上、「電信」とは、別段の定めがない限り、「字号の使用によつて文言の伝送を行う電気通信方式」という。」と、このような形で電報が条約上定義されているわけでございます。

○大森昭君 そうすると、電報はどうなります。今、あなたが読んだのでいくと。

○政府委員(小山森也君) 電報は電信の一つでございます。

○大森昭君 そうすると、今度できる会社は何ですか。電信電話会社なんですか。

○政府委員(小山森也君) 電信のほかに加入電信をやっております、テレックスでございます。

○大森昭君 テレックスはじやどうなっているの。

○政府委員(小山森也君) 電信の一つの形態でございます。

○大森昭君 いや、そういう意味じゃなくて、会社の法案にはどうなっているんですかと聞いている、どういふふうに明記されているんですかと。

○政府委員(小山森也君) これにつきましては会社法の中には格別にテレックスという言葉は入っておりません。

○大森昭君 だから、そうすると電信電話会社と言ふけれども、この法案の実態は会社法としては電話会社なんだということになるんですねと、この僕はさっきから聞いていたわけなんです。

○政府委員(小山森也君) 先ほど申し上げましたように、電信は独占的にこの会社で行うということに全体の法体系でなっているわけでございまして、会社法で定義しているのではありませんに、電気通信事業法案の附則の方でこのような形に定義しているわけでございます。

○大森昭君 だから会社の法案というのが基本法案なんですよ、それから事業法があるわけですよ、そして整備法があるわけですよ。違うんですか、そういう立て方だと私は理解しているから、事業法にあると言ふけれども、基本の会社法の中でなぜ電信電話会社というの新しい会社をつくるのに電信の位置づけをきちっとしないんですかというのをさっきから質問しているわけなんです。事業法案にあるからいいじゃないか、整備法案にあるからいいじゃないか、附則にあるからいいじゃないかと、そういうふうに言いたいんです。

○政府委員(小山森也君) ちょっと御説と違う見解でございます、事業法案が基本法になっておりまして、その中で電信電話株式会社というものをその事業の中でやるかという形でございます、事業法案を受けて会社法案があるということになります。なりますけれども、これはしかし、それじゃどっちが主で従だということはこの法律の位置づけとしてはありませんけれども、基本法としては事業法案が基本法になるわけでございまして。

○大森昭君 それを僕は少し誤解しているようですが、ただ問題は事業法案が基本であつても、事業法案の本文にあるか附則にあるかというところの問題はあるわけですか、そうでしょ。

○政府委員(小山森也君) 今回は、先ほど申し上げましたけれども、事業法案の中で電気通信業務というものは法定してありません、これは役割

の内容は全部省令で定めることになっております。したがって、電報であるとか電話であるとかという役割の名前は出てまいらないわけでございます。そこで、電報というものがその法定から外されたままであつてはこれが一つの独占的な形で新電報が行うという法的な一つの裏づけがないというところから、附則において、特にこの電報の仕事は、これは第一種電気通信の行う電気通信業務であると、このように規定しているわけでございまして。

○大森昭君 規定しているというのはいくらなんだけれども、電報と電話の取り扱いが違ふんではない、同じなんです。実際に新電報ができたときは電話も電報もやっておりますよというところは一緒かも知れぬけれども、法案の立て方からいくと電話と電報と一緒なんです、一緒ならいいんです、私はもうこれ以上質問する必要はないんだ。

○政府委員(小山森也君) 会社の仕事としてやらなければならぬという点においては変わりございません。

○大森昭君 いや、それはわかつているんだ。法的に同じ位置づけになっているかと聞いているんだ。

○政府委員(小山森也君) ただ、責務として書くところにおいては電話だけを書いたということでございます。

○大森昭君 だから違ふんじやないか、違ふんじやないか。

○政府委員(小山森也君) 責務として入れてあるかないかという点においては電話と違つていふことは言えますけれども、内容としてやる分においてはこれは変わりはないということでございます。

○大森昭君 だから、さっき言っているように、もうやるといふのはわかつているんだというんだ問題、じゃ一体「責務」とは何ですか。

○政府委員(小山森也君) 会社として特に重要なものとしてやらなければならないということを書いてあるのが第二条の「責務」でございます。

○大森昭君 そうすると、「責務」にないわけだから特に重要なやないということですか。

○政府委員(小山森也君) 特に重要なということと一般の重要ということとは違ふかということでございますけれども、特にここに列挙したということとございまして、仕事の内容として他を怠つてよいということとは異なるわけでございまして。

○大森昭君 だから、そうなるから看板の問題に今度またいくわけですよ、電信電話とは一体何か。そうしたら電信というのは電報も入っているというから、そうしたら、当然看板から言つたて、「責務」に電報入れた方がいいじゃないか、こう言っているわけですよ。なぜ入れないのかと言つては、会社の看板から言つたて。

○政府委員(小山森也君) 先ほどからるる申し上げているところでございますけれども、全部を列挙するのではなく、電話というものの日常の密着度の高いものをここに例示的に載せたということでございます。

○委員長(大木正吉君) 委員長からお願いをいたしますが、先ほどの一条関連にもございましたけれども、理事懇で相談いたしますから、その際には、もう少しお答えを整理をして、当局からの御説明をお願いしたいと考えております。

大森君、質問を進めてください。

○大森昭君 次に、会社法の第二条の問題の新電報の、今も議論ありましたけれども、「責務」の問題であります、国民生活に不可欠な電話の業務を適切な条件で提供することにより、当該業務のあまねく日本全国における安定的な供給の確保に寄与する」とされておりますが、国民に対する電話サービスの提供はだれが責任を持つのか。

新電報が責任を持たざるを得ないならば、「寄与する」という言葉は、私は小学校では習わなかったからぬけれども、「寄与する」というのは大休言業の表現としては責任が明確じゃないと

いうふうを考えます。したがって、私としては真に二条の新電の責務についてこのようなことをうたう限り、まさに「寄与する」のじやなくて確保する、まさに責任を持って確保してやるんだというふうに変えるべきだと思ふんであります。一体この「寄与」というのはどの程度のことを指すんですか。

○政府委員(小山森也君) この「寄与」でございますけれども、先ほどから申上げておりますけれども、公社というのは新電に全部の業務を引き継ぐわけでございます。その中で、特に日常生活に不可欠な電話の役務を適切かつ安定的に提供すべきということを新会社の責務として期待したいわけでございますけれども、その責務規定の表現に当たりましてはやはり法律上の強制義務規定として位置づけるよりも、会社でございますので、新会社の指針的な責務として位置づけて規定する方がより適当であろうという判断からそのようにしたわけでございます。

○大森昭君 どうも、活性化を図るとか、効率化するとか言つたって、大体この法案自体、言葉を難癖つけるわけじゃないけれども、迫力がないんだよ、大体僕に言わせると。大体「寄与する」なんだよ、一般的には何かそこに加わつていれたいみたいなような調子で、やはりちゃんと新電の会社はこういうことをきつとやっていくという意味合いで考えれば、私は今の答弁納得いたしません、時間がだんだんなくなつてきますから先に進みます。

そこで、今度附帯業務の問題であります、いろいろな議論があつたんでしよう、修正をされて送つてきたわけでありまして、しかしいづれにいたしましても、修正をされてきたわけでありまして、その内容は省令で定める、こういうふうになつていくわけでありまして、この省令は明らかになつていくんですか。

○政府委員(小山森也君) 衆議院における修正の御趣旨、これは私どもの政府提案でございますので、修正の御趣旨というのは説明を聞いておる

わけでございまして、附帯業務について収支相償うなどの要件が担保される必要があると、こういうようなことから今回の修正がなされたというところを私も聞かされております。したがって、この趣旨を受けまして今後省令というものをつくつていくべきであらう、こう考えております。

○大森昭君 衆議院の先生が修正をした、その趣旨合いはこういうことだからということは、それを無視しろとは言いませんが、しかしあくまでもこの内容というのは、どのような経過があつても結論は郵政省が決めるというふうな修正されたことは間違いないんでしよう。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございます。

○大森昭君 そうなれば、参議院段階の中では、少なくとも院が違ふんでありますから、衆議院の人が言つた内容で参議院はいいか悪いとか言つていふんじゃないんですから、そういうふうに衆議院でもつて修正されたら、郵政省が郵政省令で決めるときはかくしかじかでやりたいということとを明らかにしてもいいかたつたんですが、どうもきようはそういうふうなことになるが、ただ、あなたの回答でちよつと気になるのは、収支相償うなどの要件が担保される必要があるということ、これは事前に何かチェックするんですか。何か見なければ収支相償うか償わないかわからぬからね。新電が少なくとも附帯業務をやるときには事前チェックですか、これは。

○政府委員(小山森也君) 事前チェックということではありません。ただし、その事実がわからなければこの郵政省令としては機能果たさないで、開始の際に何らかの形で知ることには必要であらうと思ひます。

○大森昭君 そうすると、届け出制ですか。

○政府委員(小山森也君) まだ具体的に考えておりません。

○大森昭君 ですから、附帯業務は外されたから、新電はこの附帯業務というのは、これは経

営の自主的な——大損するやつをまさか附帯業務でやることじや、さっきの総裁の言つたのと全然違ふからね。だから、少なくとも収支均衡するぐらいで、やつてみた結果収支がどうなるかというの、これは計画と予算と実行とこれはいろいろ違ふことはあるけれども、当たり前の話なのに収支相償うというふうなことが担保される必要があると言われれば、何かこれは事前に外した方がいいけれども、郵政省は勝手にしなさいぞというふうには私は理解するんですけれども、私の理解間違つていますか。

○政府委員(小山森也君) 行政的な措置でそういうチェックをするつもりはございません。

○大森昭君 そうしますと、あなたは収支相償うなどの要件が担保されるなんて余計なことを言わないで、前の発言は全部取り消してもらつて、とにかく附帯業務については経営の主体性の中でやるということがあれば、何をどういうことでやるんだというところは郵政省も知らな過ぎるけれども、とにかくそういうふうな附帯業務をやることは全部認めますよということになるわけですか。

○政府委員(小山森也君) 先ほどから申し上げておりますように、私も省令というものはやはり立法の趣旨の枠の中での処理をしなければならぬわけでございまして、その中において収支相償うことという立法の趣旨があるわけでございまして、したがって、その趣旨を織り込んだ形の省令になると思つております。

これはまだ成立していませんし、私どもの政府提案ではないのでございまして、よく御趣旨を承つてその枠の中で省令をつくらなければならぬと思ひますが、私どもの推測するところでは、恐らくこの収支相償うというのは本来事業の確な遂行に支障を与えないようにという考慮である、こう思つております。

○大森昭君 そういう無責任なことを言うんなら参議院でもつてもう審議をやめようじゃないですか。私は、少なくとも政府が提案をした、修正をされた、修正をされたということは小山さんの立

場からいへばそうかも知れませんが、しかし、行政府としてはそういう立場であつても、この修正をするときにその修正されたことがどうなるかというところを理解しないでもつて修正に應じるんですか。少なくともこの修正は、この法案の中でどういう位置づけになつてどういうふうになるということを了解したから自民党も了解して修正したんでしよう。それが参議院に来て衆議院の提案者に聞いてみなきゃわかりませんか——提案者なんていうのは関係ないんだよ、そんなものは受け入れた政府がそのことを理解して参議院に送付されてんだから、そしたらみづから郵政省の責任として郵政省は何をこの修正に基づいてやるんではないですか。何で提案者の話ばかりするんですか。もう修正になつた途端にあなた方が責任を持つんだよ、違ふの。

○政府委員(小山森也君) やはり立法の趣旨というものがあつてございまして、その立法の趣旨の枠の中で省令はつくられるべきであらうと、こう思ひます。

○大森昭君 だから、立法の趣旨というのは省令に任せるというのが立法の趣旨なんですよ、提案理由はいろいろなことを言つていますよ、提案理由は、あなたが言わなかつたって、この間、知さんという人が来て紙をもちつたからわかつていますよ。しかし、立法の趣旨はそうであるといつても郵政省が決めるんでしようと言つていふんだよ。そうすると、あなたは郵政省が決めるといつても立法の趣旨合いをまるきり外すわけにいきませんから、立法の趣旨合いのつて省令を決めるんで、こう言つていふわけだ。おれはみんなわかっているんだよ。だけれども、じゃ収支相償うということが条件だとすると、それはあなたのところでもつて収支相償うのか償わないのか、あるいは収支相償うように報告が来ているけれども、これはインテキじゃないかとか、そんなことを言つたつてもうかるわけじゃないかとか、何にかするんじゃないですかという気になるでしよ

のがあるから主要な料金はと言っているんだと言われたよね。そういうように主要なという問題と付加的な料金というのとあるから区分けしたというけれども、私が聞いているのはそういうのじゃなくて、主要という言葉は、付加という言葉があるうとならうと、それ以外にあるかもわからんからというふうには聞いただけで、今あなたが言うように、たまたま主要なというのは、付加的なという料金があるから主要なという言葉を使つたのであつて、その内容はまさに今あなたがずつと列挙してきたものが認可であつて、それ以外は認可じゃないと、こういうふうには理解していいんです。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございます。

○大森昭君 そこで、今問題にちよつとなつておらないんですが、レンタルは一部認可ということになるんですか。黒電話なんかどうなつちやうんですか。

○政府委員(小山森也君) これからは黒電話という概念はなくなるわけでございます。ただ、利用者の方としては、電気通信業務の一部として電話を使いたいという人と、それから端末機を個別の物品として購入して別に使いたいという人というふうなわけでございます。そうした場合に端末機自体を物品として扱うのでなしに、電気通信業務の一部としてそれを扱いたいというときには、これは電気通信業務の料金の中へ入つてしまふということでございます。したがしまして、認可になるということでございます。

○大森昭君 黒電話という言葉はなくなるけれども、今の黒電話のみは認可であると、こういう答弁ですか、今の答弁は。

○政府委員(小山森也君) 黒電話であつても、これは端末機を別に購入した場合においては、これは認可にかかりません。要するに黒電話であらうと附属電話機であらうと端末機全体がそれを物品として購入するのでも可でございますし、それから役務の提供の一部としてこれを公社といいます。

か、新会社から、何といひますか、役務の料金として払う、どちらでも採用できるということでございます。

○大森昭君 料金のことで衆議院でもいろいろ議論しているようでありまして、料金の決定原則というのは省令で決めるんですか。

○政府委員(小山森也君) これは決定原則はここにまず法定がございます。法律案の三十一条第二項に二つのことが書いてございます。一つは、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正なものであること」、第二が「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」と、こういうことで、これが料金決定原則の第一の法定の項目でございます。

○大森昭君 そうすると、法定には二項目が明記されているわけですが、大体総括原価方式ということになるわけですか。

○政府委員(小山森也君) 総括原価方式というのを否定するものじゃありませんし、当然としてよいということでございます。

○大森昭君 どうもあなたの言葉というのは、否定するわけじゃないとか、ちよつと何というのか、親切に答えてくれているのかどうかかわからぬけれども、総括原価方式でとにかく省令で決めますと、こういうことはいいんでしょう。

○政府委員(小山森也君) 実はこれは第一義的に認可でございますから、これは事業者が決めるものでございますから、事業者の方が決めたということについて否定するものではない、こういうことでございまして、法定のようにこれこれであるべしという形ではございませんので、このような言葉になつたわけでございます。お許しくださいたいと存じます。

○大森昭君 ちよつと時間がありませんからあれですが、料金の決定原則については適正な利潤を含む総括原価方式を採用するというところで省令で明確になることを期待いたしますして、次の質問に移ります。

次は、設立委員会でございますが、この会社がで

きるといふことになると、設立委員会をつくらなきゃいけないわけですが、どうもこれ衆議院の討議の過程を見ても明確じゃないのであります。大田、設立委員会というのはいずれの目から見てもわかるようなものにするとかいろいろの答弁されておりますが、具体的にどのようにな委員を任命して、どこに設置をするわけですか。

○國務大臣(奥田敬和君) 設立委員の人選というのは、新会社の定款並びに人事、役員選考等に当たりまして大変な責務を負つておるわけでございます。したがつて、人選に当たつては国民の皆さんから納得できるような人選をすることはもちろんでございますが、また設置の場所に関しましては、できるだけだれから見ても中立性を担保できるといふような場所の中でこういった基本原則を決めていただきたいと思つておるわけでございます。

○大森昭君 まだ法案が通つてないわけだから余り詰めてもあれけれども、法案が通つてからになるんでしような、設立委員会というのはいふことになるとこれは余り詰めてもあれだから……。

大蔵省来ていますか。——じゃ、あなたが来ているからちよつと質問の順序を変えて、午前中で無罪放免をいたします。

実は、この株式の売却がいろんなことで議論をされておりますが、いづれにいたしましても、さつきからあなたも討論を聞いていますように、とにかく、新電電の政府保有株式といったつて、これはもうとにかく長年にわたつて蓄積されました加入者の貴重な財産であるわけですから、そういう立場に立つと、まず、この売却に当たつては国会で十分慎重に検討を加える必要があると思ふんですが、こうした意味からいいますと、単に当該年度の予算に売却の限度数だとか売却予定収入を計上するということでは不十分でありますので、私といたしましては通信政策の問題を専門に議論をしておられます通信委員会においてじっくり時間をかけて慎重審議すべき案件じゃないかと思ふので

ありますが、そのことがどうか。

それから、ちまたでいろいろ、私もよくわかりませんが、株の処分に関連した利権の発生などもうわさされておるわけでありまして、そういう立場で、国会で慎重に審議をするという必要があると思ふんですが、郵政省と大蔵省はどのように考えていますか。

○説明員(日高壮平君) まず第一点の、株式の売却について国会の御審議にどういう形で供するか、御意見をいただくという点でございますが、法案の策定の段階から郵政省とも十分協議いたしました結果、私どもとしては、今法案の内容でお示ししているような形が一番望ましいのではないかとこのように考えた次第でございます。

○大森昭君 郵政省はどうですか。

○政府委員(小山森也君) 私どもとしては、新会社の資産というものは国民利用者の拠出により形成されたこと、また株式資産が巨額のものであること、また、その処分にあたりましては、御指摘のように国会の御意思を経た上でこれは慎重に行うべきものと考えております。その結果、株式売却につきましては歳入予算の見積もりに計上されるため、それとの見合いで、予算総則に処分限度数を計上して国会の議決をいただく方法を大蔵省との間で合意したわけでございます。

実際のこの運用の問題につきましては、十分今後大蔵省と郵政省が連絡協議をしながら取り運んでいきたいと思つております。私どもとしては、御指摘のように通信政策にかかわる問題であるという認識のもとにおりますので、十分にその御意思を体しまして、大蔵省当局と協議に臨んでまいりたいと思つております。

○大森昭君 そうすると、この法案の審議がどういふぐあいになるかわかりませんが、これは法案の審議の途中で郵政省と大蔵省というのは調整できるんですか。

○説明員(日高壮平君) その株式の売却を今後どういふふうに行うか、先生今御指摘がございまして、この新会社の株式につきましては国民

共有の資産であるという観点から、国益にかなうように……

○委員長(大木正吉君) はつきり答えてください。聞こえませんが、こちら側は。

○説明員(日高壮平君) はい。国益にかなうように政府部内で今後慎重に検討してまいりたいというふうに考えております。

○大森昭君 いや、国益にかなうとかかなわないとか言つたつて、国益は私とあなたと全然違うんだから、そんな違うことを一致させたつて困るんだけれども、そうじゃなくて、今これ以上議論していても難しいから、いずれにしても、具体的に郵政省と大蔵省との調整はできるんですかと言っているんです、私は、この法案の審議の過程の中で、国益なんて言つたつて全然違うんだ、あなたの国益と私の国益は、住んでいる国は一緒でも。

○説明員(日高壮平君) 今御審議をお願いしておりますこの会社法案が成立した後、初めて、先ほど御指摘がございました設立委員会において資本金等も決まってくるわけでございますから、法案が成立した後、その点は十分郵政省と協議したいというふうに考えております。

○大森昭君 国民がみんな出合つて今の電電公社を立派に育て上げ、もちろん、そこに働く人たちが一生懸命働いたから立派になったんですけれども、その金がどこへ行くかわからないでもつてこれはもう法案を通すわけには私はいきません。したがつて、これは明らかにならない限り私どもは絶対承服しません。そうでなきゃ、もつと言え、余りいやらしいことは言いたくないけれども、いろんな報道がされていることが事実みたいになりますよ、そんなことをやっている。

どうかひとつ、そういう重要なことは、法案の字句を少し直すとか、附帯決議をつけるとかいふ問題と違つて、基本の問題ですからね。基本の問題が明らかにならないで法案が通るなんということはこれは絶対許しませんから、そういうこととひとつやつていただきたいと思ひます。

○委員長(大木正吉君) ただいまの大蔵省の答弁

等につきまして、委員長伺つておりましたが、竹下大蔵大臣の答弁等と奥田さんの答弁にニュアンスの違いがございますから、記録を讀んでみますので、この委員会はまだまだ相当長期に続く見込みでございますから、ぜひ、国会の審議の過程で奥田郵政大臣、竹下大蔵大臣等のお話し合いを願ひまして一本の答弁が出るように期待いたします。

午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時より再開することとし、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時二分開会
○委員長(大木正吉君) ただいまから通信委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、日本電信電話株式会社法案、電気通信事業法案、並びに日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、以上三案を便宜一括議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○大森昭君 国際電報の關係について御質問いたしますが、附帯業務についての政府原案では新電報と国際電報とは横並びに取り扱われていたわけでありましたが、今回衆議院において新電報会社法案が修正をされまして、新電報については郵政大臣の認可事項から除かれたわけでありましたが、そこで、国際電報の附帯業務についても新電報同様、郵政大臣の認可事項から外すよう修正すべきと思ひますが、郵政大臣はどう思われますか。

○国務大臣(奥田敬和君) 御指摘のように、新電報に関する附帯業務というのは衆議院の修正で外されることになりました。今御指摘のとおりに国際電報もそういう立場から言うところ横並びとしてそういう形として外すことが当然であろうと思ひつております。したがつて、国際電報も近いうちに正式に検討いたしまして、そのような方向で処理してまいりたい、検討に移りたいと思ひ

ております。

○大森昭君 そうすると、これは衆議院段階で漏れたやつですから、これは参議院で修正ということになるんですか。

○国務大臣(奥田敬和君) これは国際電報法で認可事項にしてあるわけでございますので、この法案とは別個に取り扱いをいたすこととなります。

○大森昭君 それから、これまたいろいろ議論がありまして、収支計画と資金計画は認可の対象としない、今国際電報もそういうことになっているわけですから、そのとおりでいいということですね。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございます。

○大森昭君 次に、第二種電気通信事業者による専用線の単純再販を禁止する契約約款を認可する方向を郵政省は示唆しているようでありますが、国際電報の専用線についても単純再販の禁止の契約約款を認可する考えでありますか。

○政府委員(小山森也君) 新電報と同じような考え方方で臨みたいと思ひつております。したがつて、単純再販することによりまして国際電報の適正な財務が維持できないというような場合においては、そういう契約を禁止するということが必要なことだと思ひます。

○大森昭君 次に、現行の公衆法によりまして、国際電報は国際通信の料金の不払い者に対しまして通話停止などの措置を電電公社に求めることができるように、公社だからそうなつていたんだと思ひますが、今度は新電報ということになるわけでありまして、そこで六月に限りその加入者の通話停止処分を行うということができ、この措置について事業法のもとにおいてもこういうことが担保ができてくるのかどうか、これは郵政省と電電公社の方からお考えを聞きたいと思ひます。

○政府委員(小山森也君) 今回の法律では、事業者間の協定という——無論、今でも公衆法の中でも事業者間の協定になつておるわけでございます

けれども、この電電公社とKDDの關係というのは事業面におきましても今後とも変わらないうわけでございます。したがつて、一義的には電電公社と国際電報の契約といひますか、協定によるものでございますが、内容は何ら変更ないんでございますので、新電報と国際電報の両者の契約によりまして、そのような状態といひますか、通話停止の措置がとり得るようになるよう協定が結ばれることを望んでおります。

○説明員(草加英資君) 先生御指摘のように現在公衆法四十三条におきましてKDDの料金に対しまして私どもの通話停止措置というのが法定されておりますが、今郵政省の電気通信局長が答へになりましたように、今回から契約約款の中で国際電報との間で協定を結ぶ、このような法的措置になつております。

そこで、我々といひましては、今まで法定であつたものをどのように扱つか、契約としての建前を検討していきながら、今郵政省の局長が申し上げましたように、今までの体系と変わらない方向でこれから検討して、国際電報と話し合いをしていきたい、このように考えている次第でございます。

○大森昭君 私は今度の新電報に關係して国際電報にかかわる話を質問して、大体私の質問に沿つて処置ができるような感じがいたしますが、新電報との關係であつて別に処理しなければならぬというふうなことはもう残つていないのですか。

○政府委員(小山森也君) 基本的にはないと思ひつております。

○大森昭君 十分、新電報の法案に熱中するのはいいんですけれども、国際電報の方もひとつそのないようをお願いしておきます。

それで、ちょっとさつき私も局長の話を十分理解しないで実は話を進めちゃつたのであります。が、例の売り渡しする機械は電気通信役務でないで認可は要しないということとは、これでいいんですか。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございます。

す。
○大森昭君 それで、レンタルの機器が電気通信
役務であることですべて認可対象とすること、
こうなるわけですか。

○政府委員(小山森也君) その端末が役務の提供
の一つの手段と、要するに端末まで入れまして役
務を利用者が買いたい、こういった場合には認
可料金になるわけでございます。

○大森昭君 そうすると、いろいろこの端末機が
あるわけですが、プッシュホンとかカラー電話
だとかビジネスホンとか、いろいろあります
ね。これを販売に行く、これをその場でレ
ンタルで売る場合と、単なる物品として売る場合
と二つ出てくるわけですが、レンタルじゃ
なければ必要ない、認可じゃなくていいと、レ
ンタルの場合の料金は認可にすると、こういうこ
となんです。

○政府委員(小山森也君) そのとおりでございま
す。

○大森昭君 どうもよくわからないんですがね。
お客様のところへ行って、とにかくこれはどうで
すか、これを使わないですかと言つて、お客さん
が、レンタルなら公社はこれは認可で料金は決ま
っているし、これ単に買うなら認可はないんだ
し、ということ、買う方は判断をする必要ないん
ですけれども、殊さらこのレンタルと単に売ると
いうのにどうして認可と認可じゃないのになしな
きゃいけないわけですか。レンタルを認可にする
というのはいくつ意味があるんですか。

○政府委員(小山森也君) それは要するに、例え
ば電話で言いますれば、電話という一つの役務を
そこで利用者が買うというときには全体が一つの
役務の提供となりまして、これは料金も認可にな
るということでございます。ところが、その役務
ではなしに、その役務の提供は例えばローゼット
まででよろしいと、あとはほかの端末機器を購入
してそれに接続するのであるということになりま
すと、役務の提供というのは一応ローゼットまで
で切れるわけでございます。したがって、それに

ついでには物品の一つの販売ということになるわけ
でございます。それは物品の販売でございませ
う。電気通信役務の提供の料金ではないという
ことになるわけでございます。

○大森昭君 いや、同じ機能を発振するわけであ
れども、それがレンタルだから認可、レンタル
じゃなければ認可じゃないというのは、今の局長
の話だと、電気通信の役務であるとかないとか
いうことには直接関係ないんじゃないんです
か、関係しますか。

○政府委員(小山森也君) 一番簡単なことで申し
上げますと、これは何しろ利用者側が判断するこ
とでございます。利用者側の方が、例えば一つ
の電話機を買ったとします。それを販売いたしま
すと、これは今の電電公社、ポストの新電電であ
りまして、電気の器具メーカーから買いました
も、どっちでもよろしいわけですが、そのときの
役務が、故障を起した場合には、それはも
し端末であるならば端末を売った側には責任
がかかるわけですね。片方の、今度は役務全体とし
て利用者が選択した場合は、例えばそういうこと
は複雑である、電気通信のことだつたらば全部
新電電公社の責任にしろ、端末だけであ
るかどうかというので、一々そういうことでは困
るというふうなことを利用者側が判断すれば、そ
ういう買い方もできる。それから、端末だけをい
ろんなバラエティーに富んだものをつけた、そ
のかわり、その端末についての故障があつた場合
は、自分が買ってきたものであるから、自分が販
売会社へ行って万一の場合には責任をとつてもら
うと、こういうことになろうかと思ひまして、片
方は、利用者によりまして全部の役務というもの
を買うということになるわけでございます。

○大森昭君 ちょっと私の理解が悪いのかどうか
わかりませんが、勝手に買つてくると今言われま
したけれども、勝手に買つてくる場合と公社の皆
さんが家庭に売る場合と二通りあるんです。で
すから、公社の方がこれから営業活動をやつて完
りに行きますね。で、問題は、そこでレンタルか

レンタルじゃないかという問題が起きるわけであ
らう。それで、レンタルなら認可で、レンタルで
なきゃ認可じゃないという、ここがちょっとわか
らないんですよ。いや、ほかから買つてきたやつ
だから、それは今度新電電に何か事故が起きたら
問題が起きるとか起きないとかというの、ほ
ちよつと問題別にして、公社の人が行くでしょう、
そしてその買ひ方が違ふんで違ふだけでしょう、
レンタルとレンタルじゃないというのは違ふの。

○政府委員(小山森也君) 片方の、端末機を完全
に端末機として買った場合は、これは一つの何
といひますか物品の売買ということになるわけ
ですけれども、レンタルの場合は、これは役務提供
契約になるわけでございます。物品というの
は、ただ単なる端末機は役務提供の手段であるに
すぎない、ということになるわけですが、そうなり
ますと、役務提供契約というのは端末だけ切り離
せない、ということになるわけなんです。

それじゃ、具体的にどういう料金になるかとい
いますと、大体基本料に片方は入つてくるとい
うことになりまして、片方は物品代金として払うと
いうことなんです。実際のこれをどうするかとい
うことにつきましては、今論議を述べたかとい
うことでございますが、いろいろ物品の販売方法に
は、例えば新電電公社の職員の方が端末機を売る
場合におきまして月賦販売方法というのだから
然あるわけでございます。そういう場合にお
いては、これは物品の販売と、こうなるわけ
でございます。

○大森昭君 仮に認可が必要だということになる
と、今の黒電話の場合なんかは、今局長が言つた
ような形になってるんだと思うんですが、そ
ういふように単純な機能に限定するとかしない
とか、いづれにしてもこれから新しい営業活動をと
にかく公社の自主性に基いてやろうというわけ
ですから、きょうはこれ以上詰めませんが、ひと
つ十分検討をして、とにかく新会社の方がいろん
な行政的な許可の枠の中で仕事が行うようになって
はいけないわけですから、きょうはこれ以上言

いませんが、そういう意味合いでひとつ検討して
もらうことをお願いをいたしまして、また後日質
疑を続けたいと思ひます。

次に、これは本会議でたしか服部先生の方から
もお話があつたと思うんですが、第一種の電気通
信事業の許可や料金などの契約約款の認可等、郵
政大臣が重要な処分を行う場合は、政令で定める
審議会すなわち電気通信審議会に諮つてその決定
を尊重するということになってるわけでありま
すが、いづれにしても午前中からの討論の過程の
中で、私どもはいかにして利用者各界各層の意見
が反映できるのかというところがこの法案の中
で十分反映されなきゃいけないという気持ちがあ
るんであります。この「電気通信審議会委員の
人選、運営に当たっては」ということで、前にも
いろいろ国会で議論されてるんですが、この
趣旨はどのように生かされることになるでしょう
かね、今度は。

○政府委員(二木實君) 電気通信審議会ができた
したのは五十七年の十月でございますが、その前
に本院の内閣委員会、広範な人選をやつて、
「有識者を網羅し、民意が十分に反映するよう配
慮すること」という附帯決議をいただいている
ところでございます。

それで、十月一日から電気通信審議会ができた
したが、この発足に当たりましては国民の意向を
代表するにふさわしい方々に参集いただいてお
るわけでございます。広く各界有志の方々へ参集し
ていただいております。また運営に当たりまし
ても部会あるいは委員会等を設けてまして活発な御
論議をいただいております。ところでございませ
う。

○大森昭君 ここに委員の名簿もありませんが、大
学の教授というのはいくつかあります。これは
の社長というのはいくつかあります。これは
は見解の相違になるかも知れませんが、こうい
う委員構成が必ずしも——難しい話は別ですけれ
ども、例えば、午前中にも可処分所得のいろん
なで總裁から料金決定についていろいろ意見が述べ
ておられましたけれども、大学の教授とか社長

が、料金が安いとか安いとかという、それは議論はあるでしょうけれども、可処分所得の何とかという意味合いから料金を諮るなどといったら、大学教授とか何とか会社の社長じゃ、そういう人もいいけれども、そういう人ばかりじゃなく国民の意見を反映できますか。

○政府委員(二木實君) 電気通信審議会は、今までは電気通信に関する重要な事項を諮問いたし、建議していただいているわけでございますが、御指摘のように、この法案が通りますと、第一種の電気通信事業の許可、あるいは第一種電気通信事業者の料金等契約約款の認可等大変重要な処分を審議していただくことになるわけでございます。

そういう観点からは、やはり大変この電気通信審議会の果たす役割は重要なものになってくると思うわけでございますが、先ほども申しましたように、現在でも大変各界を網羅しているわけでございまして、今後とも慎重かつ適切に対処してまいりたいと思っております。

○大森昭君 そうすると、電気通信審議会には今と同じような、多少人員の変動もあるのかないのかわかりませんが、このほかに、電気とかガス料金と同じように別に公聴会をつくるということですか。

○政府委員(小山森也君) いろいろな国民の皆様方の意見が反映するというのは、公聴会を開くということとは極めて有益なものだとも思いますが、審議会が公聴会を開催する手続をどうするか、政令によるものかどうかといういろいろなそういった法的措置のことは、まだ検討いたしませうけれども、御趣旨を生かしまして、公聴会を開催できるような方向で検討したいと思っております。

○大森昭君 どうもそうなるかと少しあいまいなんです。公聴会を開くということができるようにするということが、必ず公聴会を開いて、料金などは大変公共性が高いし、社会的な影響も大きいからということとまた違うんですよね、あなたが言っているのと私が言っているのと

ね。公聴会と言うと開くようにすると言うんでしょ。私は、公聴会という制度の中で、少なくともこの料金認可等の諮問をするということにしたらどうかという質問なんです。

○政府委員(小山森也君) 御趣旨のとおりのことを言ったつもりですが、言葉が足りませんで、どうも申しわけございません。

○大森昭君 そうですか。そうすると、まだ検討しなきゃいけないが、いずれにしても、電気とかガス料金の場合と同様に公聴会制度をとるということではないんですか。

○政府委員(小山森也君) そのような形にしたいと思っております。

○大森昭君 そういうことでできる限り、いろいろな問題もありますけれども、とにかく、いろんな意見を聞きながら料金を決めるということとでぜひひとつお願いをしたいと思っております。

次に、七月の十一日の日経新聞によりますと、アメリカ政府は、九月に開かれる日米高級事務レベル協議あるいは日米通商円滑化委員会などで電気通信審議会など我が国政府の審議会への参加要求を強めてくる見通しであると報道されておりますが、電気通信審議会委員に外国人を任命することについて郵政大臣の見解を伺いたいと思っております。

○国務大臣(奥田敬和君) それらの報道の内容については何ら関知しておりません。特に、電気通信審議会の委員というのは国家公務員であると同時に国家意思形成に参画する重要な立場でございますので、外国人の任用は考えておりません。

○大森昭君 その問題とちよつと関連いたしますが、外資の問題が大きな問題になっているんですが、ちよつとあるところで記事を読みましたら、総裁——総裁でなくてもいいけれども、公社の方は、とにかく、外資を認めて、我が日本の国内産業の中ではそう簡単に外国の業者が入るようなことははないというような意味合いの記事を読んだことがあるんですが、この辺の見解はどういう見解なんですか。

○説明員(真藤恒君) アメリカは、かなりV A N事業というものは現在でも急速に発展しつつありまして、かなりいいソフトも持っているという話でございますが、なるほど基本ソフトはかなり進んだものを持っておりまして、それと、それを、実際に日本に持ってきてそのまま使えるということとはございませんで、日本のお客の仕事の進め方、日本社会の商取引の実態というものにその基本ソフトを修正しながらでないと使えないというふうになっております。その意味からしますと、入ってきて、たちどころにマーケットに大きなお客を求めるとすることはとても無理じゃないかというふうに考えております。

それで、ごく具体的に考えまして、仮にアメリカのそういうものが入ってまいりまして、一〇〇%アメリカの事業としてやれるかというところ、非常に困難じゃないかと、将来の具体的な問題としてはそういうふうな考えられますので、今、うわさには聞きますが、ほとんどがやはり日本の企業とジョイントベンチャーでというふうなことのようにはちから聞いております。

一方、今日まで、電報は郵政省の認可を受けながらかなり大規模な実質上のV A N事業をやっております。それがかなりのスケールになっております。それで、こういうふうな仕事といえますのは、事業なり何なりの内容をすっかり出さうな格好になるものでございまして、やはりお客の方からは、その業者の信用度、信頼性というものがかなり大きなファクターになるんじゃないかと思っております。そういう意味から、私ども及び日本のしっかりした業者の方が日本の社会ではずっと競争上優位に立っているんじゃないかというふうにも考えられます。

それともう一つ、日本のマーケットに外国の資本が入ってきたとしても、簡単に日本のマーケットを占有できないという例も幾らかございます。例えばIBMのマーケットなんかでございますけれども、IBMのマーケットシェアはアメリカで七

〇%、E C諸国で総体で六〇%でございますけれども、長い間日本に来ておるIBMでありながら日本では三〇%しかマーケットシェアを持たないというふうな過去の実績もございますので、私どもはこの問題についてはそう心配する必要はないという考え方でございます。

○大森昭君 統計を言われたり、話としては何かわかりやすいような話ですけども、ただ総裁、ちよつとこれ例がいいかどうかわかりませんが、例えば今国内で農産物が大きな問題になっていまして、米なんか。まさか我々が米を外国から輸入するなんて夢にも思つてなかつたですけどもね、これはちよつと例が少し違ふかも知れませんが、今総裁が言われますけれども、しかし世の中というのはそういうことで果たしていくかどうかというところ、私は正直言つて門戸を広げるというところに入つてくるとかこないかという以前の問題として問題を実は提起しておるわけでございますけれども、きょうはこれ以上言いません。

いずれにしても総裁の見解に私も反対ですけども、またこれは別なところで別な方にまた審議していただくかも知れませんが、どうもそういうように、今ヨーロッパにおいてはこうだ、アメリカにおいてはこうだ、日本はこうだ、だからというだけのやっぱり問題で二分の一の外資を認めるなどということは、もうとてもじゃないけれども私も納得できませんので、きょう総裁の見解だけ承つてきょうは終わりにしますが、そういうことを考えています。

そこで、いずれにいたしましても問題がたくさんあるわけですが、例えば一つの例として、局長、需給調整なんかでもあなたの答弁だと衆議院において、軽微な変更についてははたとはいふふうになっているんだよね。そうすると、軽微と言つたって、我々軽微と言えはちよつとのこととを軽微と言つただけで、どうもあなたの方の軽微というのはまた違うんだよね。だから、仮にこういう需給調整なんかは具体的にどういうぐあいであらうというふうに決めていくんですか。

どうも、あなたが言っているのと私が言っているのと

○政府委員(小山森也君) これは具体的な場合におきましては、前もってこういう場合といたうのはなかなか決めるに問題がございます。というのは、一つの需給調整——需給調整という言葉はちよつと私も使っていないでございまして、よくも、著しく過剰な設備になったときのみと言つておりますけれども、例えば東京・大阪間というやうな問題をとりましても、そのときのいろいろな、個々別々によつて変わつてまいりますし、例えばある一定地域の電気通信設備というのになりますと、一般的な尺度でなかなかはかれないという点がございまして、したがつて、前もってこれを一つの定型化した形でこれが需給といひますか、過剰な設備といひのはこれであるといひことがなかなか言ひにくい点だと思ひます。

ただ、御質問の中にあつたどれくらいが輕微かといひのは、変更の場合だろつと思ひますけれども、変更する場合におきましては、この電気事業では当初の計画に対して二〇%を超えた場合は輕微でないと申しておりますし、ガスでは一〇%と申しております。ただし、電気通信の場合は非常に技術革新の最も著しい場面でございますので、このやうな二〇%、一〇%というやうな形をとるとおよそ実情に沿わないのではないかと、ところから、量的な変更についてもこれは相当大幅な形で認めなければ實際と計画との間で往々にしてというか、非常に多い機会では出てくるであらう。それを一々変更というやうな形で許可をするといひのは実情に合わないと思ひて、次第でございます。

○大森昭君 私、正直申し上げて余り技術的なことは専門家がよいからよくわからないのです。が、いづれにしても、こういう新会社が仮に発足するやうなところは、そういうのは公社と郵政省ときちつと詰めてからということになるんですか。

どうもこの法案をずっと審議していくと、あまいなところは明確にしてみたいのだけれども、何かあまいところはみんな郵政省が行政

権を持つてというやうな——いや、これは私の感じですよ。いや、そうじゃないと言へばそれでいいんですが、何かそういうふうな感じられるので、いろいろな公社とは恐らく技術的なこととかいろいろなことから相当綿密に打ち合わせしてやられてゐるのじゃないかと思ひますが、そういうふうな理解していいですか。

○政府委員(小山森也君) この法律をつくるに当たつての公社等の御意見というものは、かなり密接な関係で御意見を伺つたところでございまして、

じゃ、これから先はどうかということですが、行政は事業者を離れて行政だけでできるといふことはまず不可能でございまして、したがひまして、事業をやる方と、何も新電力だけでなしに、新しく参入する方も含めましてそういう事業者と意思疎通を密接に行わなければ、遊離した行政といひのは事実上あり得ないわけでございます。したがひまして、今後ともそういう意思疎通を行つて、適切な形で運ぶといひのが私たちに課せられた一つの仕事だろつと思つております。

○大森昭君 話としてはよくわかるんですが、ただ新しい会社の方を何とかしてやろつという気持ちで動きますと、新電力は、とにかく巨額の資本と、巨額の歴史と、巨額の伝統と、とにかくさきも質問したように優秀なあれですから、こつちを少し押さへ込んで、今度できる新規参入の方を少しよくしてやろつなんという、一般的に私はそういう発想しか浮かばないのですけれどもね。それはどうも公正か公正じゃないかわからないけれども、だから、新しい通信事業をやる時には、少なくとももうまことに公正であらねばならないといふことを感じますので、何か郵政省も三流から二流だんといふことになつてゐるやうであります。が、行政官庁の形ばかりじゃなくて、頭の方もひとつ三流から二流にならなかつたこれはいけないわけでありまして、先の話ですけれども、どうかひとつお願いしておきます。

次に、これだけはどうしても確認してもらいたいの、いづれにいたしましても、總裁も午前中

いろいろなことを言つておりましたけれども、とにかく労使間でこれからのいろいろな問題が取り扱われるわけでありまして、公社の中ではないいろいろな制約がある、新しい会社になれば、賃金にいたしましても、労働条件にいたしましてもとにかく自主的に物事は解決できるのだといふことを言つてゐるわけですから、少なくともこの経営形態の変更の中で、労使間における賃金とかその他の労働条件の自主的決定には一切行政的な介入は郵政省はしないんだと思ひますが、どうですか。

○政府委員(小山森也君) お説のとおり、事業当

事者に十分な自主性を与えて、それによつて事業活動をしたいだきたいといひのが立法の趣旨でございまして、したがひまして、労使間の賃金その他の労働条件の自主決定について行政が介入するといひことは毛頭考へておりません。

○大森昭君 ぜひそういうことでやつていただきたいと思ひます。

もう私どもは心配すれば切りがないんですが、例えば仲裁裁定も、今だつて本日は仲裁裁定をこれは政府が介入できないのに、衆議院はこの間通つたやうですけれども、まだ今日実施がされないといひやうなことで、そういうことで、今局長が言つたやつ、また疑つてゐるわけじゃありませんが、いろいろなことが制約されるわ、労使でもつて団体交渉をやるやつもいろいろ介入されるわといひことは、これは何のために経営形態を変更するのかわかりませんので、どうかひとつ今局長が言つた趣旨合ひでやつていただきたいと思ひます。

そこで、労使間が自主的にいろいろ決めることに介入をしないといふことになると、まずその前提としてやつぱり労使間がお互いに物事を自由に決定できる基礎がなくちゃいけないと思ひます。ね。そうすると、労働組合といひのは少なくともストライキをやることはいつて私は言つておりましたが、しかし余り経営者の回答が理不尽だといふことになれば、やはり労働組合はストライキを構へて問題を解決していくといひのが私は素直な

形だろつと思ひます。

きようは労働大臣が実はおりませんので、といひのは労働大臣を実は私呼ばなかつたんでありますが、少し所管等は離れますが、郵政大臣、あなたもこの事業をいろいろ監督する立場でありますから、衆議院の修正についての、見解といひ少しきつくなりますから、いづれ労働大臣にいろいろ質問したいと思ひますが、所感といひますか、御感想といひますか、これはどういふやうにお考へでしょうか。

○國務大臣(奥田敬和君) 今回の民営化に当たつて重要な点は、労働三法が適用され、スト権が付与されていくこととございまして、ただ、特例的な経過措置として見直し規定も設けられておるわけでございますが、過日の参議院本会議におきましての総理答弁にもございまして、三年間の良好な労使関係の中で、三年間の見直しのときはスト特例措置の廃止も含めて検討したいといひ御答弁があつたところでございまして、通信主管の担当大臣としても、そのやうな方向で三年後の見直し時期においては当然廃止されるという方向の中で処理されることを願ひいたしております。

○大森昭君 いづれにいたしましても、きよう午前中から今の時間までいろいろ質疑をいたしたけれども、端的に申し上げていろいろ難しい問題もあつたが、委員会の中ではつきりできるものはつきりしていただく。そしてまた、冒頭に郵政省側から、あるいは電電公社の方から、この改革についてはこういうことでぜひ改革をしたいといひのなら、それに沿つたやうな、まあストライキの方は規制はするわ、営業の方もやたらと——やたらと言つと少し言葉がよくないんですが、私に言わせれば、もう会社になつたんだから少しは自由にさしたつていいじゃないかといひやつともども一々行政が関与する。何かこの話を質問していても、端的に言つてもうちがは。そして、まあ法案さえ通ればとにかくうまくやるよといひうんじや、これは正直申し上げて私も責任持

てませんから。

もう私は時間がありませんから、最後に結論的なことで申しわけありませんが、私ももそれぞれ私どもの言ったことを全部やっていたかどうかというわけにありませんが、しかしなかなかそういうことが受け入れられる受け入れられない、こういうことをきくと——まだ私も六時間の質問で、きょうは二時間四十五分、委員長も質問しなければそのまた半分の三時間が私のところに来るようでありますからゆくり質問もしたいと思いますが、時間ばかりかかったからいいということじゃないんであります、問題が一つ一つ解明されればそれでいいんだらうと思えますから、どうかひとつそういうことを最後にお願いをいたしまして、私の持ち時間も来たようでありますから終わりにしたいと思います。

どうもありがとうございます。

○委員長(大木正吉君) 大森委員の質問はとりあえず終わりました。

○中野明君 きょう私持ち時間を百十分いただいておりますが、けさほど来同僚の大森委員の方から重要な点についてだんだんにお話がありまして、

まず、私最初に、この日本電信電話公社の経営委員会、この経営委員会というのがどういう権限を持てようという仕事をしているのか、そこところを最初にお答えいただきたい。

○説明員(岩下健君) お答えいたします。経営委員会の機能あるいは職能につきましては、公社法に定めがございまして、端的に言いますと、重要事項の決定ということでございます。例えば年度の予算あるいは事業計画、資金の調達ないしは償還計画の設定、こういう事業運営の基本にかかわる問題につきまして決定をするという、これが経営委員会の基本的な機能でございます。

○中野明君 今回のこの三法案は結局、我が国が従来とってきた通信の一元化ということを大変革

する大変な画期的な過渡期の法案であります。電電公社にとつても公社から会社組織になるということですから、私は、今お答えがありましたように、経営委員会というのは公社法で公社の業務の運営に関する重要事項を決定すると、こういう機関であるというふうに承知しております。それで、きょうは私、参考人として当委員会に経営委員会の代表である経営委員長の出席を求めたわけですが、他にお差し支えがあるということ、おいでになつておりません。非常に遺憾に思つております。公社のいわゆる最も重要なことをこの法案でやろうとしておるときに経営委員長としての見解なり、御意見なり、日ごろいろいろ議論なさっていることについて私確認をしたい、また議論もしたいと思つて要請をしたわけですが、おおいになつておりませんので、きょうは経営委員長に対する質疑というのは、委員長にお願いを申し上げましたが、留保さしていただいで、次においでになつてきたときに質問をさせていただきます。こういうふうにしたいと思ひます。

○委員長(大木正吉君) ただいまの中野委員の御発言は非常に重要でございますから、次回の委員会においてきょう取り計ります。

○中野明君 よろしくお願いいたします。それでは最初に、総裁は民間から総裁にのみならず、今回のこの法案が成立いたしましたこととして、電電公社が特殊会社に移行することについての総裁として忌憚のない御意見を伺ひたいんですが、この特殊会社に移行したことで、けさほど来、郵政省の考えはある程度承知いたしました、総裁として民営化になったときのメリット、そしてデメリットもあると私は理解しておりますが、メリットとデメリットについてどのようにお考えになっておるか。

○説明員(真藤恒君) 今度のこの法案のとおり私どもが動けるようになったというふうになります。まず一番変わってくるのは職員の考え方がずつと変わるだらうと思ひます。要するに働か

いのある職場ということが期待できるんじゃないかというふうな考え方が変わってくる職員が大部分だらうというふうな思つております。企業というものが自立するためには、その企業の中の職員の仕事に対する意欲のあり方というのがその企業の活力の源泉でございまして、この意欲、仕事をしよう、それによつて自分の生活に向上しよう、またその可能性があるという状態に持つていくということが一番大事なところじゃないかと思ひます。そういうことを考えますと、この法案に書いてありますいろいろな内容から、私どもの職員の中に持つております技術なり組織力なり作業意欲なりというものをこれから先の高度情報社会にかなり有効に利用でき、それによつて日本の社会の高度情報社会への進歩を早める、それに貢献するということによつて、それをする新しい仕事につく職員もそれなりのやほり希望が持てるというふうなことが、たくさん種類のことが手を出せるようになると思ひます。と同時に、そういうことによりまして、この本件事業の方はずつと現在よりも合理的な運営ができてくるというふうなことは考えられております。要するに、平たく申しまして、私どもの仲間の職場が広がり、そして仲間の働いたための収入のバイが大きくなればということが、可能性が開けてきますので、そういうことを基準にして合理的な経営を労使協調しながらやっていくということの中から、非常に明るい将来の道が開ける可能性があるというふうな考えをしておりますので、私どもの経営の基本理念は、その線に沿っていくのが常識だというふうな考えております。

と同時に、いろいろ国会の方で御議論もございまして、世間でもいろいろ議論もありますように、公共事業というもののだやというのを決して忘れてはいけないというところなんです。しかも、新規参入が入つてまいりました、当分の間は実質的な一元コントロールみたいな形がしばらく続くと考えておりますから、この公共事業だやというところを十分頭に入れたら、公共事業のあり方

ということとは、やはり今日まで長い間公社制度でやってまいりました公共事業に対する義務感というものは、いい伝統として残していかなくいかぬというふうな考えております。で、積極性と自制力というもののバランスを上手にとつていくということが一番大事じゃなかろうかと思ひます。自制力を落としますといふような問題が将来出てくる可能性もあると思ひますので、その辺は十分引き締めながら、自粛しながら行動すべき問題だというふうな考えております。

○中野明君 デメリットの方はどう考えておられますか。

○説明員(真藤恒君) デメリットは、その自制力が失われたときに出てくるというふうな考えられますので、わがままがちょっとでも出ますと、公益事業、公共事業というものは、その存在の根本の形を失つていくという危険性は多分にあると思ひます。

○中野明君 そのほかに、経済的なことを言えば、民間会社になるんですから、結局納税もしなきゃならぬでしようし、あるいは株式の配当もしなきゃならぬ。そういう面では、財政的にある意味ではデメリットが出るんじゃないかというものも一応考慮に入れておく必要があるんじゃないかと思ひますが、今の総裁のお話では、まあ職員が、どういふんですか、ますますやる気——現在もやる気でやっていると申してよろしいけども、お話をちょっと聞くと、現在はあんまり意欲がないような言い方をなさつておられるんですが、今日まで頑張つてきた、そしてこういう結果を出した公社の経営といひますか、従業員として経営陣が一体になつて行つてきたこの公社経営の評価というものは、総裁としてどう思つておられますか。

○説明員(真藤恒君) 私、就任以前に考えておりましたよりも、今日まで参りまして私の予期以上にいい結果が出ておるといふふうな考えております。そして、今先生のおっしゃいましたような数字を出すには、ただ単に通話量がふえてきて自然的に発生した増収というものの力よりも、むしろ

る社内で努力して生み出した冗費節約といいますが、費用の使い方の合理性というものの進歩によって得られた部分が非常に大きいというふうな、私自身も予期以上の成果が出たことに対しては深く感謝いたしております。

そういう面では、この新しい会社になりますと、今先生おっしゃいましたように、納税の義務も出てまいりますし、配当もしなきゃなりません、現在の数字の動きから予想いたしまして、この納税の義務あるいは配当の支払いその他のことにつきましては、数字の上ではかなり自信が持てるというふうな思っておりますし、またそういうことが現在のまま進んでいきますと、案外そうそう無理が続いていくんじゃないかと、現在のうちに電気通信事業以外にはほとんど手を出してはいけないという環境の中では、ちょっといろいろな問題が出てまいろうかと思っております。要するに職場が広がらないわけではございませんから。

○中野明君 以下、私、これから質問をするわけですが、通信の一元化をとってきた電気通信をここで競争原理を導入するわけですから、大変革になります。その結果として、国民に迷惑がかかるという事柄は、負担がかかるようなことになったらこれは何にもなりませんので、そういう形から先ほども、後ほどこれは法案の中身に触れていきますけれども、過剰投資というような心配も一部出てくるわけでは、今總裁も御案内のように、アメリカも自由化に踏み切って、かなり思い切ったことをしているわけですが、アメリカにおきましてもAT&Tの解体といいますが、そういうことによりまして結局いろいろの問題が派生しておりますし、日本とは少し形態が違いますが、一部、一部の意見では、結局裕福な人がジョブピグであるいはバンキングのためにコンピュータにアクセスはできる、そのために片方ではいわゆる老人世帯とかあるいは大半の一般大衆は自分の電話を賄うのに大変だと、こういうふうな議論がアメリカでも出てくるようではございますが、こうい

う心配をしないようにしていかなきゃならぬというのが私たちに審議に当たる者の一つのねらいなんです、けさほど来、大森委員も質問しておられますように、今回の法律も結局は、確かに具体的に技術の進歩とかそういうことがありますが、挙げられないものはあるかもしれないが、政省令にこの法案でも八十五項目ゆだねられてくるということです。

郵政大臣ね、私最近特に強く感じるんですが、郵政大臣は今大臣の立場ですけれども、やはり同じく国会議員として法案の審議にも当たられた経験をお持ちなんです、この国会の法案を見てみますと、風俗営業法というものの改正が出ております。これも政令委任が、私細かく計算すると百項目、通常七十七項目と言われていると、あすですか、参議院で審議が始まるようになっている男女雇用均等法、この法律も重要なところ十八項目といふのが政令に委任される。ですから、議論をしていくと、それはまだ決めておりません、これから検討しますというふうなことがこの政令の中に多々出てくるわけですね。そうすると、我々法律を審議して、そして国会で成立をさせたときに、果たして白紙委任をしておいて責任が持てるかどうか、余りにもこれが多過ぎるということ。ですから、こういう傾向というものは私は決して好ましくないと思っております、このままで通って、後になってからそれは約束が違ふじゃないかと、言ったってこれはもう話になりません。ですから、可能な限り具体的にこうしますと大事なところは我々に示していただかないと、これは責任を持って審議をできないということになるわけなんです。この点、特にこの国会は目立ってしようがないんですが、大臣として、私はそういうことになるといふことになる法案の出すのが少し早いんじゃないか、もつと話を詰めて、政令に任せるところはこうなりますよというものがきちんとしてから国会へ出されるのが法案提出のあり方と違ふだろうか、このように私考えているんですが、大臣の所見を聞かしていただきたい。

○國務大臣(奥田敬和君) 目下御審議を願っているのはまさに基本的な骨格に当たる本法でございます。したがって、政令にゆだねる部門というのはあくまでも本法の枠組みの中で実施細目についてのそれぞれの形を決めていくわけでございますが、本法の御審議を願っておる段階で既に政令内容云々という形になると、また立法院の立場である先生方からの強い御指摘、御指摘も受けてきたことも、これまでの経緯から言ってよくそのように理解しているところでございます。したがって、あくまでも本法の法の明定する枠から離れないということは当然でございますし、できるだけ審議の過程において政令にゆだねる部分の内容も明らかにしていくことは当然必要であらうと思っております。そのようにまた政府委員にも答弁するように申し上げてあるところでございます。

○中野明君 余り自由裁量が多いと非常に不安が出てくるわけでは、これから項目を追って私気にかかっているところをはしょって御質問いたします。

まず、事業法でございます。これが公衆電気通信法にかわる基本的な法律になるようでございますが、この事業法でもそれから会社法でも同じなんですが、目的にいわゆる公共の福祉ということを外された。公共性を外されたというのは何か意識して外されたんじゃないか、そのようにとられてしょうがないんですが、これを外されたというのは何かわけがあるんですか。

○政府委員(小山森也君) これは会社法には入っておりませんが、電気通信事業法の第一条に「電気通信事業の公共性にかんがみ」という言葉が入っております。それで、さらにそれを敷衍いたしまして「利用者の利益を保護し」ということとございまして、この電気通信事業法の第一条といふものは電気電話株式会社法にも、これは基本法でございますが、かかってくるというところでございまして、したがって二重の表現を避けたというところでございます。第一条に入っているわけ

でございます。

○中野明君 そうすると、この事業法で書いているからもう会社法では改めて書く必要はないと、このような理解ですか。

○政府委員(小山森也君) 会社法は当然この事業法の中に規定しますところの電気通信事業者の一つであり、しかもこれは、それではなぜ会社法という特別のものを設けたかといえますと、従来の電気公社というものの行っていた仕事、それから法的独占によって行っていた仕事をそのまま受け継いでいくというところから、これは特別な法律をもって特殊会社としていくわけですが、位置づけとしましてやはり電気通信事業法のもとにおける電気通信事業者の一つでございます。したがって、電気通信事業者としては当然この電気通信事業法の第一条というものはかかってくる、こういうふうな理解してこのようにしたところでございます。

○中野明君 それじゃ次にまいります。

第九条第一項電気通信事業の關係でございますが、いろいろ巷間言われておるわけですが、新規参入について一元化が好ましいとか、あるいは競争をもっと自由にしたらいいんじゃないとか、特に郵政省サイドから一元化というふうな話も出たやに伝えられておるんですが、その辺の事情、新規参入の見通しといえますか、状況をちょっと説明していただきたい。

○國務大臣(奥田敬和君) 恐らく先生の御指摘の点に触れると思しますので私から最初に答弁させていただきますけれども、恐らく一種事業の新規参入を予定されているいろいろな動きについての私のコメントの一部が報道されたことが原因ではなからうかと思っております。

結論から申しますと、一種業者に關しまして新規参入に關してあらかじめこれに対して政治的に関与して、あるいは需給調整に關するような行為をいたすというふうな気持ちはありません。

ただ、私が言ったのは、新電電は、たとえ民営化移行後といえども、その持てる資金、持てる技

社の経営委員も国会の承認案件になっているらしい電気通信事業というものを重要視しておったわけですね。それが今度は、公社は特殊会社になったかわりにそれに競争相手が出てくる、それに許可を与える、あるいは料金の決定をする、その諮問は全部ここが受けていくわけですから、やはりこれは国会の承認人事にするべきじゃないか、私は強くそう思っているわけです。そうしないと、これの法律が通ってしまつたら、国会として、電気通信行政といふは、国の電気通信のあり方について私どもがある程度関与できる糸口といふものはなくなってしまうわけです。この点について御一考される気持ちはありませんか。郵政大臣、どうですか。

○國務大臣(奥田敬和君) 電気通信審議会のメンバーの任命に当たっては、今政府委員がお答えしたとおりでございますけれども、恐らくこれは各省の審議会と多分に横並び的な形で方向で処理、法案化されたものだと思っております。しかし、今御指摘の御趣旨は十分私も理解できます。しかし、今ここですぐ結論めいた形でやるという形は差し控えていただきますけれども、先生の御趣旨を生かした方向の中で何とか処理する方途を検討させていただきたいと思っております。

○中野明君 現在の審議会委員の名簿をちょっと見せていただきましたが、これでは到底期待にこたえられないと思ひますし、現在この委員の中に、将来要するに第一種で競争しようじゃないかという関係の出資をしておられる方も入つておられるんですね。京セラですか、ここに投資している会社の頭取も入つておられる。こういうことになってきますと、やはりいろいろこれは問題が出てくるんじゃないか、このように思ひますので、これはぜひ委員長にも私お願いしたいと思ひますが、ぜひこれは国会の承認人事という経営委員会並みにこの審議会を権威を持たして、そして国民の前に納得のいくような許可、料金の決定、これをされるべきである、このように思つておりますので、大臣の御答弁がありましたら、少し含

みがあるようですから、検討事項にさせていただきます。また、思ひます。

○委員長(大木正吉君) 委員長から一言申し上げたいと思ひます。

ただいまの点につきましては、後ほどこの委員会の審議の過程におきまして関係当局も含めて理事懇で協議いたします。

○中野明君 それでは次にまいります。

第二種の問題です。第二種に当初は郵政省としては外資規制を考へておられたようですが、これがなくなつたのはどういふ理由ですか。

○政府委員(小山森也君) 第二種につきましては外資規制というのを初め考へたわけですが、これにつきましては、外国、特にアメリカの巨大通信事業者、これが資金力、技術力というものを動員いたしまして国内市場に來た場合において、貿易の問題としてではなしに、当初外国の通信業者に国内の通信を席巻されるおそれがあること、こういった点から一度確かに外資規制というのを考へたわけでありました。ただ、その場合も原案としたしましては二分の一以上はだめということではなしに、二分の一以上あつて国内通信の自主性が損われるおそれがある場合において、こういうことでございまして、二分の一以上の資本が入つては全部だめという原案ではなかつたわけです。しかしながら、よくその後調べてみますと、一番問題になります。我々考へましたA T TとかI B Mというような巨大資本、これがV A N業務にいつから入つたかということを見ますと、つい昨年から参入したばかりでございます。それまでは禁止されていたわけでございます。それに對しまして電

電公社は、もう既に十二年前から全国の銀行を對象とした為替交換システムなどをやっております。またD D X網サービスなどというのもかなり前からやつていふという実態で、このI B M、A T Tというような巨大な通信事業あるいは電算機メーカーというものが、この面についてはまだ非常に参入したばかりであるということが一つございまして、したがって、むしろ我が国の電電公社

の方の大規模V A Nの方が先行しているというところがあります。

ただ、問題はそうではなしに、小規模のV A Nでございます。これはやはり十年前に既に通信網を開放してございまして、このレベルのものでございまして日本より経験が非常に深いということになります。さらに検討を進めますと、要するにこういふV A N業務というのは、ただ単にアメリカのソフトをそのまま持つてきて通用するわけじゃない。要するに帳簿一つの方々にいたしまして日本の税法とアメリカ税法が違つてお

りますので、そういったソフトをつくるに当たります。そのまゝアメリカのソフトを持つてくるわけにはいかない。それと同時に、商慣習というものも大分違つて、直ちにこれを参入するというのはなかなか困難であろう。こういう小規模V A N、大規模V A Nそれぞれについて考へたわけですが、そういった場合に、我々は事業者がどうかというところで、外国の席巻がないということになれば利用者にとつてそれが最も安く便利に使えるかということ考へるべきであらう。そうであるならば、やはり内外無差別にして各事業者が競合して、そのことによって利用者の料金を安くして

いて使ひやすいものにするという方が政策としては適切ではないかという判断に立ち至つたものでございまして。

○中野明君 小規模のV A Nはある程度私わかりますけれども、特別第二種大型V A Nというのは少しアメリカを甘く見ておられるのじゃないかというふうな心配をしております。いまだにその懸念は私に払拭してありません。やはり総裁も先ほどおっしゃつておりましたが、小規模V A Nと

いうことについてのデータだろうと思ひますが、これはかなり執拗に外資規制を外せ、開放しろと迫つてくるだけの私は根拠と自信をアメリカも持つてゐるんじゃないか、こう見るのが正しいと思ひます。ところがどうなんですか、特別第二種電気通信事業とそれから一般の二種電気通信事業、これの基準といふは、どこで線引きを

するのか、通産省との話し合ひは終わったんですか。

○政府委員(小山森也君) これにつきましては、特別第二種と一般第二種の切り分けでございます。

まず、特別第二種事業が法律にありますように「不特定かつ多数の者の通信の用に供する」ものだということ。それからもう一つは、条件として「当該設備の規模が電気通信回線の収容能力を基礎として」といふのは、数量的に「政令で定める基準」と、こういうことでございまして。

そこで、私どもとしては、政令でございまして、どういふような案を今持つてゐるかと思ひますと、大体千二百ビットのレベルの五百回線、これを境にして特別第二種と一般第二種に分けるようにしたいと思つておりますが、これは政令でございまして、まだ法律ができておりませんので、各省協議をするという段階にまいりません。したがひまして、これを郵政省原案として各省に照会をして進めていきたい。そういった場合には当然密接な関係があります通産省とも折衝するということでございまして、通産省との関係はまだ決まつておりません、それが実情でござい

ます。

○中野明君 通産省は、今の郵政省の基本的な考へ方にどうですか。

○説明員(牧野力君) お答えいたします。今、小山局長からお話がありましたように、これは法案が通りました後で、この原案は郵政省がおつくりになるわけですから、私どもが協議を受けまして御意見を申し上げ、意見を調整するということになっております。今局長が申されましたように、私も今までそういう話を何ら伺つておりませんので、今この数字についてどういふことは申し上げられないことをちよつと御了解いただきたいと思います。

ただ、一般論をいたしまして私どもとしましては、なるべく民間事業者が創意と工夫を最大限に發揮し得るよう自由な活動の範囲を広げるとい

うことが必要であろうというふうに思っておりますので、そういう観点から、特別第二種、一般第二種の線引きが行われる、そういう原案が示されるということをご期待をされているところでございます。

○中野明君 ですから、さつき私、政省令が多いという文句を言うたわけですが、こんな大事なことがまだ詰まっていなくて、これは問題だと思っております。特別第二種にするのか第一種にするのか、こんなことは既に通産省と話を詰めてこうなっていますと、こういうふうにしていただかないと、我々この法律を通した後から、通産省と話がうまくいかぬで基準が変わりましたとか、そういうことになる心配をしているわけです。ですから、こういう大事なことを決めないで、話が詰まらないで、今腹の中でそう思っています。私には、これはこの法案をああそうですかと言うわけにいかぬ、これは非常に大事な問題で、二種に入るか、一般の二種か特別二種かということは大変な制約が違ってくるわけですから、こういうことがまだ煮詰まっていけないというのは非常に問題だと思っております。

それからもう一つ気になるのは、この四月六日に伝えられております、アメリカが、マンスフィールド駐日米大使が非常に注文をつけていますね。そして、それに対して安倍外務大臣は、この法案は米國など外国の立場を十分に配慮しながら慎重に検討してきた、なお煮詰めるべき若干の要素が残っており、それらは政省令の中で結論を出す、日米間の協議は必要があれば開く用意がある、こんなことを言っているんですがね。だから、こういうことになる、先ほどの外資の規制から始まって政省令の中身までアメリカが首を突っ込んでくる、これは一体どうなるのか。だから、積極的にここのまで来ているということは、アメリカとしてはかなり自信を持っている。そして、この開放を契機にして、日本のいわゆる情報通信産業をどんどん侵食していくという意欲がありありと出

ているんじゃないか、こう思うんですが、外務省来ていますか。——これについて、どういうことなんです、説明してください。

○説明員(七尾清彦君) 御指摘のマンスフィールド大使の外務大臣訪問は、四月の五日、訓令によりというところで外務省に各省したわけですね。

その際、まず第一点、先方が強調をいたしましたのは、この四月五日に至る過程におきまして、法案準備の段階、異例のことではありますけれども、アメリカ側との意思疎通、連絡をとったことに対する国務長官からの謝意を表明したというのが第一点でございます。

それから第二点は、その当時アメリカ側も最大の関心を持っておりまして特別第二種事業、これが新聞紙上に届け出制、許可制あるいは登録制、いろいろな報道もございまして、できるだけ特別第二種につきましても事実上の許可制にならないよう、内外無差別ということが確保されることを要望したい。

第三点は、アメリカとしては今後、国会での法案御審議の後の実施段階、政省令におきましてできるだけ行政の簡素さあるいは透明性、そういうものが確保されることを希望する。

これを受けて、外務大臣からは、極めて大事な問題であるので、アメリカ側の要望の諸点は関係閣僚には伝えることにしましょう。むしろ政省令の策定の過程でアメリカと協議する云々という報道が行われましたが、実は外務大臣の方からは、この問題につきましても極めて機微な問題であって、アメリカ側も慎重に対応することを要望する。アメリカ側の本日御提起あった要望については、念頭には置いておきますというような応答をしております。

以上でございます。

○中野明君 ですから、アメリカは日本の法の運用にも注文をつけたということで、マスコミからもかなり批判の論陣が出ていますね。そういう状況下において、先ほど来局長が言っているように、自信があります、アメリカが来たって大

丈夫です、こういう安易な考え方でいいんだろうか。特に、これは大変な情報をプールのわけですから、一つ違うという心配をしております。それに関連をしまして一般第二種は、これも届け出だけで、やめるときも届け出だけで何もありませんで、今日どういふのですか、非常にVAN、VANというところで、えらい猫もやしきも人気が出てきているという感じがして、希望者が殺到しているやに聞いておりますけれども、しかしながら、やはり新規のことについてはだれしも関心があつて、そしてたくさんあちらこちらにVAN事業をやりたいという人が出てくるでしょうけれども、そう簡単に林立して過当競争になつておつてつぶれていく、あるいはもうからぬからやめた、そういうところも出てくるのではないかと。今はとにかく何か日本国じゅうが一斉にVANでみんなが踊っているみたいな感じが受け取つておられるようですね、さあで見てみた、競争が激しい、そして結局、経営上こんなものは大したことはないというところでやめるようなものが出たときに、この目的でおつちやつていようように利用者保護ですね、利用者の保護というものをどうするかというところで、急に調子が悪いからもうやめましたということになる、データを預けている人たちは大変な迷惑をこうむって、またそれが悪用されるということもなきにしもあらずなんです、その辺の利用者の保護についてはどうお考えになっていきますか。

○政府委員(小山森也君) 一般第二種の場合でございますが、確かに届け出だけでこれは事業を開始することができるようになっております。ただし、ただいま先生が御指摘なさいましたような一般第二種の事業者が大勢の利用者を抱えたまま、ただ単に経営上の問題であるとか、あるいは通信の秘密等を守らないまま事業をしているというところになりますと非常に被害が及ぶわけでございます。したがって、まず第一に届け出という行為はどういうことを意味するかといえますと、これは届け出をしたことによつて一般第二種事業者になったという資格を得たということ。それから、この一般第二種の事業者になった場合においては、第三十七条によりまして、「第二種電気通信事業者の業務の方法が適切でないため利用者の利益を阻害している」と認めるとき、など、これのときには「業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる」といっております。まず事業者が届け出という行為により事業者になる資格をそこで確定し、そのことによつて今度は第三十七条によつて改訂命令をかけることができるということにしてあるわけでございます。

○中野明君 やめるときにこれはやめましたという届けが出たら、これどうなるんですか、利用しておつた人は。

○政府委員(小山森也君) やめるときには別に措置はございません。ただ——たと言いますと非常に言い方が極端になるんでございすけれども、今でございましてVAN業務というのは、一般第二種は特別と違ひまして比較的複数の事業者があるものから、代替性があるということでは言えるわけでございます。普通、電気通信のネットワークというのは代替性がないと言われております。一つのネットワークに参入しましてそこから退きますと、今までの一対一の関係でなくて複数の網の目状になっているので非常に代替性が乏しいと言われておりますけれども、一般第二種の場合は電電公社のネットワークのような、あのような大企業、複合というところでもございせんので、特別第二種等に比しまして、これについては代替性があるのではないかと、これを私ども考えております。現在でも届け出状況を見ますと、四十二社五十システムで中小企業VANで動いているというふうなことでございまして、その事業者がやめたことによつてその瞬間どうする、これは被害は当然あります。ないということとはあり得ませんけれども、そのかわりの業者というのはは案外見つけやすいのではないかと。これが特別第

二種と一般第二種と大分様相が変わっている点だ
らうと思っております。

○中野明君 ですから、今のお話でもあるよう
に、全然被害がないことはないんです。ですから、
事前届け出という考え方は持てないんですか。
それだけの責任ある仕事をしているんですか
ら、ある日突然きょうやめまして、好きなこと
ろへどこか変わってこれというような、これでは
大変な迷惑なんで、事前に何か予告して何月か
後には経営が成り立ちませんか、おもしろくな
いからやめませんか、そのかわりどこそこを紹介
しますとか何とか、事前届け出というような考え
方は持てないのかということなんです。

○政府委員(小山森也君) これにつきましては、
いろいろ検討したところでございますけれども、
やはり全体として企業が自由に活動できること
が今回のこの法の精神であるということ、政府
内部の統一がされたということ、政府全
体としてとらえないこととしたという経緯がござ
います。

○中野明君 ちよつとそこところ気になること
です。

それから、料金のことでも進みたいと思いま
すが、料金の認可基準ですね。「料金が能率的な
経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な
ものであること」。先ほどの答弁では総括原価主義
というふうにお答えになっておったと思うんです
が、総括原価主義ということになると競争に耐え
られるかどうかという心配を私はするんですが、
その辺はどうお考えですか。

○政府委員(小山森也君) 競争に耐えられるかど
うかということ、個別のサービスそれぞれにつ
いて原価主義をとるべきであるというお説かとも
思われますけれども、これも一つの考え方では
ございますが、ただ、三十一條の考え方というの
は、「適正な原価」というのは個別、具体的にサー
ビスそれぞれについての原価ではない。総体として
の経営が能率的に行われていたならば、その内部

についての配分状況はそれぞれの事業者によつて
任されるべきであらう、こういうふうにご考
えられて、競争に耐えられるかどうかということ
は、やはり第一義的には事業者、これが判断によ
つて総括原価主義の中におきまして料金の配分を
決めていただくということに考えている次第でござ
います。したがって、競争をどこにするか
というようなことは、やはり事業者の第一義的に
判断する問題でございます。

○中野明君 それで、これは事業者はこれからな
んで、要するに電報はやはり
赤字になつていきますね。そうすると、総括原価
主義ということになると、電報の赤字もカバーせ
にやいけませんね。だから、どの程度電報をこれ
許容できるかという問題も出てきまして、総括
原価主義ということになります。そういうこと
を私は心配して申し上げているわけであらう、新
社の方針によるでしようけれども、競争になつて
くるわけですから、片方は赤字を抱えている、こ
れはもう法律でせにやいかぬようになってい
るわけですから、総括原価主義ということになつて
くると、それが入ってくる。

それから、問題になつております市内料金と市
外料金ですね。これだつて格差がありますね。市
内はどちらかというと損をしておつて遠距離でも
うけている、こういうことも公社の方での説明が
ありますね。そういうふうにご考へていきますと、
総括原価主義だけで単純に割り切れるのかなとい
うことになんですが、その辺をもう一度。

○政府委員(小山森也君) 電報の問題でございま
すけれども、電報の位置づけというのはなかなか
従来の歴史上の役割とか、それから現在における
役割を考へますと、料金全体が論議だけで割り切
れているものでない一つの代表的なものであるう
と思ひます。やはり歴史的な積み上げからできた
ものでございまして、さりとてこれにつきま
しては非常に重要なまだ通信媒体でございまして、赤字
であるからといってやめるわけにいかないもので
ございます。

そういったしますと、どうしてもこれについて、ま
ず第一にやはり収支改善というものに努力をして
いただくということは、これからは「能率的な経
営の下における」というのは、やはり電報という
業種にも当てはまると思ひまして、実はこれが
独占に今度位置づけしてありますもの、ほかの電
話などはいろいろ事業者によって行われますが、
電報については独占にしております。特別の位置
づけにしているというところは、これが他の業者に
よりまして、特定の例えれば東京都区内だけとい
うように電報事業者があらわれまして、これは今
の電報体制はとも維持できないという現状があ
りますので、そういう法的にも採算地域、非採
算地域を合わせて一本で経理してもらい、その中
において努力していただくということ、料金全体
が先ほど申し上げましたように、合理的、論理的
に組み立てられてない一つとしては典型的な
ものだらうと思ひます。こういう場合におい
てはやはり総括原価主義であるのもやむを得ない
のではないかと考えております。

それから市外と市内の関係でございまして。これ
はまだいろいろ私も行政だけではなかなか内容
わからない点がございまして、これは事業者であ
るところの電電公社がいろいろ御資料をお持ちで
ございまして、ただ、しかし一般的に言われている
のは、市外が比較的採算がよくて市内に対して補
助をしているというように言われております。
そういうときには、それでは市内だけを持つ
新電電公社は、市外だけをやる第二電電に一方的
に率仕するのではないかと、これが考へ
られます。そういうときには、競争条件として
はやはり新電電の市外から市内へ補助しているの
と同様な考え方、第二電電がアクセスするとき
に市内網に対して同様な市外から負担をする、い
わばいろいろ実質は違ひするけれども、アメリ
カで言うところのアクセスチャージ、これに似た
ような手段を導入することによりまして、そうい
った均衡は直すべきではないか、こういうふう
に考へておる次第でございまして。

○中野明君 これはアクセスチャージの問題にな
りますと、私も議論がありますが、きょうはこれ
を留保しておきます。

時間、もうちよつとありますので、先ほども議
論になつておりました本電話機の開放ですが、現
在の公社の、本電話機の開放の方法で現状のまま
でいいという人はそのままでいいことになるわけ
ですが、本電話機もかえたいという人、これも当
然出てくるわけですね。この人たちのいわゆる基
本料といひますか、これはどうなるんですか、か
えたときに。

○政府委員(小山森也君) これは当然基本料とい
うものは、今はレンタルを前提として、そのレン
タルの料金を基本料の中に含ませておりますの
で、端末だけを別のものでした場合においては、
当然基本料にかかわつてくるものと思つておりま
す。

○中野明君 だから、端末をレンタルから買い取
りにしたときには、基本料はどうなるんですかと
聞いています。

○政府委員(小山森也君) 下がることになりま
す。

○中野明君 どの程度下がるんですか。
○説明員(草加英資君) 先生御指摘のように、本
電話機の自由化に伴つて、現在の基本料の額の中
に当然端末部分も含まれておるということござ
いますので、今電氣通信局長がお答えしましたよ
うに、下がることになるわけでございます。

ただ、どの程度の額を下げるかというようなこ
とにつきましては、基本料が全体の支出に見合
うだけのものを確保しているかどうかというよう
なことも含めまして慎重に検討したいと思ひま
すが、契約約款の中で端末機部分を考慮に入れ
ながら下げていくと、このようなことを考へてい
るところでございまして。

○中野明君 それはいつ決まるんですか。そんな
こと決まらないとこれ前に進まぬでしょう。

○説明員(草加英資君) 当然レンタル料金でござ
いますので、基本的な料金でございまして、法

案が通りまして、契約約款の中で作成いたしましたので、郵政省の認可をいただく、このようなことになりまして、決まるのは認可をいただく時点だ、このように思っております。

現在、私の方といたしましては、端末機部分をどの程度にするかにつきまして案を考えておりまして、郵政とこれから話をしたい、このように思っております。

○中野明君 これ本場に大体の目安を、やっぱり国会の審議の場で大体こういうことを考えていますというところは出てこない、我々としては審議をする上において本場に困るんでして、何でもかんでももう任せておいて、後で計算したらこうなりましてという、それが思惑が通ったとか不満があったとかいうんじゃないでしょうか。そういう点。

それから、今基本料の話になりましたが、この基本料、これが住宅用と事務用とに分かれていますが、で、日ごろ、私ももう事務用と住宅用ですか、これは住宅用に統一すべきだということを言っておるんですが、新しい会社ができるわけですが、この点について基本料というものの性格が、今言ったようにちよつと何かあいまいなところとして、いろいろある気もするんですが、わざわざ事務用と住宅用に分けておるんです。ですから、小山局長もさっき話が出ておりましたが、アメリカが今度こういうふうに変ったときに、事務用の一個です、電話機が一つしか持っていないで事務用になつていくというのがあるんです。大きな会社は何本も持っています。これは事務用として私はわかります。だけれども、住宅用と事務用との区別が、一台だけしか持っていない家庭と商売と兼用しているような家でも事務用になつておる。これだから、一台しか電話を持っていないところはもう住宅用として扱っていいんじゃないか、こういう考えを持っています。その辺はどうでしょう。

○説明員(草加英資君) お答えいたします。まず、基本料の性格でございますが、基本料

は、現在の考え方といたしまして、加入者が所属しております局から加入者の宅までの回線並びに加入者宅内の装置についてのレンタル料金をいただく、こういう仕組みで成り立っておりますわけでございます。現在、それでは基本料が収入、支出で引き合つておるかというところでございまして、試算をいたしますと、現在若干支出の方が収入よりも多いというところでございまして、そういうことを勘案いたしますと、現在先生が御指摘の事務用と住宅用をなぜ区別しているかということでございますが、これは過去経緯がございまして、お客様の負担力、電話の利用価値等、過去の沿革から事務用と住宅用というものが出たわけでございますが、これを今回の法律が通りまして行かしていただきますと、私も考えておるわけでございまして、アメリカの場合にはやはり事務用、住宅用の区別がございまして、先生御指摘のように今回のいわゆる加入者個々に貸しますアクセスチャージにつきましては、確かに住宅用並びに一回線用の事務用につきまして、複数回線の事務用よりは安いアクセスチャージという形で貸しておるということとを伺っておりますが、現在の公社の状況から申し上げまして、今回の改正に当たつての料金の認可につきましては、今までの事務用、住宅用の区別または解釈を進めさせていただきたい、このように考えておる次第でございます。

○中野明君 それは今まではそれでよかったと思ふんですけども、新会社が出てくるわけですから、やっぱりそういう点の一個しか持っていないというのは住宅用扱いにしていいんじゃないかという考えは持っております。そのことだけ申し上げておきます。

それじゃ、もう一点だけ聞いておきます。これは総裁の先ほどのお話でも、非常に努力をしてたくさん利益が出れば従業員にも配分してあげられると、パイが大きくなればというお話なんです。一部に、私自身もそうなんです。公社の研究開発部門というのはこれは非常に評価し

ております。立派な研究もなさっておりますし、かなりの資本を投下して研究開発を遂げて、今日すばらしい業績を上げておられるわけですが、会社組織になつて競争が激しくなると、もう研究に金なんか使つておつたんじゃないかというところとで、研究がおろそかになる心配はないかということなんです。しかしながら私は、どこまでも現在以上に日進月歩の業界ですから、研究費だけは確保して、そして日本のいわゆる技術の最先端をリードしてもらいたいという希望は持っております。この点について一部そういう心配の人もおるようですから、研究費のことについての御答弁をお願いしたいと思います。

○説明員(山口開生君) お答えいたします。ただいま先生が御指摘ございましたように、電気通信事業というのは最も技術革新の著しい分野であります。この電気通信事業を支えております電気通信技術でございますが、この技術は先端技術の最たるものだろうというふうに考えております。今後の情報化の進展とか、あるいは省エネだとか省資源、こういう時代の要請から見ましても、さらに一層の研究開発というものが期待されるというふうに考えております。また国際的にもこの研究開発というのがますます激しい競争に入つていくと、こういうふうな考えを持っております。

私ども公社におきましては、これまでも研究開発費につきましては収入の約二割強、具体的に申し上げますと、五十七年度は八百八十五億円、五十八年度は九百三十九億円、本年度、五十九年度は一千二百六十六億円、これはいずれも売り上げの、全収入の二割強に当たっておりますが、こういった金額を研究開発に投入しております。この技術の研究開発を強力に推進してやっております。

御承知のように、電電公社以外の電気通信関係のいわゆる世界的に競争しております企業を見ましても、例えば日本電気とかあるいは日立とか、あるいは外国の企業でございますとIBMとかAT

Tとか、こういった企業も、民間の企業ではありますけれども、研究開発には大変力を入れておりまして、いずれの企業も全売り上げの二割から五割にわたる研究開発費を投資しております。したがって、私どものもし経営形態が変わりまして、この技術の開発につきましては、研究開発について特に重点的に進めてまいりたい、このように考えておるところでございます。

○中野明君 留保しました質問がありますので、この辺で終わらしていただきたいと思います。また事業法も途中までで、会社法も、あるいは関連法律の法案もまだ入っております。いずれ機会をいただくとお思いますので、そのときに質問をさせていただきます。

○委員長(大木正吉君) 中野君の質疑は、KDDに対する質疑時間約三十分を留保しまして終わります。

○佐藤昭夫君 今次の法案の核心であります電電公社が民営化をされると、その業務運営についての国会の審議統制が外れるため非民主的な運営がはびこるのではないかと、こういう危惧が国民の中で非常に強いのであります。そのために、我が党は民営化に強く反対をして、公社の国民本意の改善、改革、これを強く要求をしているわけでありまして、いずれの道をとるにしても、現行公社の公正、民主的な運営の徹底が今こそ求められております。この点で、本日は私は公社運営の基本姿勢についてまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

最初に、電電公社は職員の思想調査をやつておるんじゃないか。

○説明員(外松源司君) 電電公社は、これまで職員に思想、信条調査というやうなことを行つたことはございませんし、本社といたしましてものやうなことを指示したことはございません。○佐藤昭夫君 そういつたことをやらないといふのは、してはならないと、こういう考えに基づいてですかね。

○説明員(外松源司君) 憲法などに定められてお
ります、先生よく御承知の、もとはそういう規定
から発して、公社としてはそういうことはして
はならないというふうな考えでいるところでは
あります。

○佐藤昭夫君 憲法の言葉が出ましたけれども、
公社も含めて、思想調査、思想差別、これを
禁止をしている根拠法は何でしょうか。憲法の
第何条にどう定められているのでしょうか。

○説明員(外松源司君) たしか憲法十九條だつた
かと思うんですが、これも、思想、信條の自
由の不可侵性といいますが、ちよつと正確な条
文は覚えていないんですが、そういうことを
うたつておりますし、それから十四條でござい
ますか、法のもの平等というふうなこともうた
われている。私も、決して法律を有権解釈する
立場にございせんけれども、そういうふうな理
解をしているところでございます。

○佐藤昭夫君 十九條、十四條の引用がありま
したが、そのほかに基本的人権、十一條で定め
てあります。あるいは結社の自由、二十一條で
定めています。このように、憲法はいわば三
重、四重に思想調査、思想差別、こういうこと
は断じて許されないんだということを憲法上の理
念として明確にしている。

労働基準法は、この問題にかかわつて、どうい
う定めをしているんでしょうか。

○説明員(外松源司君) 労働基準法は、たしか三
條だと思ひますが、に同様の趣旨の規定があつ
たかと記憶いたしております。

○佐藤昭夫君 そのとおり、第三條で均等待遇を
定めておるわけですね。

そうしますと、これらの法に違反をして、もし
も思想調査、思想差別、こういふようなことが
行われたとすれば、一体その責任はどうなるん
でしょう。

○説明員(外松源司君) 電電公社といたしまして
は、先ほども申し上げましたように、思想、信
條の調査をしてはならないということで、本社と

てそのようなことは一切いたしておりませんの
で、万が一そういうような御指摘がございました
ならば、よく事情を調査の上対応させていただきます
と考えています。

○佐藤昭夫君 私からあえて言うまでもないと思
いますけれども、同じく労働基準法の百十九條
に、さつきあなたもおっしゃった第三條違反行
為、これがあつたときには六ヶ月以下の懲役ある
いは五千円以下の罰金、こうした罰則を明確に定
めてあります。刑事罰の問題について言えはそう
いうことだ。行政上の責任の問題について言え
ば、当然のこと、さつきも確認をしたとおり、三
重、四重の憲法上の定めがある。したがつて、ま
た、電電公社としても、これはしてはならぬこと
だと、こういうことで今日までやってこなかつた
わけでありまして、行政上の責任が明確である
ことは、これは言うまでもないことだと思ひま
す。

ところが、電電公社の東京無線通信部、ここに
おいてかつて職員に対して思想調査が行われて
いたことを示す重大文書を私は最近発見いたしま
した。きのう、この問題について質問通告を兼ね
てよく調査を公社側に要求しておいたところであ
りますけれども、どういふ結果でしたか。

○説明員(外松源司君) 昨日御連絡をいただきま
して、直ちに当該通信部を、関係者を呼びまして
調査いたしましたところでございますけれども、その
ような思想調査は行っていないし、そのような心
当たりはないという報告を受けております。

○佐藤昭夫君 昭和何年度まで、何年度といひま
すか、何何何年度までさかのぼつてそういうこと
があつたのかどうか、お調べになつたんです
か。

○説明員(外松源司君) 現職の責任者等と呼ば
したので、そう古い資料のことまでは、いつまで
というふうなことはつまびらかにはし得ないん
でありますけれども、最近の状況を聞いたところ
そのような報告を受けたわけでございます。

○佐藤昭夫君 最近の状況というのは、くだいよ

うですけれども昭和何何何年から何何何年まで
ですか。

○説明員(外松源司君) ちよつとその辺になりま
すとおれでございますが、現在の当該機関の責任
者等はたしか着任二年ぐらひになりますから、そ
の辺のことが中心に話を聞いたことになろうかと
思ひます。

○佐藤昭夫君 公社側に昭和五十年代の東京無線
通信部の職員録をぜひ持参してこちらへ出向い
ておいてくださいということをもつて言うておき
ましたのであれですが、昭和五十五年九月現在、
東京無線通信部の部長は佐々木、次長野尻、労働
課長——労働厚生課長ですか、佐藤、労働係長
押木、労働——労働担当でしょうか、労働調査委
員須長、労働係係長伊藤、係員石山、
こういうメンバーに間違いありませんか。五十五
年度です。

○説明員(外松源司君) 昭和五十五年の職員録を
見ますと、通信部長佐々木敏夫、次長野尻俊一、
それから労働厚生課長佐藤、労働係長押木とい
うようなメンバーになっております。

○佐藤昭夫君 先ほどの調査が、現部長さんが就
任をされたのがその二年前、大体そこをめぐ
りに調査をしたということですが、私は、私
は非常に重要な資料を入手しておりますので、私
は、会派の代表の方、そして大臣と総裁にこの資
料を配らせていただきたいと思います。

○委員長(大木正吾君) どうぞ配付してくださ
い。

〔資料配付〕

○佐藤昭夫君 先ほど私が公社側の調査が昭和何
何何年にさかのぼつてやられたのかというのを随
分しつこくお聞きをしたゆゑんはここにあらわけ
でありますけれども、ごらんのとおり昭和五十五
年九月段階の部長名による傘下機関に対する調査
指示とそれに基づいての報告であります。この第
一ページにも、またしばらくくめくつていただき
ますと「厳秘」——厳重秘密という判が押され

そこにも出てまいります。先ほど確認をいたし
ました佐々木部長以下係員石山に至る八名の
判がずらつと並んだという「厳秘」——「取扱注
意」の文書を私は入手をしたわけでありませう。
すなわち、昭和五十五年九月四日付の東京無線通
信部部長名による「特定グループの調査について」
そして同じく五十五年九月二十九日付の「労働対
策上の重点局所の選考について」という二つの指
示文書とそれに基づく傘下中継所長からの報告が
添付をされた文書ということになっております。今
お配りをしましたのはその要約であります。委
員長、ごらんをいただきたいと思ひますが、こ
ういふふうなその上に表紙がありまして、そこには
関係者の朱肉による印もはつきり押されておる、
こういうことでありますからこれは紛れもない実
物であります。

先ほどのどこまでさかのぼつて調査をしたかとい
う点が不鮮明でありましたけれども、五十五年
は調査をしたのですか、しないのですか。

○説明員(外松源司君) 何分にも急でございま
したので、古くこの辺まではさかのぼつて調査いた
してありません。

○佐藤昭夫君 調査をしていない。

私はきのう繰り返し現在の部長さんに部屋へ来
ていただいて本當にこういうことが過去にもな
つたんですかと、よくよく調べておいてくださ
いと言つておいたのにわずか二年分だけしか調査
しなかつた。自分が部長に就任をいたしましたの
この二年間というのは、こんなものはもうそれ
こそまでもつかない限り物の一秒もたない間に
結論は出ることですね。肝心のそれはその前任者
の時期にどういふことが一体あつたのかなかつた
のか、このことを本當に真剣に調べなかつたとい
ふことじゃないかと、あれほど私は念を押して要
望しておいたのに何たることだというふうな言
わざるを得ません。

そこで、この席に重要な当時のことを御記憶の
はずの人物が一人いらつしやいますのでお尋ねを
いたしますが、児島理事さん、この五十五年当時

これを一掃していく必要があらうかと思ひます。こうした点で、そのことを改めて強調いたしますと同時に、今回はなくもこういふことで露呈をいたしました思想調査問題は私は氷山の一角じゃないかというふうに思ふんです。単に東京無線通信部だけじゃなくて、全公社的に以前も今も行われているんじゃないかというふうには思ひます。

それはずっとページを繰ってごらんをいただきたいらわかると思ひますけれども、この五十五年文書、この中に従来から一回実施してきたと書いています。ですから、五十五年以前もやっていたことをみずから告白をしている。五十六年度も実施すると書いています。現在の部長さんは就任二年ぐらいたそうですから、一体この二年間はどうかしているのかということは私もただしいわけでありますけれども、ともかく一年きり、東京無線通信部というところだけでこういうことが起こっていったという、そういう単純な問題じゃないだろう、もっと根の深い、規模の広い問題じゃないかというふうには私は思ふざるを得ないわけでありますけれども、そうしたことの何よりの証拠、証明が、こうした思想調査などの結果として給与、昇任などの面でも思想差別の例というのが枚挙にいとまがないというふうには、思ふんであります。

今も言いましたように、何回となく国会の場で取り上げてきたんですけれども、例えば電電公社北陸電気通信局作成の共産党対策報告集というものが出されたという。あるいは東京中央電報局の個人別の色別表、あるいは通信研究所における管理者研修の問題、こういう具体的な事実を取り上げて繰り返して追及してきました。

その中で明確になったことは、当局の労務管理の手法というのはいずれも共通をしておいて、系統的、組織的に、インフォーマル組織も使って職員を思想別にランク分けを行う。管理職はそういうのを定期的に情報収集、交換をする。そういうふうにして、甚だしい例でいきますと、党員、

活動家と思われる人物の結婚式場にまで出向いて行って、一体どんな人物が参加をしているのかというのをずっと調べていく。その交友関係、集會参加、来訪者、立ち話に至るまで聞き耳を立ててやっておくという、こういう姿があるということ。私はしばしば今日までも耳にしていたわけであります。どうしてこんなことをやるのかと。で、さっきも塩漬のことをお聞きをしました。また干し上げという言葉も聞きました。ということ。特定思想の持ち主には昇任昇格をさせないで、勤続二十五年のベテラン職員が勤続三年にも満たぬような人にこれ職場で監督を受けていると、こういうひどい姿があるというじやありませんか。あるいは、仕事に必要な職制を発令をしてもほかの職員には知らせない、秘密に発令をしないと、こういうやり方。休日出勤や超過勤務は全然やらせない。出張や他産業の見学もさせない。社内のサークル、お茶やお花、ゴルフやスポーツサークルにも入れない。課内の親睦会や、年に一回の課内慰安旅行にも参加させない。家族連れで行く場合に子供も仲間外れにして、一緒のバスにも乗せない。あいつや口もきかない。こういう、本当に枚挙にいとまがないいろいろなことが全国的に起こっているわけであります。あるいはまた、研究テーマを与えない、成果が上がらないうちにならぬとほかのテーマに変える。学会にも参加させぬ。したがって、おまえは無能だと、こういうことでそれを逆の材料にしたり、退職にまで追い込む。こういうあの手の手のいろんな不当な差別があり、こうした中の幾つかの問題が苦情処理というところで当局にその改善を求める要求が出てくること、総裁、幾つかは耳にしておられますか。

○委員長(大木正吉君) どうか答えますか。

○説明員(外松源司君) お答え申し上げます。苦情処理機関といたしましては、全国たくさんございまして職場におきまして苦情処理委員会というものがございまして、そしてほとんどその場で解決されておると。まあ、その上の苦情処理委員会

に上がってくるというふうなものにはあるようでありまして、とにかく非常にケースがたくさんございまして、私も一々その苦情処理の内容については把握いたしておけません。

○佐藤昭夫君 総裁、お尋ねをします。さっき私は、とにかく徹底して真実を明らかにするといふ問題と、明らかにされた事実の上に立つて、本当にこうしたことが事実行われておったという場合には厳正な対処、関係をする責任者に対する厳正な処置、これをやってもらいたいということを要望しておいて、あなたの方からのお答えとしては、とにかく真相はつきりさせなくちゃならぬといふことと、それから処置については慎重に対処をいたしますというお答えであつたわけですが、私がかつてお答えしたところと時間をとるような形で実例を幾つか挙げました。この実例を挙げましたのは、単に調査というその範囲にとどまる思想調査の問題だけではありません。もと、こういう思想調査というのが手段になつて、その結果として、職場において本当にいわれなき思想差別、さっき幾つか例挙げましたけれども、レクリエーションにも参加をさせないと、子供まで区分けをする、こういうやり方、そして給与や昇任の面についても大変な差別が起こっているといふことに結びついていっていることを強調したいがために、さっきから申し上げたわけですが。

そこで、そういう認識の上に立つて重ねて総裁にお尋ねをいたしますけれども、本当にこの思想調査が五十五年度——ここまでは私は証拠物を提示しているわけでありまして、これが事実であつたとすれば、これに關係をした責任者に対してはさっぱりとした処分を行つてもらわなくちゃならぬといふことと、このことによつて現実に不利益をこうむり、いろんな不当な措置を受けた人々、こういう人々に対しては是正措置を講じてもらう必要がある、このことを重ねて二つ要望をし、お尋ねをしたいと思いますけれども、総裁の決意のほどはどうでしょう。

○説明員(眞藤恒君) さっきお答えした言葉どおりに、慎重に対処したいと思ひます。

○佐藤昭夫君 大臣にお尋ねします。ずっとお聞きをいたしておいたわけでありまして、結論としての総裁の決意のほど。私は、これだけ時間をかけて申し上げたにもかかわらず、慎重に対処をしたいと、これにとどまっておるといふことは極めて残念なんです。やっぱり悪いことは悪い、こういうことでさっぱりとけじめをつけていくというのが国の行政でなくちゃならぬし、また、その監督のもとで行つておる公社の運営でなくちゃならぬ。それでなくては国民の信頼を得ることはできぬだろう、こういうふう

に思ふわけでありまして、こうした点で、ぜひ大臣の方から総裁に対して、適切なというよりも強力な指導を行つてもらいたいというふうには思ひますが、ひとつお約束いただきたいと思いますか。

○国務大臣(奥田敬和君) 今ほど総裁初め公社の幹部から、真実であるかどうかという形については誠実に調査したいという返事がございました。今先生の御指摘がもし事実であるとすれば、これは大変思想差別を含めて重大なことだと認識をいたしておきます。

しかし、何にも内容のない、言つてみれば、調査一つ一つの項目をさつきから丹念に見させていたいただきましたけれども、この内容の方は先生の方で伏せてあるのかもしれない。

○佐藤昭夫君 肉筆ですからね。

○国務大臣(奥田敬和君) 肉筆の部分が今、削除されておるもんですから。

それと、この判こもみんな同じような判こ——公社の制度かもしれないけれども、いずれにしても、この書類そのものの真偽も含めてこれはやっぱり慎重に当たるべきことだろうと私は思ひます。

わけて、先生が先ほどから御指摘されているいろいろな事実かもしれないことを聞いておりましたけれども、もしそのとおりのことを、子供、家族に及ぶまでの差別をやつておつたとするならば、

公社というのはもう暗黒経営、ファッショ的な形を感じます。そういうことはないと思ひております。そうでなければ、今日までの公社現業においては優等生としての実績を上げてきたということも、こういう形までやっておったとは到底、私としては信じがたいことでございます。しかし、そういうった、あの手この手でこういうファッショ経営的なことをやっておったとすれば、それは先生の御指摘なさるように、決して等閑視することではなくて、公社の幹部自体についても厳しい調査をなさるべきことは当然であらうかと思ひます。ただ、真偽のほどは、今申したようなことで私としては信じたくないというのが今、実感でございます。

○佐藤昭夫君 本日の一連の質疑を通して一つ明確になったことは、私がきょうこういう形で具体的な証拠物を提示したわけでありますけれども、きのうあれほど、過去にさかのぼって本当に思想調査ということがやられてないのか、よく調べておいてくださいということでお願いをしておいたんですけれども、その部分は調査はほとんどやらなかった。それで結局、現任者の部長の在任、この二年間だけやっとな、こういう姿になっているという事態を、全貌を明らかにするために本当に真剣に公社は調べていないんじゃないかということ、これがはっきりしたという問題が一つだと思ふんです。こうした点で、これは私の推測ですけれども、調べてみて五十五年あたりがどうもやばいというふうにあなた方は感づいたんじゃないか、ですからきょうの席上ではその点をひた隠しにしているんじゃないか。

いずれにしても、総裁として徹底して眞実を明らかにしますというふうにおっしゃっているんですから、ぜひ過去にさかのぼって東京無線通信部ではどうであったのか。通信部だけじゃない、この全公社的のどういう姿になっておるのかということ、ぜひこの際、全貌について掌握をして、国会に対してきちっと報告してもらいたい。

とにかく事実までひた隠しに隠す、こういうや

り方では、冒頭に申し上げましたように、本当に現行公社の公正で民主的な運営、これがしっかり座っていないとして、もしも民営化というような道へ進んでいった場合には国会の監視を離れるわけでありますから、どんなひどいことが起るかわからぬというこの不安を国民は大きく持っているだろうし、私もその点を強く指摘をしているわけです。ですから、こうした点でとにかく権力を背景にしておったら黒も白と言えるんだ、こういう態度は絶対に公社はとつたらだめだ、このことを嚴重に申し渡しおきたいと思います。とにかくこの点を徹底してはつきりしない限り、私はこの民営化法案のおよそまともな審議がやれないんじゃないかというふうに言わざるを得ませんね、大臣。

こうした点でもしも公社当局が事実隠しという態度を続けるならば、総裁の言明によればそんなことはやれないはずでありますけれども、そういう不当な態度を続けるならば私は、真相を明らかにするために関係者を証人として喚問をする、こういう措置も提起をしたいと思っているんですけれども、少なくとも次回に公社側からみずから進んですべての真相を明らかにする、こういう積極的な態度を次の委員会に向けてとってもらいたいということを重ねて法案審議の前提の問題として強く要求をしておきたいと思います。そして、こうした角度から委員長としても適切な指示をしていただきますようお願いをいたしました、私の本日の質問はちよつと残っておりますけれども、これで終わります。

○委員長（大木正吾君） ただいまの発言の中にございました公社当局の調査等は当然のことでしょうが、本委員会といたしまして、証人という言葉がございましたけれども、証人の喚問ということにつきましては、少しく委員長といたしましては考へるべき問題点がございますから、直ちに証人という立場でもって付すわけにはまいりません。いずれにいたしましても理事懇で協議いたします。

○青島幸男君 私まず申し上げたいのは、第二回

の一巡まだしませんでした。議題になってお
ります三法案についての第一回の審議、やっと私
の番まで来たところでございますけれども、ここ
まで来る間にも、省令に残された疑点だとか、そ
の他さまざまな、もし本当に民管になった場合は
どういう形をとって公社が運営されるのか、そこ
にそこではないか、あるいは不安がないかという点
をさまざまな形から皆さん方追及をなさいまし
けれども、たった一巡をもつてしても、余りとい
えば疑点が多過ぎる。そういうところから、ちょ
っと準備が足らなかつたんじゃないかという気が
して仕方がないわけでして、なぜこんなに急い
で、まだ疑点も明らかにないのかという疑点を私
もぬぐい切れませんので、冒頭私は、即座にこうい
うことをしようということにどうしても納得
がいかないという立場で質問をさしていただきま
す。

まず、公社の民営化によりますと、どういうこととがメリットとして浮かんでくるのかということとは、さんざん議論がなされましたけれども、一般に家庭で電話機に始終触れていて、もうなくてはならない道具として日常触れているユーザーの方々にどういうメリットがもたらされるか、まずその点からお尋ねしたいと思います。

○政府委員(小山森也君) けさほど来、再々、なぜ競争原理を導入したかということでごさいます。

これは、先生の御質問の前段になるので、ちょっと申し上げておかないといけないと思います。私も電気通信というものが非常に技術革新を伴いまして媒体がふえてきたということは事実でございます。そういたしますと、どうしても今までの体制というのは、電信電話を中心にいたしまして、それを電電公社、国際電電と、両社によって独占的に運営させて、しかもそれによってあらゆる資金、人材、それから技術を集申させて、その事業体とその電気通信に関する権を集めて、それでサービスをしていったわけでござい

すが、これが電話という形のもの以外のものになりますと、電話だけに集中してきたこの一つの体制というのを、もっと多くの媒体に、しかもそれを要望するところの利用者、これに適時適切に対応していく形をとる、そういうことがこれからの電気通信には課せられてきた一つの義務ではないかと、こう思ったわけでございます。そういたしますと、今まで電信電話を中心にしてきたこの電公社、国際電信のやり方というものを、多数の媒体を使う、それを十分に利用者に需要に応じて供給していくということならば、やはり一つの事業体であるよりは、複数の事業体としてそれぞれに特性を持って、求めるべきところに供給していくという体制にした方がよいのではないかと、一つの政策の選択をしたわけでございます。そういたしますと、今度は電信電話公社も、これは多くの事業体の一つということになりますので、公社という形態をほかの事業体と同じような形の会社形態に変更して、それで、そういった競争的な事業に耐え得る自主性を持った体質に変えていくべきであろうということで、ワン・オブ・ゼムの事業体とし、その経営形態を公社から会社に変えていくべきであろうと思つたわけでございます。そういうことでございますので、今御質問にありました、電話だけを今我々が使っている過程、その電話だけにはどのような形のメリットがあるかということにつきましては、電話だけということになりますと、これは従来の、何といひますか、多数の媒体ということにはなりませんので、それにおいては範囲は狭まろうかと思ひます。ただ、しかし競争原理の導入ということは、一つの私たちの願望といたしましては、市外通話というのは競争原理の導入によつて安くし、市内通話料というのはそのままにしておくことが可能であらうという一つの見通しのもとにやろうということでございます。給料的に通話料全体、電話料全体は低額化に向かうのではないかと、思つております次第でございます。

○青島幸男君 電話料金が安くなるからというの

が最大のメリットということですか。つまり、あなた方がおっしゃっていることはそこに矛盾があるんじゃないかと思うんですけどね。第二電電ができて、今まで電電公社がつくってきたネットワークというのは膨大なネットワークがありますね。しかも世界的に品質が評価されているわけですね。後から入ってくる第二電電は、個々の加入者のところまではネットワークをつくらないわけでしょう、それは二重の施設になってしまいうから。そこは今の電電のネットワークを使えばいいじゃないか、あと付加価値で出てくるものだけやればいいんだということでしょう。だったら、電電の運営自体の拘束を緩めるような法改正で済むわけじゃないですか。何もそれを民営化する必要はないと思うんですよ。

それで、民営化すると競争原理が働くからたくさんのものでできてるかもしれない、しかもそれをもつくれるようなものもできてるかもしれないという指摘があると、いえ、どう競争原理が働いたとしても、今まで培ってきた電電のネットワークの偉大さというものはだれも侵すこととはできないから、そこに競争の原理の入り込む余地はないんですよ。後から参入してくる者が個々の加入者の宅までネットワークを新たに組むということはないだろう、従来の電電のネットワークをそのまま使って、付加価値の分だけほかの業者に任せるんだと、そういうお話でしょう。付加価値の分だけ電電でやるように法体系を緩めていくという角度の方が、よりわかりやすいんじゃないですか。

で、ネットワークというものは個々に存在していたんじゃないでしょうか。相互に綿密な連絡がとれて、九州からでも北海道からでも一元的に均一の品質を守った通話が確保されるということに意味があるわけですから、ですから、分散しあるいは競争原理を押し進めろということも一つのお考え方ではあるけれども、それは均一さと平等さというものを根底から覆すことになりはしませんか。この二つの違った考え方を同時に推し

進めようとするところに無理がある、その無理を会社経営にすることですりかえようとなさっている。そういう気しか私はしないんですけれども、私の解釈はどうしても間違っているようにお考えですか、どうでしょう。

○政府委員(小山森也君) 複数のネットワークが存在した場合において、品質その他において問題があるのではないかと御指摘でございますけれども、これにつきましては、技術革新上の革新というものが非常に高度化してきたところから、技術基準というものを一定にしておけば、ネットワーク同士がお互いに接続が可能であり、しかもそれがかえって広がりを持つというものは、技術の裏づけがあるということが一つあります。

それと同時に、もう一つ大事な点で申し上げたいのは、電電公社という公社形態の中でそれは可能ではないか、その改善の仕方によるのではないかとこのことでございますが、実は電電公社という公社形態、これは充足の当時国営に比べまして確かに自由な弾力的な経営のできるよい制度であるということでもございましたし、私どもも今回そういう意味で公社制度というのの改善ということによって、何かの形で一つの時代に対応できる形態にならないかということで随分検討したわけでございます。しかしながら、本来公社そのものの制度にも、やはりいろいろな意味で公的関与というのが非常に大きくできるといふ欠点とございますが、逆に特徴といえますか、そういうものがあるということから、この三十年間にわたって積み上げられた一つの運用の歴史というものが、本来の生き生きとした公社形態というものを、ある意味においては硬直化した形にできたというとも言えるのではないかと思うんです。

そういういたしますと、非常に問題なのは、それではそういった硬直化したものを除いて本来の形に委ねればよいではないかということですが、この三十年間にわたります一つの硬直化、それから他の関与、特に政府関与というようなのは、その延

長線上ではもうなかなか解決できないような形に意外にかたく中まで食い込んでいくわけでございます。

そういったしますと、やはり事業体らしく生き生きとした形にのみがえらせて、かつ新しい高度情報社会のインフラストラクチャーの機能を中心的に果たす会社として生まれ変わらさなければならぬ、これは日本のこれからの電気通信の運用の上において非常に必要である、こう考えるに至ったものでございまして、それで公社の延長線上での解決というのではなしに、すっかり経営形態というものを改めて新しい時代に即応さしていこうという考えに至ったものでございます。

○青島幸男君 それは私もわからないわけじゃないんです。せっかく皆さん方の骨を折った結果として蓄積された相当額の金がいきなり政府の考え方が変わって持っていかれるというようなことがありまして、それから給与の問題にしても他の公社並みに足を引っ張られるというようなことがあれば、先ほども総裁が言われましたように、新しくやったらやっただけの工夫すれば工夫するだけの見返りがあるビッドな希望の持てる職場にするということ、これは大事なことは確かかなんですよ。それにしてもちよっと関与が大き過ぎて、このまま余り金縛りに遭ったような状況で企業体自体がビッドに動いていけない、何らかの辺で手を打ちたいという気持ちはわからないわけじゃないんですよ。しかし、だからといって、今の格好で民営化することに賛成とは言いがたい。というのは、さまざまな疑点が残されてただ混乱を招くだけじゃないかということがどうしても払拭できないからですね。

それで、今あなたが言っちゃった、連絡するために相互のコンネクションの技術が非常に進んでいてから第二電電と新電電が即座につながるんだ、だから新たなネットワークをつくらなくても即座につながるからいいじゃないかというお話ですけれども、それは第二電電がやろうとするのは幹線だけでしょう。幹線ができてそれで需

要がふえたからといって、いっぱいになったからそっちに回るといふのじゃないでしょう。例えばVANというようものができて相互に独占的に使える部分ができたら、公社の今までのこの新電電のものをより安く上げるかもしれないという部分だけそっちへ回ってくるわけですね。そういうもののそのおもしろいものはみんな第二電電に吸われるわけでしょう。

第一、第二電電と新電電が技術的には接続は可能だというお話ですけれども、たしか三つの方式があるという話ですけれども、加入方式とそれから相互方式ですか、もう一つ何かありましたけれども、二番目にすると、まず会社を選ぶか電電を選ぶかの順番をまず二けた回して、それから相手先を指定するためのダイヤルを三回回してというように形で、いずれにしてもユーザとしては六けたなり八けたなり余計に回さなきゃならないという煩雑さをどうしても免れないわけでしょう、このネットワークができて、果たしてその煩雑さにあえて抵抗しても安い方をとりますかね。それだけメリットが生まれるような新会社ができるんですかね。その点だけにとっても大変私、疑念が残るんですが、どうでしょう。

○政府委員(小山森也君) ダイヤルの細かい正確な数字というのは、ちよっと私専門でないので申し上げにくい点もございしますが、幾つというものの正確な数字ではございせんが、従来の使い方に比べて多数のけた数になることは確かに関連のない点でございまして。

それでありまして、特定のあるサービスが、役務の提供が非常に利用者にとって利益があるという場合においては、やはりそういった第二電電を選択していくということは当然あり得ると思っております。

○青島幸男君 それは、中距離料金を光ファイバーなどの設置によって安く提供できるという会社ができるかもしれないですね。しかし、そうなれば中距離料金だけそっちへいっちゃうんですよ。そしてそこで競合していた分の損失を市外通

話で補わなきゃならないという事態も予想され、と各報道機関に書いてありますが、その懸念はどうかになりますか。

○政府委員(小山森也君) 今御説によりまして、一つの通信量というのはもう限定されていて、総体のパイが大きくなるといふことを一つの――ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、そうかなという気もいたすのでございますが、ただ電気通信というのは、先生御存じのように、これからは今の電話だけでないいろいろな意味の電気通信がふえてまいりますので、総体としての電気通信のトラフィックというのが非常に増加する。その増加する部分を、新電電、それから新規参入者というようにそれぞれ特徴を持っていくわけでございます。そういったしますと、そこによってふえたトラフィックというものがまた市内網へ戻ってくるということになってくるのでございまして、アメリカのように千五百にも電話会社がかかれていて地域的にトラフィックが非常に偏っているという場合ならともかく、日本の場合においては市内網をおよそ新電電が全国一律に受け持っていくということになりますと、総体のトラフィックが増加するということは市内回線網のトラフィックも増加するということになりまして、経営の問題としては安定性がふえてくると私も思っております。

時性を必要とするアナログの音声通信には余り適してないわけでございます。既存の電話網に取ってかわるということにはならないのじゃないか。もしそのようなことになりましたと、非常に多額の経費がかかるということにならうかと思えます。

すが、逆に、今度は市内網としては、VAN業務ですから、結局最後は市内網を使わなければいけないわけでございます。ふえる部分もあると、こういうことでございます。

ならないという特殊性を持ってから、がたとえ会社になってもですね。だから、地域の細かい特別な要求には対応し切れないというのは、そこに対応していれば品質は下がるかもしれない。あるいはすべての品質を保持しなきゃならないという宿命があるから、新たな会社で、多少質が悪かろうと通じる、事故があろうとどうしようとしてちへ任せればいけないかという話ですか、これは。

○政府委員(小山森也君) 今御説によりまして、一つの通信量というのはもう限定されていて、総体のパイが大きくなるといふことを一つの――ちょっと私の聞き違いかもしれませんが、そうかなという気もいたすのでございますが、ただ電気通信というのは、先生御存じのように、これからは今の電話だけでないいろいろな意味の電気通信がふえてまいりますので、総体としての電気通信のトラフィックというのが非常に増加する。その増加する部分を、新電電、それから新規参入者というようにそれぞれ特徴を持っていくわけでございます。そういったしますと、そこによってふえたトラフィックというものがまた市内網へ戻ってくるということになってくるのでございまして、アメリカのように千五百にも電話会社がかかれていて地域的にトラフィックが非常に偏っているという場合ならともかく、日本の場合においては市内網をおよそ新電電が全国一律に受け持っていくということになりますと、総体のトラフィックが増加するということは市内回線網のトラフィックも増加するということになりまして、経営の問題としては安定性がふえてくると私も思っております。

○政府委員(小山森也君) VAN業務というものが、今までの音声通信、アナログの音声通信が全部移行するという前提の御議論ではなからうかと思っております。必ずしもそうではないのでございまして、やはりVAN業務によって出てくるトラフィックというのは新たに増加してくる問題である、こう思っております。

身というのは、やはり画一的に全国あまねくという、本当にそういつた公平の精神でつくられていくのが電電公社であり、また今度の新電電株式会社も、法案が通ればそういう精神で発足するわけですが、そういったしますと、やはり事業体といったしましては、全国的にあまねくサービスをするという点から、若干個別的な需要というものの対して一々それに対応していられない点もあろうかと思えます。

からそこだけに集中できない場合もある。そういったときには、それに応ずる事業体が出てくる。このことは非常に分厚くそれに対応できないということではなしに、量的な意味でできない場合もあるわけでございます。そういったときには、今度は技術基準をきっちり守った形でそこに事業体があれば、何も品質の問題とは関係なしに需要を満たすことができる、こういうことでございまして。

○青島幸男君 私はそうは考えないですね。例えばVAN業者に電話事業を認めるような方針で臨むわけでしょう。で、新電電の電話の利用に対する影響はどういうことになってくるかということですね。VAN業者の方へどんどん移行してしまふんじゃないですか。

○青島幸男君 ですから、今までアナログで話をしてきた分を今度機械的にディジタルで処理する。とすればもつと短時間に済むわけでしょう。そうすると、VANで仕事を済ましてしまえばそれだけトラフィックとしては減るわけでしょう。しかもそのおもしろいところはみんなVAN業者に吸われるわけでしょう。しかも、VAN業者が使うネットワークは既存の今まで三十年間培ってきた電電のネットワークなんでしょう。それはおかしいんじゃないですか。

望すると言われまして、新電電としては全国網を持つて常に安定した形で品質管理し、しかも運営していかなければならないという、一特定地域の要望だけにこたえられない場合もある。そういった場合におきまして、他の事業者がこれに必ずする形であられるということによって電気通信事業のいろいろな多層的な使い方に對して分厚く応じていける体制になるのではないかと、こう思いうわけです。

と、こういう例が当たっているかどうかわかりませんが、せんけれども、新幹線ができる前のことを想定していただきたいんですけれども、新幹線ができる前も、国鉄の路線というのはもう全国あまねくおむね走っていました。経路的に赤字線もあれば、優良な線もありました。そこへもってきて新幹線という非常に利率の高いものができました。それと同時に、個人会社による、民間会社による宅配サービスという実にきめの細かいサービスが行き届きまして、おかげで国鉄さんの赤字はもう救いがなくなっているわけですね。こういう事態になつてしまふんじゃないかという気がして居るんです。ですから、東京―大阪間に光ケーブルみたいなもので非常に割安で、しかも能率がよく、しかもディジタル化していて速い。しかも双方のVANをつなぐと、とても銅線を導い

○政府委員(小山森也君) VAN事業でございまして、この主流はやはりプロトコル変換とネットワーク機能に加えて、そういったパケット交換、メールボックス、いわゆる蓄積交換機能、これがほとんど主流になるのだらうと思えます。そうなりますと、これは一つのディジタル交換網ということになります。そうなりますと、即

いかというところを言っているんですよ、私は。○政府委員(小山森也君) 今のお説ですと、VANといふふうになるわけでございますけれども、そういった場合、やはり増加分のうちの一部は、確かに従来の新電電のネットワークからトラフィックとしては増加すべきものが増加しないものもあると思いま

たに特定の地域で特別に要望されるある種のサービスは全国ネットワークを持っていない新電電では対応し切れないから、そのきめの細かいサービスは新しくできた会社に任せればいいじゃないかというところでですね。そうでしょう。すると、そのサービスの品質は下がって構わないということになるんですよ。全国ネットワークであまねくやつていきな

もつとわかりやすく私申し上げます。と、こういう例が当たっているかどうかわかりませんが、せんけれども、新幹線ができる前のことを想定していただきたいんですけれども、新幹線ができる前も、国鉄の路線というのはもう全国あまねくおむね走っていました。経路的に赤字線もあれば、優良な線もありました。そこへもってきて新幹線という非常に利率の高いものができました。それと同時に、個人会社による、民間会社による宅配サービスという実にきめの細かいサービスが行き届きまして、おかげで国鉄さんの赤字はもう救いがなくなっているわけですね。こういう事態になつてしまふんじゃないかという気がして居るんです。ですから、東京―大阪間に光ケーブルみたいなもので非常に割安で、しかも能率がよく、しかもディジタル化していて速い。しかも双方のVANをつなぐと、とても銅線を導い

て通しているなんかよりは、ずっと大量を即座に、正確に伝えることができ、しかも料金が安いという、新幹線並みのものが在来線に対してできてしまう。しかも、個々には民間の宅配便みたいな、うちまでとりにきてくれて、しかも包装向こう持ちで、格安の料金で、フロム・ドア・トゥ・ドアで届けてくれるという新しいサービスが誕生する。そうするとそこまで対応し切れませんからね、今の国鉄は、やっとなのころゴルフ場へバッグ運ぶようになりましてけれども、あの程度の対応の仕方じゃもう間に合わないわけでしょう。ですから、今せつかく三十年かかって培ってきた電報は在来線と。そこへ民間の新幹線ができて、民間の何とか宅配便ができて、そこにいいお客がみんな持っていく。利率のいいところみんな持っていく。これというところになったら困るなという考え方で今質問申し上げておるわけですよ。

何となく電波、電信というものは目に見えないもので、話ややくしにくくなったときにお互いに理解が行き届かないんで、今そういう簡単な例をつくって、目に見える形而下の問題のもので例示しましたけれども、そういう懸念はぬぐい切れないんですよ。それで、細かい問題ができてきて煩雑になってきたらあとは省令でやるからいいじゃないかという格好じゃ困るということが、前段に質問に立たれた議員さん方の口からも出ましたけれども、それはどなたもその不安はぬぐい切れずお持ちだと思ふんです。その点はどうなんでしょう。

○政府委員(小山森也君) やはり電氣通信は非常に発展の度合いが高いものでございますから、それはすべてが透明度が高いわけではございませんので、携わる方もいろいろ不安といえますか、不透明な部分に対するいろいろな考え方があろうかと思ひます。

それで、私どもの考えをいたしまして、確かに先生のおっしゃった今の新幹線と国鉄の関係、こういうような現象が出ては困るんでございます。ただ、しかし問題は、新幹線といひましても、こ

れは事業体自身も新電報もやりますし、ほかの事業体もこれに参加しようということではございませうし、それから先生は例えにおっしゃったんでございませう、それをまともにお話しするものかどうかと思ひますけれども、例えば宅配便というものはこれは電話にはあり得ないわけではございませう、これは、どうしても最後のところは今の新電報のネットワークに頼らざるを得ないという、一つの事実の問題としては自分の間残るうかと思ひます。

したがいまして、能率のいいケーブルというのは、新規参入者が引けば、やはりこれに應じた形で、しかも新しい需要に應ずるという計画のもとに新電報会社も当然それに対応した形のものに引けるわけではございまして、その中においてお互いにより品質の高い、より安い、そういったサービスが結論的にできるといふもので競合していく、これが最終的に競争原理で臨むところの料金の低廉化というところであるわけではございませう。

○青島幸男君 料金の低廉化は結構なんです。でも一般の加入者の家庭用の加入電話にまで波及するかどうかは問題でして、最初出てくるのは、私は企業間の電話の料金の低下だと思ひますね。双方の企業間が、例えば東京大阪の企業間の連絡を民間企業のネットワークの中に組み込んでおいたら、例えばそういうところから回線を借り受ける。借り受けてもある程度のオーダーを超えれば割安になるというところはあります。そうすると、幾つかの企業が連携して、相乗りで回線を借りてそこへ乗っかってくると事実上安くするということもあるかもしれませんね。そういう幾つかの線が、あるいはそういう業者が出てくるかもしれないですね。東京大阪間の電話料金については私のところでも何回線か確保しておきます、それぞれの企業に御参加くださいと、すると新電報の料金よりも五割安で、昼間、夜間問わずでございます。しかも、そのやり方によつては確かにレンタルできるわけでしょう。ですから、それにのつとていけば非常に安上がりな通話が

可能かもしれない。そこにお客をみんなとられるということもありません。そこにお客をみんなとられるというところがありますね。それから、CATVなんかを第一通信事業として許可する方針もあるんでございませう。そうすると、CATVを第一通信事業として扱う業者が出て、それでネットワーク結ばれたら、うんと割安な質のいいサービスが可能なんじゃないですか。しかも、向こうは営利目的で細かいことに気を使つてがちがちな部分からいへば、今までのように厳格商売でいかなる部分かなら出てきて、対応も難しくなるし、これは省令なんかじゃどうにもならないことになってきたら大変な混乱を招くと思ひますが、その辺はどうですか。

○政府委員(小山森也君) 今まず最初に御指摘なさいました点は、いわゆる単純再販の問題であらうと思ふんでございませう。

これにつきましては、やはりこれは第一種事業者とそれを借りる事業者との間の料金の契約の問題でございませう。これにつきましては、大森先生の質問にもお答えしたわけではございませうけれども、この料金の決め方の問題でございませう。完全に、例えば新電報がある会社に貸して、その会社が専用線でもって大東で借りて、それでお客さんをとって安くという場合に、その大東で借りる料金をどうやって決めるかの問題でございませう。

ただ、今の専用線のように、専用線の価格というのは、これは非常に安くおつておられます。今の単純再販を前提としない料金でこれを、こういう業者があらわれれば、電報公社はもう商売としては非常に大打撃を受けるわけではございませう。これはとても商売が成り立たないわけではございませう。したがって、そういうような場合は別の料金設定をするというところは、一向差し支えないわけではございませう。それによつて第一次的には事業者間でそれを決めるということが、これがまた法定とはちよつと違った点でございませう。電報株式会社、新電報がある通信事業者に、単純再販という形でもってこれは貸しませんという契約をすることは、これは一向違反でも何でもないわけ

でございまして、当然そういう契約はあつていいわけではございませう。したがって、そういうことの単純再販による第一次事業者への打撃というもの、今回の法案においては当然防げるようになっておると私も考えておるわけではございませう。

○青島幸男君 その辺がよくわからないんで説明していただきたいんでございませう。新電報と違う会社が東京大阪間に新たなケーブル、連絡網を持つたんでございませう。そこがどんどんダンピングしていったら困るだろう。それはできない。——でございませう。

○委員長(大木正吉君) 質問者と答弁者にお願ひします。そちらが近過ぎる関係で委員長席によく聞かせませんので、質問者と答弁者、もう少し大きい声でお願いいたします。どうぞ。

○政府委員(小山森也君) 失礼しました。ただいまの新しく第一種業者がつくったそのケーブルを安く売つたらどうかと。売つた場合においては新電報のトラフィックがそっちに移動してしまうのではないかとこのことだろうと思ひます。

これにつきましては、やはりこれこそ競争でございませう。これを防ぐべきはございませうけれども、ただしかしそんなダンピングをいたしたならば、第一種業者はそもそも成り立たないというところになります。そういうときに第一種業者が契約金でその単純再販をやれば自分のむしろ財務に影響を与えるというような場合には、そういう何と申しますか、契約は結ばないというところは一向差し支えない、こういう話でございませう。

○青島幸男君 しかし、事は商売ですから、最初には元値を切つてもお客をつかんでいこうという人が出てくるかもしれない、普通の営業から考えますとね。スパーの目玉商品みたいなものかもしれないし、東京大阪間の目玉商品みたいな非常に頻度の高いサービスが要求されるところは、それは何本つくつてもいいわけでしょうし、中にはダンピングで今までの新電報のお客をとらうという

精神で食い込んでくる業者が当然ありますよ。競争の原理で仕方がないでしょうね。で、企業に呼びかけをしまして、私どものサービスが非常に上質で安いんだということをまず知っていただく。最初足が出た赤字だと、しかし三年後に着実にお客をつかんだという考え方で猛然と対抗してくる業者がいたとしますね。これはあっても仕方がない話でしよう。それどうなんですかね。

○政府委員(小山森也君) それなるがゆえに、その料金というのは認可制にかからしめているわけでごさいます。そういつた不当なダンピングということによって——ダンピングというのは結果的にいずれば利用者にかかっていくわけでごさいます。そういった点を防がなければならぬということ。

それから、ある特定の人に安くするということは、これは法律違反になるわけでごさいます。第七条に「利用の公平」というのがございまして、ある特定の人に安く貸すということは、何も新電電に限らず、第一種業者全部にかかるわけでごさいます。それはなぜかというならば、ある特定の人に対して安くするということは、企業上の採算をとるためにはどこからか、それに對して当然不利益をこうむる人が出てくることとありますので、利用の公平という点からそれは許されてはいないわけでごさいます。

それと同様な形が、時間的な差によっても、当然ある程度の資金をかけて、それに費用、資金のコスト、いろいろかけまして、当然それでは採算がとれないという数値が出てくるわけでごさいます。そういう場合を防ぐというからこそ認可料金になつておるわけでごさいます。認可料金になるということは、また逆から言いますと、これに不当なダンピングを抑えるという意味もあるわけでごさいます。

○青島幸男君 認可料金でそこに輪をかけていうことは、省がしばしば口に出される競争の原理を働かせてサービスの向上に努めるといふことと相反するんじゃないんですか。競争の原理がある

からこそサービスの充実と切磋琢磨があるんでしよう。それに料金の枠をはめて、公正に競争する原理がなくなっちゃうじゃないですか。

もう一つ私が心配しているのは、東京から埼玉へかけても、東京から大阪へかけても、東京から九州へかけても原価は余り変わらないんでしよう、事実ね。ただ、遠いところへ行けば高くなるんだという従来から来た、交換業務なんかずつとありましたね。遠くへ行けば高くなるんだ、そういう使用者の錯覚に基づいているわけですよ。私に言わせれば、遠隔料金の高いのは詐欺行為ですよ。コストと関係なく高いんですよ。だから、東京—大阪は、〇三はかなり高いです。しかし、埼玉へかけるのと事実上同じなんです。電気の食ひ方も、何回かけても電線が減るわけじゃないです。そうでしょう。だから、遠いところは高いんだという今までの歴史的経緯に基づく一般民衆、ユーザの錯覚に基づいて遠近格差の料金というのになつていくわけですよ。そこをところへ新規参入の業者がずどんと入ってきたら対応のしようがないでしょう。

それだったら、遠近格差の料金体系の基本から直していかなければならないでしょう。しかも、全国即時通話になつてきたでしょう。理由が立たないんですよ、遠いところは高いという。昔の電話だったら、九州の親戚にかけるのに、朝特急で申し込んで、夕方になつてまだ届かないということがあったでしょう。これはいつぱい手間がかかっているんだから高いんだという認識があつたんです。今、自動交換機で回せば、子供が回しても大人が回しても一緒です、行っちゃうわけですから。だから遠いところは高いんだという認識はもうこれ絵そらごとになつていくわけですよ。崩壊したんですよ、その理屈は。だからこそ、そのことに一般ユーザが気がついたら、これは安い方に殺到する。しかも、そのことを明確にした業者があらわれてくるに違いない。あらわれてきても競争の原理を働かせて切磋琢磨させなきゃならぬのか。だったら、料金を法的な枠で決めるのはお

かしいじゃないかということにまた戻つてつながつていくわけですね。その辺のところを明確にしておかないと、いきなりこういう格好で取つてつたように民営化しても無理なんじゃないかというところにまた私は戻るわけですから、今までのお話についてはどうでしょう。

○国務大臣(奥田敬和君) 確かに一種事業に關しては非常に厳しい技術水準なり、そういうアナログからデジタル社会に移つておられますけれども、基幹的なサービスが課せられておることは事実です。

ただ、今現在の電気通信というのは、もう私はくどいほど申しませんが、先ほどの質疑を聞いていて思うわけですが、電話中心のアナログの社会から完全にデジタルの社会のサービスに移行しておる。先生の言われる御指摘は、一元的なまねくやつてきた形はそのまま残しておいて、それならそれはわかつた、恐らく二種のV.A.Nなリテックスなりファクシミリなり、あるいはキヤブテンなり、いろいろなメディアのサービスは二種事業に開放したらいじやないか。一種事業はそういう形にする必要ないじやないか。全国あまねくの基幹サービスを、そうして多彩なメディアのつまみ食いするやつは、それぞれの業者の自主活動にやらせればいいじやないかと、そういうことだと思ふんです。幹線のクリームスキミングと言われているような状態のいいところだけを食う一種業者が出た場合に、電電公社の今日の経営体というものの原則の中で地方へのサービス、中央でもうけた形を遠隔地、僻地にまでサービスしているというサービスが不徹底になつてくるんじゃないかという御指摘でもあつたかと思ひます。

確かに、クリームスキミングにすれば、その形の区間だけに競争原理が大いに働きます。あるいは宇宙衛星を使つてやるのかもしれないし、あるいはマイクロを使つてやるのかもしれない。あるいは道路のそういう敷設や国鉄の脇を使つてやるのかもしれないし、その間における

光ファイバーの新技术によつて見れば、確かに今までの電電はコスト計算がなかつたんですから、その意味においてはその区間は半分になるかもしれない。ですから、電電公社もそれに対応して、既に光ファイバーの敷設網は持つていくわけですよ。ただ、今までは競争相手がなかったから、どんぶり勘定と言つちゃ悪いですけども、そういう形になつていったやつを今度ははつきりしたコストに基づいた一つの企業競争という形がその間には行われるということは間違いない。

それじゃそれが不当に行われるか。不当というか、国民にとつてはいいこととすけれども、ただでもいいわけですから、ただにこしたことはないわけですけども、それに近い形にまでダンピングされた場合どうするんだという場合に、それでは今の民間の新規参入といえども、全国あまねくという形は別として、東京—大阪間といえども、個人の家庭に引く場合には、これだけのネットワークを何十年にわたつて蓄積してきた電電公社にとても対抗できない。結局アクセスは電電公社に頼まなきゃいかぬということになれば、アクセス料なり、あるいは今さつさつ言つたように、例えばV.A.N業者が電電公社の対取引によつて、やつぱり相当額の専用線以外、目的以外、電話線に使うんだしたら、我々の営業にも差し支えあるからこれに對してはこれだけの料金にしてほしいという私契約に基づいてやるでしょうし、また民間の今言われたうまいところを食う、効率の高いところを食ふというようなコスト主義の業者というものは当然あらわれるでしょう、公益業務という厳しい基準はありますけれどもそれにパスした業者

しかし、そうなつた場合でも、接続料、アクセスチャージに關してはやはりある程度の公正競争が保たれると。もちろん新規参入業者は今の新電電より必ず安い料金で参入します。そうでなければユーザがつかぬわけですよ。それによつて電電も新電電もお互いに競争するという形の中で、それよりも高いだらうけれども、けたの大きくなる

分くらいは確かにある程度料金は高くなるでしょうけれども、しかし、今までの慣例、信用も含めて、やはり私はそれでもかえって市内料金のトラフィックもふえることで、私はこれからの技術革新の度合いから言くと、市内料金の十円のコストがあるいは実際は安いのもおしれない。

だから、そういった意味合いにおいて——いや、これからの技術革新は、本当に先生がさつき言われたように、網を持っていけば遠近格差がゼロになるくらいのもういう時期なんですから、そういった形の将来の技術革新の動向を踏んだときに、まさにそういった改革というものを今の時点においてやらないと、新規参入といひましても実際には二年、三年の時間経過がかかります。現実には、ですから、そういった形において今からやっても、この法案を通して実際の競争原理が現実には働くとするのは二年半ないし三年後になる。四月からの法案がもし断行されると仮定して、そういった状態も踏まえて、しかしそれなら三年後にはこの社会はどうなっているのだということも考える、今のうちからやっておかなければ、いろいろな人の個人ニーズにも企業ニーズにもこたえるわけにいかないんじゃないかという懸念があるわけでございます。

NHKと民放とを比較するのじゃありませんけれども、電波を開放して、NHKは現在の公共体質を持ったままやってまいります。民放が二百社ほどふえたことによつてやはりいろいろな批判もありまされども、いろいろな電波の恩恵というものも国民が受けるようになってきた。電信においても、それらと同等とはいひませんけれども、じゃ公共放送のNHKと同じように電電公社をしてあげばいいじゃないかという、それでは今の経営体質も含めて果たして当事者能力を持つてやれるだろうか。何年ごとに料金の値上げをまたこうして頻まなきやいかぬような体質になった場合に、果たして同じ二の轍を踏んじゃおかしい。それよりも、むしろ新しい先行した情報社会に先導的な役割を果たすために、通信のある程度の開放

というのはこの際断行すべきではなからうかという形に達したというわけでございます。

○青島幸男君 それはもう、鉄は熱いうちに打てとか、今やらなきゃやるときはないだろうとか、三年先どういふ世の中になつていくかわからない。これはだれにも予測が立たないことで、おっしゃられることもよくわかるんです。

しかし、それならそれでもう少し、前に質問した方々も納得のいくような整理の仕方があったのではなからうかという気が私はして、御説はわかるんですけども、それならそれでもうちょっと長い期間準備をして、ここ一年ぐらい延ばしてもいいんじゃないかと。ここ一年ぐらいに皆さん方の疑念をもう心底から払拭するような深い検討があつて、どなたからも納得が得られる、しかも国民の皆さん方の納得も得られるという状況を醸し出して後、一歩踏み出すべきだったんではなからうかという気がしておりますが、その点はいかがなものでしょうか。

○国務大臣(奥田敬和君) 確かに先生の御指摘のように、そういった意味合いにおいてはまさに電氣通信の分野のみならず、これが企業の分野、個人の生活の分野、文化の分野、あらゆるところへ大変な影響を及ぼす大法案であるということは確かに認識を同じくしております。

したがいまして、今日においては参議院、こちらの方に参るまでには衆議院において慎重に御審議を願ひ、私たちは今日の段階においては最上の法案であらうということで御提出を申し上げましたけれども、先般のいろいろな先生方の御指摘等を踏まえて、衆議院段階においてもある程度のそういった修正も含めて善処してまいつたところでございまして。したがって、私たちは慎重審議という形についてはいささかも先生と——まさに大事な大改革法案であると、まさに国益も含めて、こういった、しかし新しい社会形成の方向へ、これは好むと好まざるにかかわらず行くであらうと。先行的、先導的な法案でありますから、慎重に御審議のほどをお願いしたいと思つて

おるわけでございます。

○青島幸男君 私の予想に反しまして、図らずも大臣から結論めいたお話が出てしまいましたので、私はCATVのあり方とか、あるいはケーブルの埋設の問題とか、あるいは新規参入業者になると今までのようなやり方ではなくて、そこら辺の電力会社の電柱に構わずかけてしまうような事態も起こりはないかと、個々に細かい問題についていろいろお尋ねしたいことがありまして、たけれども、今大臣が決意表明みたいなものをなさいましたので、多少時間が残つていますけれども、この程度でやめます。

○委員長(大木正吉君) 青島君の本日の質疑は終りました。

○田英夫君 私も素人であるからと思つておりました、朝からの皆さんの御質問、お答えを聞いていて大変疑問がたふさふさ出てくるわけです。まず疑問の第一は、これはもう先日御質問があらしましたし、確認のようなことになりまして、でも、なぜ今電電改革なのかという基本の問題についてですが、世間一般ではこれは行革法案だ、こう言われていて、新聞にもそういうふう書いてあるのが多いわけでありまして、私の以前の質問に対して局長が、これは行革法案ではありませんと、いろいろお答えをされたと思ひます。一体これはどういふことになるのか。いわゆる臨調答申に基づいて始まつたことではあるかもしれませんが、私も内容はむしろ行革法案とはいひたいという気がするわけですね。それよりも新しい時代に即応するといふ言ひの方が近いのではないかと、う気がしますが、この点は確認ですが、いかがでしようか。

○政府委員(小山森也君) 行革法案ではないと言つたのは、もしそうだとすれば私の言い過ぎかと思ひますが、行革といふものは確かにきつかけにはなつておりますけれども、実際ににおいては電氣通信のこれからの発展をこころみ直しまして、発展に対して応ずる体制をつくらなければならぬ時期に来ていたことは確かでございます。もう

いった意味では単なる行革法案ではない、これからの新しい電氣通信体制をつくるための法案である、こう思つております。

○田英夫君 これ大事なことですから大臣にもお答えいただきたいんですけども、世間一般で行革に賛成か反対かという議論が非常に今高いわけですね。そういう中で、これは発端は行革であるけれども、内容はそうじゃないんだと、新しい時代に即応するためのものだということになると大分様子が変わってくるわけですよ。で、おれは行革に賛成だからこういうものは賛成なんだというふうに庶民は簡単に思つておられます。御専門の皆さん、ここはまあ専門の皆さんの議論の場かもしれないけれども、私はむしろ、後で申し上げるけれども、庶民の立場という、一般の皆さんの感覚で物事を考えたいと思つておりますから、そういう立場で考えますと非常に惑わされるわけです。一般の報道も行革法案の中に数えているわけですね。大臣にこの点を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(奥田敬和君) これはちよつと局長を横に置いての不統一な形になりますけれども、私は、これは臨調答申を受けての行革の法案であると思つております。それはなぜか。やっぱり膨大な公社機構をこれから責任経営に基づく民営化に持つていくわけですから、これはある意味においてはやはり行政改革の趣旨に沿つたものである。しかし、それと同時に通信技術の進展に伴つてこゝろの民営化を打ち出すことによつて臨調答申的な柔軟な一つの民業経営に持つていくこと、新しい高度通信技術にも対応しようという意味においては確かに高度情報社会に対応する一つの電氣通信技術を中心とした改革法案であるとも言えると思ひます。しかしながら、他方、行革には関係ないといふことは断じてないと思つております。○田英夫君 行革論議をするところ切がないんですけども、そもそも行革といふのは一体何かといふことになつてしまふんであります。大臣は非常にうまい答弁をされたと思ひますけれども、一般の庶民は行革と言ふと人間の数が減つたり、機

構が簡素化したり、そういうことを行革と思つて
いるんであります。今度はそういう意味の行革
でないことだけは庶民の方が感じているんじや
ないでしょうか。

そこで、朝からの議論あるいは私自身前からの
感じです。今日のこの三つの法案を総合的に見
ると、郵政省の非常に過剰な介入があるという
うに私は受け取っています。これは事業法の第一
条に「利用者の利益を保護し」というふうに書
いてあるわけでありまして、本来、あらゆる問題
がそうであるように、やはり利用者、国民の立場
から物事を考えなければいけないはずであります
が、どうもこの法案の行間に盛り込まれているもの
が、郵政省の非常に強い立場を盛り込もうと、民営と
いう形の変化をとりながら実は今までの電電公社
以上に郵政省の力が加わるんじゃないかという感
じを持つわけです。非常に抽象的な言い方です
が、この点についてはどうお考えですか。

○政府委員(小山森也君) まづ数般的な点で御説
明申し上げたいと思います。

公衆電気通信法と電気通信事業法案を比べてみ
た場合に、今現在あります公衆電気通信法の認可
件数というのは三十四件でございます。

〔委員長退席、理事片山基市君着席〕

これに對しまして電気通信事業法案では六件に減
つております。三十四對六でございます。それか
ら同種の似たような事業法の点を見ますと、これ
は電気事業法と道路運送法がございまして、これ
の許可の数を見ても、電気通信事業法案
では許可は八件でございます。電気事業法は二十
一件、道路運送法は十六件でございます。それか
ら、届け出その他でございますけれども、届け出
につきましても電気通信事業法案は三十、電気事
業法は三十四、道路運送法はこれは少なくても二十
七になっております。したがって、こういう
公益事業の場合の許可というものは、政府とい
うのは利用者の立場に立った形で介入というの
はどうしてもせざるを得ない点がございます。特
に料金との兼ね合いで、事業が全く自由な形で

参入できる場合は市場価格が生まれまして、これ
は非常に行政がかかわるということの問題である
わけでございますけれども、例えば第一種事業に
いたしまして、これを開始するのは許可である
ということになりますと、完全な自由市場におけ
る市場価格が形成されないということになりますし
て、どうしてもこういう国民全体の利用者側の
利益保護という立場において行政がそこへタッチ
するというのが出てくるわけでございまして、
これはやはり今申し上げましたように電気事業法
とか道路運送法もそういう趣旨になっておる次
第でございます。私も郵政省の権限をという
ようなことでは決してございせんので、その辺
ひとつぜひとも御理解いただきたいと存じます。

○田英夫君 局長は恐らく数を挙げて答弁される
だろうというところは私予想してたんです。この
前、自民党の委員の御質問にもそういう答えをし
ておられました。私の感じはちょっと数も違うん
ですけれども、それは別にしまして、数の問題じゃな
くて内容の問題だと思ふんですが、例えば会社法
の十五条の二項に「郵政大臣は」という書き出
しで、「命令をすることができ」という結びに
なっている条文があります。とにかくこれを讀
んでみると、本当に「郵政大臣は」と書き出し
て、非常に強固な部分がたくさんあるんです。す
けれども、一つの例を言うところいう部分がありま
すね。一般に、命令するというのは非常に強いこと
です。この第十五条について大臣はどうお考え
ですか。

○国務大臣(奥田敬和君) 法的な面については政
府委員からお答えさせますけれども、やはりこの
一種に関する通信役務の提供、一種事業の問題で
ございまして、これらはもうあくまでも利益性よ
りも公共性という、あるいは個人の機密、企業の
機密、プライバシー問題を含めて大変な公共的性
格を持つておる事業であるということを念頭に置
きますならば、この業務に關しての監督命令権と
いうのは、一種に關しては確かに厳しい規制措置
をとつておるということは認めます。

○政府委員(小山森也君) 実はこの特殊会社に
もそういう条項がございまして、国際電信電話株
式会社法も、この十五条で、「その業務に關し必
要な命令をすることができ」となっております。
して、特にこの会社法で強く特徴的に出している
わけではないということも御理解いただきたいと
存じます。

○田英夫君 私が言っているのは郵政省の体質を
言っているわけでありまして、今国際電信の
ことを教えたいただきましたけれども、これも含めま
して、私が以前に申し上げた電波法第四条の問題
などはその最も強烈なあらわれだと思います。放
送局の免許権を郵政大臣が持っているということ
は民主主義の原理に反する、アメリカの FCC の
ようにしろということを繰り返して私は申し上げて
いるわけでありまして、こうしたことをやり抜い
ている日本の郵政省の体質に問題があつて、それ
が今回のこの法案にも、はしなくも同じように出
てきているというところは私は申し上げたいわけ
であります。例えばスト権の問題、これも衆議院
でも議論がありましたし、一般の国民の皆さんも
この点については注目をしておられるわけであり
ますが、衆議院では総理のお答えも本会議でもあ
りましたけれども、一般の人の感覚でいへば、民
営になったということとはイコール全く民間の会社
ということの扱いになるべきで、公共的だから規
制をするというならば、それはストをやつてその
結果を、利用者、国民の皆さんがそのストが適切
であつたかどうかということとを判断をするという
のが民主主義の原理だと私は思います。

ですから、今までの電電公社という場合はさて
置いて、民営化したというにもかかわらずスト権
について一定の何か制限をしようという精神その
ものが、既にお上という感覚があるんじゃないか
という気がしてならないんであります。このスト
ト権については全く一般の民間会社と同じように
すべきだというのがこれはもう庶民の感覚じゃな
いでしょうか。この点、郵政大臣、総理の発言も
ありましたから非常に微妙なところでしょうけれ

ども、率直なお気持ちを聞かしていただきたいと
思います。

○国務大臣(奥田敬和君) 先生の御指摘のと
おり、完全な民営会社であるならば、労働三法に基
づくスト権に對してはたゞらな特例のそういった
ことをすべきでないという御意見だろうと思いま
す。私もその点については同感です。

しかし、この会社はまだ特殊会社ということ
で、公益事業の範疇の中でやはり電力やガス会社
よりもむしろ緩やかにしておるという形で、し
かもこの見直し規定を含めて三年間の特例措置と
いうことになっておるわけでございます。もちろ
ん所管大臣は労働大臣でございます。労働大臣
も、そういった公益事業でこの三年の間はまだ一
元的な体制が続くということを仮定すれば、これ
くらいの緩やかな政策的な担保としては御承
知のとおりでございます。しかも、総理の場合は明
確に、御指摘にもありました。過日の参議院の
本会議において、三年の見直し期間中のストの特
例措置の廃止を含めて見直しに当たりたいという
こととでございます。私も、先ほど答弁でお答え
しましたけれども、そういう方向になって、先
生の御指摘のように特例措置の一日も早い機会に
廃止されることを願望しておるという形で御答
弁申し上げたところでございます。

○田英夫君 郵政省の力の問題ということでもう
少し具体的に伺つてみたいと思つて、事業法
の九条でいわゆる第一種事業の許可について規定
しておりますけれども、こういうものを、例えば
「氏名」、「名称」とか、「電気通信役務の種類」、
「態様」とか、「業務区域」とか、それから「設備
の概要」とか、そういうことを出さなければい
けません。ちよつとこれは伺つておきたいのは、
「態様」というのは一体どういうことを指すん
で、素人ではわからないんです。

○政府委員(小山森也君) 東京―大阪間回線交換
網というような、そういったことでございまして、
○田英夫君 それからも一つ、今申し上げたこ

これは、「役務の種類」とか「態様」というのは省令で決めるということになるわけですね。

○政府委員(小山森也君) 省令で決めますのは「電気通信役務の種類」まででございます。「態様」の方は省令がかかっておりません。「電気通信役務の種類」は郵政省令で定める区分でございます。今法律に書いてあります電報であるとか、電話であるとかデータ通信というふうなもの、それから試行役務になっているファクシミリ通信とか、そういったものが「電気通信役務の種類」ということになりまして、ある事業者がデータ通信であるとか、ファクシミリ通信、それから電話もやるというふうなときにその役務を書く、こういうことでございます。

○田英夫君 大変細かいことですから教えていただきたいんですが、そうすると今の「態様」あるいは「設備の概要」という部分もこれ出さなくちゃいけないわけですが、この内容についてはもう常識でわかっているということで特定に決めるということはないんですか。省令で決めるわけじゃないということになると、これはどういうところで決めるんですか。

○政府委員(小山森也君) これは、「電気通信設備の概要」というのは、例えば東京―大阪間一千万回線であるとか、そういったような設備のことでございます。これは特に内容について区分というのはありませんが、その内容につきましては第二項の初めにありますように、「郵政省令で定めるところにより」となっております。やはり「電気通信設備の概要」というのはこういうこととまでということとは省令で書くことになっております。

○田英夫君 そこで今、「役務の種類」ということが出てきたわけですが、これもどうもわかりません。このようにことを第九條に基づいて第一種事業をやるという者は、その許可を申請しなければならぬということでは出しますかね。そうすると、その内容というものは今おっしゃったように決まっている。そうすると、もう一つ契約約款というものが認可の対象になっている、この関係はどうかということになりますか、ダブリませんか。

○理事(片山基市君退席、委員長着席)

○政府委員(小山森也君) ただいまのあれは許可の問題でございます。片方の契約約款はこの利用者ととの関係において決める契約約款でございます。許可の申請というものと、事業者がお客様との間で決める契約の内容を契約約款として三十一條で認可を受けるということでございます。これとは重複はいたさないものでございまして、

○田英夫君 内容的にはどういうことをやるかという意味では同じことになってくるような気がするわけですよ。

つまり私が申し上げたいのは、役務の種類というところをもっと大くりにしておいていいんじゃないだろうかということをお願いしたいわけなんです。非常に細かなところまで郵政省の介入を受けるということになるんじゃないだろうか。ほかの電気とかガスなんかはもっと大くりにやっているんじゃないかというふうに思えるものから、えらく細かなところまで気を使われるなという気がするわけですよ。

○政府委員(小山森也君) どうも私の説明がへたで申しわけございません。

第九條にいうところの区分ではそれは大分類でございます。今で言う法定のサービス程度でございます。ただ、その具体的なサービスの内容をどうするかは、これは事業者が決めるわけでございます。ですから、その部分は契約約款になってくるわけでございます。最初の九條の方は大くりにございまして、あとはその利用を具体的にどうしていくかという提供条件、これは事業者が決めることとございまして、それだと認可するという形になります。

○田英夫君 それだとわかるんです。そういうことで確認しておきたいと思えますけれども、九條の方は大くりにございまして、いいんだということでは、その前の、さっき言いました「設備の概要」という方ですね。これもさっきお話がありましたけれども、これはかなり大切な、例えば新電電というふうなことを考えたときに非常に重要な部分になるんじゃないでしょうか。これは省令で定めるといふような程度でいいことなんですか。

○政府委員(小山森也君) これはその内容を省令で決めるということとございまして、概要としてはどういうことかといふと、電気通信回線設備の設置の区間または区域、電話線交換等一定の単位で表現されるものの回線設備の容量とか、あとは光ファイバーを使うとか、同軸ケーブルであるとか、そういった伝送交換の方式、アナログ、デジタルの区分というふうなものが大体中心になるわけとございまして、これは御指摘のようにならざるを得ない部分でございます。

○田英夫君 私は一貫して郵政省が非常に細部にわたってまでチェックをされるという精神が余り強過ぎるんじゃないかというところで伺っているものであります。私も細かい条文のところはなかなか理解できないので、言葉の解釈から伺いながら聞いています。ですから、大変面倒かもしれませんが教えていただきたいんです。

そうしますと、今おっしゃったようなことだと、私の言うこれもまた大づかみなところではないかと、細かな問題は一つチェックしないんだというふうに理解していいんですか。

○政府委員(小山森也君) ただいま申し上げたその程度のこととございまして、それ以上細かいことはこれには求めてないわけとございまして。例えば東京―大阪間であるとか換算何単位であるとか、それから同軸ケーブルを使うとか、その程度のこととございまして。

○田英夫君 それから、庶民感覚で物を見るといふ意味では、青島さんもさっき触れられましたけれども、今この電電改革法案が国会で審議されていることを知っておられる町の皆さんの声、そういう感覚でぜひ大臣以下あるいは電電公

社の幹部の皆さんもお考えいただきたいと思うんですけれども、みんな非常に心配しているわけですよ。青島さんのおっしゃったことも私全く同感なんですけれども、わからない部分が多い。今私が申し上げた郵政省の力が強過ぎるんじゃないかという感覚は、これはかなり多くの人が持っていることだと思えます。私も条文を一生懸命で試験勉強のように読んでみて、さっぱりわからないんです。この文章の中の、それで今、こんなことを拾い上げてみましたけれども、これでもまだ勉強不足かもしれません。もともとこういう部分があるんじゃないか。専門の皆さんはそこがよくわかるでしょうから、ぜひそういう立場があるんだぞと。郵政省の権限が強過ぎると、民営化したと言いつつ実は、さあ始まってみたら、むしろ電電公社時代よりも新電電は大変なことになる。あるいは新規参入をしてみたいけれども、法律上は大変規制が厳しいんだと、こういうことではたとえ当惑するということも起こってくるんじゃないか。

全く庶民感覚で申しますと、例えばさっきもダイヤルがうんとふえるんじゃないかというお話がありましたね。これは私ばかりではないんですが、例えば第二電電というものができる計画のようですね。そうすると、私なら私が第二電電を通じて大阪に電話しようというところになりますと、まず第二電電を呼び出すわけですね。これ東京にあるとすれば、それは七けたになるんじゃないですか。局番が三つとすれば七けたになるんじゃないでしょうか。それはまずそういうことになるんじゃないですか。

○説明員(山口開生君) ただいま先生がおっしゃいました東京から大阪にかけるときは、第二電電の新規参入の線を通じて大阪にかけるときは五けたぐらいでよろしいというふうな技術的には検討しております。ただ、それは今の電電に加入しております加入者は当然そのままよろしいわけですね、電電の線を使う場合は、電電の線を使いながら新しい第二電電の線を使うとい

う、両方使いたいという場合の話でございまして、今の加入者が、電報は少し高いから使わない、新規の安いところしか使わないというふうに固定しますと、今と同じような数で使うことはできません。これは技術的に可能でございまして、

○田英夫君 もう少し詳しく教えていただきたいんですけど、例えば今だと大阪にかけるとは○六で、あと局番が三つとすれば、七つ足すから九つ回すわけですね。第二電報を通じて大阪にかけるとなると、第二電報を呼び出すのに五けたかかるわけですか。そしてそれに今の設備でいくと自分の電話番号をやらなくていいんですか。それから、相手の電話番号がありますね、全部足すと幾つになるかというのをちょっと教えてくださ

○説明員(山口開生君) アメリカの場合と違ひまして、今例えば東京と大阪を考えますと、東京と大阪の間に伝送線を使う線を選別すればいいと、こういうことだけでございまして、したがって、その選別をするために五けた以内のけた数で選別ができる、こういうふうな考えておりますので、したがって第二電報の線を使う場合には、現在よりも、五けた程度のけた数を、ですから十五けたぐらいになりましょうか、そのくらい回せば使えと、こういうことでございまして、

○田英夫君 いずれにしても、庶民の心配はそんなところにあるということをひとつぜひわかってください。

これは、恐らくそうなりますと、若干安くても、回さないで新電報の方を使う人がもちろん一般の人は多いでしょうね。しかし、企業の方はそうではなくて、もっと簡単に、第二電報を使って企業間の通信をやるということを考えるでしょうから、さっきもお話に出たように、結果的には第二電報は企業専用会社ということになるだろうと、こう見ていいわけですね。

○説明員(山口開生君) 今五けた程度回しますのが、結局回したければ若干そちらの方が安いという格好に、利用者からはなるわけですね。ただし、

その線以外に電報公社の線をいつも使うとしますと、やはり電報の利用のために便利な方がいいというお客さんもございまして、必ずしも企業の全部がそちらに入るということでもなくて、やっぱり電報公社の線を使えば全国どこでも今と同じようなけた数でかかりますので、そちらのお客さんも私はあるんじゃないかと思っております。

○田英夫君 いろいろ難多に庶民の心配を並べますので、関連がなくて恐縮ですが、例えば、新聞が今のような配達ということではなくて、新聞社にとってはこの配達ということが経営の非常に重要なウィークポイントであるわけですから、恐らくそう遠くない将来に、ファクシミリで家庭に伝えるということが実現するだろうと思ひますけれども、その場合には、今度の法律によると一体どういうことになるかということ

をちょっと教えてください。

○政府委員(小山森也君) いろんな形が考えられます。一種事業者に対する単なるユーザとして新聞社がかかわってくるという場合もあります。それから、新聞社自体が二種事業者になりまして、第一種から借りて、その設備は全部新聞社が持つというような形も考えられます。

それから、これはちょっと飛躍かもしれませんが、けれども、通信衛星などを使って、みずから一種業者になって、それでみずからのものと合わせてほかのものも通信するというような場合も考えられまして、いろんな形態がありまして、これはこうだというのはなかなか押さえにくいところでございまして、

○田英夫君 これはしかし、そう遠くない将来に現実のものになると私は思ひますので、今局長おっしゃった中で、二番目のみずからは第二種になるというふうなね、そういう可能性が一番強いかもしれないですね。みずから施設をするということ

は、少なくとも当初はなかなか困難であって、第二種になると。そうすると、まあ新電報というものの一つの伝える設備の方では、新電報の役割というものがそこに出てくると。恐らくそれは新電報の会社を利用するということになると見ていいわけですか。

○政府委員(小山森也君) 各家庭となりますと、どうしても加入者線、市内網につなげなければいけないということになりますので、これは新電報の細厄介にならなければできない話だと思ひます。

○田英夫君 全く次も難多なことなんですけれども、これも庶民の心配の一つは、公衆電話、これはもう今非常に庶民にとっては便利になりました。助かっているわけですが、民間会社になつた以上は、電話ボックスをただその土地を占有するわけにいかなくなるということになる

と、あれだけのスペースですけれども、その占有料というものを新電報は当然その所有者に対して払うということになると、これもばかにならぬのじゃないでしょうか、全国で。しかし、夜になりま

すと赤電話はたばこ屋さんがしまつてしまふと、しまわれてしまつて使えない。夜よく一生懸命で電話ボックスを探さるというように私を私も経験をしたことがあります。そうすると、例えばあるちよつとへんびなところへ電話ボックスを建てた。これなら土地代が安いからいいけれども、割合繁華街のところだと土地代が高いからというようになると、しかし案内利用者は少なく、その電話料金による稼ぎとその占有料を支払う方の支払いとが、逆に支払いの方が多くなるというところ

へ電話ボックスを置くはずがないですね。そうすると、庶民は電話ボックスの数が減るんじゃないか、そういう心配を既にしていますよ。これはやっぱりこの場合ひとつ明らかにしておいてほしいと思ひます。

○説明員(岩下健君) ただいまお尋ねのいわゆる道路占有料でございまして、これは御指摘の公衆電話ボックス以外にも、電柱あるいは地下ケーブルを入れます管路、こういったかなり膨大なものがございまして、これの専用料をいわゆる新電報に

なりまして支払うことになるわけでございますが、この対象の施設なりあるいはその料金、政府の方で具体的に御検討でございまして、現在明確な数字は確定的なものはお出ておりませんけれども、ざつとマクロで試算いたしますと、三百億程度

の年間負担になるうかと思ひます。その中で、今の公衆電話ボックスに見合うものもあるわけでございますが、だからといって公衆電話の料金を上げるとか、あるいはまたその設置について手かげんをするというふうなことは全くござい

ませんで、むしろこの三百億の専用料、これは新しい税負担についても同様でございまして、これも、こうい

ったものは新しい会社になりましてから、現在の公社の制度では得られなかった経営の弾力性なり、あるいはその機動性、あるいはまた業務範囲の拡大、こうい

ったことをベースにした経営の中で、現在以上に経営の効率を上げるとい

うことは可能でありますし、また私どももやるつもりでおります。そういう中で、ただいま御指摘のような新会社に移行したことによる新しい負担増というものは、十分吸収していけるだろうと考

えております。これは公衆電話だけでなく、サービスの質を向上、増しこそすれ、これを減退

といひますか、後退するようなことは全くしないつもりでおります。

○田英夫君 もう一つ、けさ大森さんが質問しておられた点で、私も全くお答えにもかわらずよくわからないので、局長に教えていただきたいんですけれども、端末機の問題で、いわゆる従来の黒電話に当たるもの、それは役務として契約する

んだから支払いには要らないと、それから片っ方は物品として買うという場合に、これは何か最初端末機については新電報は販売を扱わないとい

うようなことがあったためにですね。何かその名残じやないかというふうな気がしてしょうがないんですけれども、なぜあ

あいう違いが出てくるんですか。

○政府委員(小山森也君) 今の公社法の建前では、端末機を売るとい

う建前になっておりません

が、この対象の施設なりあるいはその料金、政府の方で具体的に御検討でございまして、現在明確な数字は確定的なものはお出ておりませんけれども、ざつとマクロで試算いたしますと、三百億程度

の年間負担になるうかと思ひます。その中で、今の公衆電話ボックスに見合うものもあるわけでございますが、だからといって公衆電話の料金を上げるとか、あるいはまたその設置について手かげんをするというふうなことは全くござい

ませんで、むしろこの三百億の専用料、これは新しい税負担についても同様でございまして、これも、こうい

ので、全部電電公社というのは役務の提供である
と、こうなっております。したがって、ファ
クシミリというようなものでありまして、ファ
クシミリという端末機を通してサービスの役務の
内容を提供するということになっております。で
すから、今の公社法では物品を売するということ
を全く前提としていないわけでございます。

それで、新電電はどうかといいますが、これはもう今度の修正等によりまして自由にできるわけでございます。物品販売というのは、これは特に事業に非常に密接にかかわりのある端末機などは、これは物品として売ることです。それと同時に、事業法におきまして端末はこれは一定の基準さえ満たしていればどの端末をつけてもよいというたてまえになっておりまして、にする予定でございます。そういたしますと、端末を物品として買ってきてもよい、それを接続してもよいと、こういうことでございます。そうしますと、電話機そのものも、利用者側から見た場合には、一つの物品として買ってきてそこに付けたいというときもありまして、物品が独立してしまつては役務の内容が、もし変な電話、音質が落ちたときには電話機を買い換えなければいけない、そんなのは嫌だ、やはりそれは役務の一つのサイクルの中で買いたいと。だから、それについては電話機をかうんではなしに、電話機を通してところの電話サービスという音声をかうんだということになりますと、これは役務の購入になります、この形が変わってくるわけです。片方は役務の購入になり、片方は端末機という一つの物品をかうということになり、そうしますと物品をかうということについては、物品はいろいろな点におきまして自由に買えるわけですから、この販売価格は当然いろいろな事業者がみずからの販売価格でお客様に売るといふことになりまして、片方は役務の一端、一つの先端としてかうということですから、役務の提供ということになりまして、これは役務の料金というのは、先ほど申し上げました三十一條の料金の中に入ってくるということでござい

います。これにつきまして、一つの論理の問題と実態の問題とをあわせてお話ししているものですから、非常にわかりにくい点があつて申しわけないと思つております。

○田英夫君 これは専門の方がそういうふうにおっしゃるのはそれなりにわかるんですけども、もう奥さん方の会話が今から予想されるような気がして、おたくは役務を買ったのというような、こんなことを言たって、それはわかりませんよね。うちは物品を買ったのよなんという話になってしましまして、これはやっぱり修正の生んだ一つのあれかもしれませんが、何とかそのところとは実態の中で庶民が惑わないようにお考えいただけないものかと。従来のやはり電電公社の黒電話という役務まで提供していたという伝統と、会社にかわったということの中の切りかえが、どうもちょっと複雑過ぎてわからないと。原案はやはり従来の方をとっておられたものですから、そこで修正されると、修正ということになって、その二つが複雑に絡んじったという実態なんじゃないでしょうか。

○政府委員（小山森也君） 今修正によって変わってわけてございませんでして、もともと今度の法体系では新電電は端末を売ることができることになっておりましたが、ただその場合は郵政大臣の認可が要するという事になっているんですが、今回認可を外したということとでございいます。

それから利用者の方々が役務を買ったのか電話機を買ったのかというような会話というようなこととでございしますが、これはやはりどちらでも買えますよと、レンタル料で、基本料でもってお払いにになつてもいいですし、電話機を買つてくだすつても結構ですと、どちらでもお好きな方で結構ですと、こういう話になろうかと思ひます。

○田英夫君　ちやうど私こゝへ持っていたんですが、テレホンカードというのをこれもまことに旅行中などは便利なもので驚きましたけれども、こういうことが一つのあらわれのように、電信電話というものがもう非常にすばらしいスピードで変

化、発展をしているという中で、今度の改革とい
いますか、変化になるわけで、我々なかなかつ
いていけない部分があるのはこれやむを得ないか
もしれません。しかし、まだこの法案が成立した
わけじゃありませんから、あらかじめそういうこ
とをやるわけにはいかなかったとおっしゃるかも
しれぬけれども、一般の人にどういう変化が起こ

んだらうかという具体的な実態が余りにもつかみにくいんです。私も、繰り返し言いますけれども、利用者の側の立場を強調したいんですけれども、その立場からすると、一体どういうことが自分たちの生活の中で電話をめぐる起こってくるのだらうかということがわからない。近い将来のニューメディアを含めての変化ということもつと、郵政省なり、あるいは電電公社なり、関係者の皆さんが教えていただく、庶民に対して啓蒙活動をやっていたかどうかということがあつてよかつたんじゃないかと、こういう気がしてなりませ

まだこれからも審議の日数があるわけでありまして、私の方も勉強しますけれども、そういう庶民感覚ということとをぜひ含めてお考えをいただきたいということを申し上げて、終わります。

○委員長(大木正吉君) 電電三法に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時二十七分散会

七月二十七日日本委員会に左の案件が付託された。

一、電電公社制度改革に関する請願（第八六〇五号）（第八六〇六号）（第八六〇七号）（第八六五〇号）（第八六五一号）（第八六五二号）（第八六五三号）（第八六五四号）（第八六五五号）（第八六五六号）（第八六五七号）

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関

する請願(第八七〇三号)

一、電電公社制度改革に関する請願(第八七〇四号)(第八七〇五号)(第八七〇六号)(第八七

〇七号) (第八七〇八号) (第八七〇九号) (第八七
七一〇号) (第八七一一号) (第八七二七号) (第
八七二八号)

二、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第八七三七号)

、電電公社制度改革に関する請願（第八七八号）（第八七三九号）（第八七四〇号）（第八七六八号）（第八七六九号）（第八七七〇号）（第八七七一号）（第八七七二号）

二、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願（第八七七三号）

、電電公社制度改革に関する諮願（第八八三〇号）（第八八三一号）（第八八三二号）（第八八三三号）（第八八三四号）（第八八三五号）（第八八五七号）（第八八五八号）（第八八五九号）（第

八八六〇号) (第八八七四号) (第八八七五号)
(第八八七六号) (第八八七七号) (第八九一四

号（第八九一五号）（第八九一六号）（第八九一七号）（第八九一八号）（第八九一九号）（第八九二〇号）（第八九二一号）
、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する

二、電電公社制度改革に関する請願（第八九八

五号)（第八八九八六号）（第八九八七号）（第八九
八八号）（第八九九八九号）（第八九九〇号）（第八
九九一号）（第九〇〇七号）（第九〇〇八号）、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する

二、電電公社制度改革に関する請願（第九〇五）

三三三號(第九〇五四號)(第九〇五五號)(第九〇五六號)(第九〇五七號)(第九〇五八號)(第九〇五九號)(第九〇六〇號)(第九〇六一號)(第九〇六二號)(第九〇六三號)

二、電電公社制度の改革に関する請願（第九〇六四号）

、電電公社制度改革に関する請願（第九一五号）（第九一二六号）（第九一二七号）（第九一二八号）（第九一四九号）（第九一五〇号）（第九一一一号）（第九一五二号）（第九一五三号）（第

九一六六号(第九一六七号)(第九一六八号)(第九二二〇号)(第九二二二号)(第九二二三号)(第九二三四号)(第九二三五号)(第九二三六号)(第九二三七号)(第九二三八号)(第九二三九号)(第九二四〇号)(第九二四一号)(第九二四二号)

一、簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(第九二四三号)

一、電電公社制度改革に関する請願(第九二八七号)(第九二八八号)(第九二八九号)(第九二九〇号)(第九二九一号)

一、電電公社制度改革に関する請願(第九二九二号)

一、電電公社制度改革に関する請願(第九三〇五号)

第八六〇五号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 長野県松本市開智一ノ一 寺沢義雄 外四千四百九十九名
紹介議員 梶原 敬義君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六〇六号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願(三通)
請願者 北海道稚内市港二ノ三ノ一九 中野栄子 外四千七百九十九名
紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六〇七号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道士別市大通西二丁目 本間千恵子 外四百四十九名
紹介議員 安恒 良一君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五〇号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道名寄市大橋二六 古田美知子 外三百十四名
紹介議員 青木 新次君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五一号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 岐阜県土岐市泉が丘町四ノ五一 高田重雄 外四千四百九十九名
紹介議員 小野 明君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五二号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道稚内市栄四ノ一二ノ四 石田光雄 外二百九十九名
紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五三三号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 新潟県北蒲原郡中条町東本町四ノ二三 小野隆 外四千四百七十六名
紹介議員 小山 一平君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五四号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)
請願者 埼玉県浦和市尾三一九 宮沢哲男 外四千六百九十九名
紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五五号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 新潟県中頸城郡吉川町平等寺二五〇 杉田幸作 外四千四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五六号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 岐阜県安八郡神戸町齊田四〇九ノ三 和田英樹 外四千四百九十九名
紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八六五七号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 名古屋市中緑区鳴子町一ノ一 舟橋善光 外六百名
紹介議員 原田 立君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇三三号 昭和五十九年七月十三日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願
請願者 岐阜県関市向山町三ノ五 渡瀬りつ子 外四十二名
紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第八七〇四号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 長野県南安曇郡梓川村倭三、五三九 細田善弘 外四千四百九十九名
紹介議員 穂山 篤君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇五号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 香川県高松市一宮町一八ノ五 杉原修公 外四千四百九十九名
紹介議員 大森 昭君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇六号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 長野県茅野市中大塩六ノ四〇 中村芳正 外四千四百九十九名
紹介議員 小柳 勇君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇七号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)
請願者 北海道稚内市潮見四ノ三ノ四 太田一雄 外四千六百四十九名
紹介議員 佐藤 三吾君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇八号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)
請願者 北海道稚内市富岡三ノ三ノ四 佐藤和代 外二百九十九名
紹介議員 鈴木 和美君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七〇九号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道旭川市春光台五条五丁目 都地隆男 外六百四十四名
紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七一〇号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願
請願者 北海道江別市若草町九 前田宗春 外二百九十九名
紹介議員 寺田 熊雄君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七一一号 昭和五十九年七月十三日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 岐阜県吉城郡国府町広瀬町一〇〇

ノ六 谷川正躬 外四千四百九十

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七二七号 昭和五十九年七月十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪市港区弁天町二ノ一ノ八弁天

コーボ 山崎馨 外四千五百名

紹介議員 目黒今朝次郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七二八号 昭和五十九年七月十三日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 岐阜県掛妻郡掛妻川町新宮三八〇

ノ四三 小寺美どり 外四千四百

九十名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七三七号 昭和五十九年七月十四日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都渋谷区大山町二四ノ一二

金子英子 外五十一名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第八七三八号 昭和五十九年七月十四日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市東光三条二丁目 齊

藤末男 外百四十九名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七三九号 昭和五十九年七月十四日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪府三島郡島本町青葉三ノ二ノ

一二ノ二〇六 吉竹嘉博 外四千

五百名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七四〇号 昭和五十九年七月十四日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神戸市東灘区魚崎西町四ノ七ノ五

室谷豊子 外四千四百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七六八号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 新潟市寺尾上五ノ八ノ二七 大関

貴子 外三千六百二十四名

紹介議員 久保 亘君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七六九号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道稚内市萩見一ノ五ノ六 玉

川榮子 外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七七〇号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市港北区菊名五ノ二三 河辺

和雄 外百四十九名

紹介議員 村沢 牧君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七七一号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 茨城県土浦市神立町四、〇八九

高野重男 外四千六百四十九名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七七二号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区保土ヶ谷町三ノ

二二四 岩沢百合子 外百四十九

名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八七七三号 昭和五十九年七月十六日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願(二通)

請願者 滋賀県草津市野路町八九七 樋口

政雄 外七十二名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第八八三〇号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野県伊那市山本町一、九八六

高島速水 外四千四百九十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八三一号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市金星町三丁目 塚窪

みつゑ 外百六十四名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八三二号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 長野県高田二、一三一ノ六 藤田

義信 外四千四百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八三三号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区平戸五ノ二五ノ七

村川礼子 外二百九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八三四号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市緑区藤が丘一ノ四一ノ六

平田幸江 外二百九十九名

紹介議員 浜本 万三君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八三五号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市緑区寺山町五三七ノ一九

松本久司 外百四十九名

紹介議員 本岡 昭次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八五七号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市東光十四条三丁目

武田清幸 外二百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八五八号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市東光八条七丁目 北

上行孝 外二百九十九名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八五九号 昭和五十九年七月十六日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区平戸四ノ三四ノ一

石井富士子 外百四十九名

紹介議員 中村 哲君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八六〇号 昭和五十九年七月十六日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市東光六条四丁目 坂本朱実 外九千二百九十九名

紹介議員 和田 静夫君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八七四号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 長野市三輪六ノ九ノ二四 萩原治 外八千九十名

紹介議員 片山 甚市君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八七五号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県松戸市高柳新田一三ノ六 鈴木三蔵 外四千四百九十九名

紹介議員 浜本 万三君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八七六号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都練馬区関町北三ノ四六ノ六 横田正博 外四千四百九十九名

紹介議員 本岡 昭次君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八八七七号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚区汲沢町五〇八 岡崎七郎 外二百九十九名

紹介議員 安永 英雄君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一四号 昭和五十九年七月十七日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市錦町一二丁目 島政直 外四千八百五十九名

紹介議員 稲村 稔夫君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一五号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県銚子市海鹿島町五、二三一ノ六 川波政雄 外四千四百九十九名

紹介議員 大木 正吾君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一六号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県銚子市塚本町七八 神馬昭恵 外四千四百九十九名

紹介議員 粕谷 照美君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一七号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道稚内市緑四ノ九ノ六 北川勝義 外四百九十九名

紹介議員 久保 亘君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一八号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 神戸市中央区生田町一ノ二ノ三八 宮本純二 外四千四百九十九名

紹介議員 久保田真苗君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九一九号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 横浜市戸塚区汲沢町一、七八三 原明美 外四千六百四十九名

紹介議員 野田 哲君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九二〇号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市保土ヶ谷区狩場町四二二 神宮寺良二 外四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九二一号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願(五通)

請願者 北海道稚内市中央四ノ一四ノ三五 片岡清光 外五千九十九名

紹介議員 丸谷 金保君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九八四号 昭和五十九年七月十七日受理
簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 川崎市中原区小杉二ノ二二ノ一四五 幸善治 外九十一名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第八九八五号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県銚子市松本町二ノ九七七 高安保 外四千四百九十九名

紹介議員 龜山 篤君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九八六号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 福岡市東区箱崎二ノ一三ノ七 坂本正己 外四千四百九十九名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九八七号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市豊岡十四条七丁目 信田昭男 外四百九十九名

紹介議員 高杉 勉忠君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九八八号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 岩手県宮古市近内三ノ四七ノ三 柏崎文夫 外四千四百九十九名

紹介議員 中村 哲君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九八九号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市旭区南本宿町八〇ノ四 佐野等 外三百四十四名

紹介議員 松本 英一君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九九〇号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 岩手県一関市中里石畑九ノ二 佐藤一彦 外四千四百九十九名

紹介議員 村沢 牧君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第八九九一号 昭和五十九年七月十七日受理
電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 横浜市保土ヶ谷区川辺町四ノ二市 宮一、三一四 平賀勝 外四千六百四十九名

紹介議員 八百板 正君
この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇〇七号 昭和五十九年七月十八日受理
電電公社制度改革に関する請願

請願者 神奈川県小田原市酒匂六ノ九ノ九

湯川梅吉 外百四十九名
紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇〇八号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都東村山市野口町一ノ七ノ八
田原博昭 外四千四百九十九名

紹介議員 安恒 良一君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五二号 昭和五十九年七月十八日受理

簡易保険の保険金限度額引上げ反対等に関する請願

請願者 東京都三鷹市牟礼六ノ二三ノ一、
一二六 安在讓 外五十五名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第九四六号と同じである。

第九〇五三三号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 福岡県糸島郡志摩町初三三ノ一
船津丸忠 外四千七百三十四名

紹介議員 青木 新次君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五四号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神戸市垂水区舞子坂三ノ一八ノ三
七 岩田督司 外四千四百九十九名

紹介議員 梶原 敬義君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五五号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市春光六区二条六丁目
釜土功 外三百二十九名

紹介議員 粕谷 照美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五六号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市四区二条二丁目 岩
澤真 外百四十九名

紹介議員 小柳 勇君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五七号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市緑が丘二条一ノ一
九 片山英昭 外百名

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五八号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 兵庫県加古川市加古川町北在家二
五四 杉本進 外四千四百九十九名

紹介議員 佐藤 三吾君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇五九号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市中区名瀬町七九一 前田
美穂 外二百九十九名

紹介議員 志苦 裕君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇六〇号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 北海道旭川市東光十五区三丁目
中川節子 外三百九十九名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

電電公社制度改革に関する請願

請願者 岐阜県中津川市駒場一、一三七ノ
三 堀治光 外四千四百九十九名

紹介議員 丸谷 金保君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇六二号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 横浜市中区下瀬谷三ノ五四ノ二
二一 杉本克己 外二百八十四名

紹介議員 八百板 正君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇六三三号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県村田町七〇二ノ一 加藤て
る 外一万四千九十九名

紹介議員 田代富士男君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九〇六四号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(四通)

請願者 群馬県藤岡市篠塚六三三 岡野進
外九千七百九十四名

紹介議員 村田 秀三君

この請願の趣旨は、第七六八九号と同じである。

第九一二五号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 北海道旭川市春光町一區十条 土
井勇 外四千五百八十九名

紹介議員 鈴木 和美君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

紹介議員 高杉 勉忠君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九一二七号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 横浜市戸塚区舞岡町三三六 福田
八千代 外三百十四名

紹介議員 山田 讓君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九一二八号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 和歌山市関戸四ノ一ノ一六 山本
嘉昭 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九一四九号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 北海道利尻郡利尻町香形富士見町
岩垣範男 外四千七百九十九名

紹介議員 上野 雄文君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九一五〇号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 神奈川県相模原市東林間三ノ一
ノ五 伊藤俊悟 外百四十九名

紹介議員 竹田 四郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九一五二号 昭和五十九年七月十八日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 千葉県山武郡松尾町大堤二二七ノ
二 花沢亨 外四千四百九十九名

紹介議員 松前 達郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九二九〇号 昭和五十九年七月十九日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 東京都練馬区氷川台三ノ五ノ八

住谷政勝 外四千四百九十九名

紹介議員 矢田部 理君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九二九一号 昭和五十九年七月十九日受理

電電公社制度改革に関する請願

請願者 大阪府泉南郡岬町淡輪四、九一五

坂原拾雄 外十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

第九二九二号 昭和五十九年七月十九日受理

電電公社制度改革に関する請願(三通)

請願者 神奈川県小田原市田島八八〇 麻

生勉 外五千二百六十四名

紹介議員 対馬 孝且君

この請願の趣旨は、第七六八九号と同じである。

第九三〇五号 昭和五十九年七月十九日受理

電電公社制度改革に関する請願(二通)

請願者 神奈川県横須賀市船越町六ノ五七

佐藤勇夫 外八千九百九十九名

紹介議員 小野 明君

この請願の趣旨は、第四〇七五号と同じである。

昭和五十九年八月二十二日印刷

昭和五十九年八月二十三日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D